

自己点検・評価報告書

2023年度大学評価用

聖隷クリストファー大学

目次

序章.....	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織.....	21
第4章 教育課程・学習成果.....	25
第5章 学生の受け入れ.....	51
第6章 教員・教員組織.....	60
第7章 学生支援.....	70
第8章 教育研究等環境.....	88
第9章 社会連携・社会貢献.....	103
第10章 大学運営・財務	109
第1節 大学運営	109
第2節 財務	121
終章.....	125

序章

本学はキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神とし、保健医療福祉分野の高度な専門的知識と技術、建学の精神に裏付けられた専門職業人を育成し、人類の健康と福祉に寄与することを目的として設立された大学である。

看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部とこれらの学部を基礎とする大学院博士前期課程・博士後期課程及び助産学専攻科を有し、各分野における高度専門職業人を育成している。2023（令和5）年度には国際教育学部を開設し、こどもに関わる国際水準の教育・保育の専門性と国際的な視点に立って多様な人々が支え合い、学び合い、育ち合う地域共生社会を実現できる実践力を兼ね備えたこども教育の専門職業人を育成する。

2016（平成28）年度に10年先を見据えた中長期事業計画「聖隷クリストファー大学 未来創造躍進プラン」を策定し、将来の本学の目指す姿を明示し教育研究・諸活動の指針としてきた。この未来創造躍進プランに掲げるミッションステートメント及び長期目標（10年後）を達成するために年度計画を策定し、毎年度、1年間の諸活動の進捗管理と点検・評価を通して改善すべきことを翌年度の事業計画に反映し諸活動を行っている。

本学は2009（平成21）年度と2016（平成28）年度に大学基準協会による認証評価を受審し「大学基準に適合している」と認定された。2016（平成28）年度の認証評価では、1項目の改善勧告と6項目の努力課題が提示された。この指摘に対して、大学部長会と自己点検・評価運営委員会及び学部・研究科、全学組織ならびに事務部門が連携し実質的な改善に向けて取り組み、2020（令和2）年8月に改善報告書を提出した。2021（令和3）年3月に改善報告書に対する大学基準協会からの検討結果が通知され、改善勧告に対する改善経過について本報告書において、再度報告を求められている。

改善経過について再度報告を求められている事項

- 1) 社会福祉学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ0.78、0.74、社会福祉学部社会福祉学科において、収容定員において、収容定員に対する在籍学生数比率が0.82と低い。また、リハビリテーション学部理学療法学科において、両比率がいずれも1.20と依然として高いので、是正されたい。

改善経過を本報告書第5章において報告する。概要は以下の通りである。以下の取り組みにより在籍学生数比率が適正な値となるように努めている。

社会福祉学部

①入試制度の見直しによる改善対策

- ・2022年度入試から総合型選抜のプロセスの一部変更

②改組による入学定員の適正化による対応

- ・2023年度から社会福祉学部社会福祉学科の入学定員を65名から60名に減員
- ・公認心理師を目指すコースを設置し学部の新たな特長を創出
- ・2023年度から社会福祉学部こども教育福祉学科の学生募集を停止

- ・2023年度に国際教育学部こども教育学科を開設

リハビリテーション学部理学療法学科

①合格者の入学歩留予測の精度向上による改善対策

- ・受験者の本学への志望度、オープンキャンパス参加状況などを詳細に分析

このたび、2023（令和5）年度に認証評価を受審するにあたり、前回の大学基準協会からの評価結果を踏まえた改善状況及び自己点検・評価における課題に対する活動と改善の現状を本報告書にまとめている。前回第2期（2017年）の受審から今回第3期（2023年）の受審に至る間、内部質保証と自己点検・評価の在り方を模索し、PDCAサイクルを適切に機能させるために、体制整備や様々な取り組みを行ってきた。

体制整備の面では、内部質保証の推進の責任を担う組織と自己点検・評価の実施を担う組織の役割を明確にして内部質保証と自己点検・評価の仕組みを再構築した。その中でも新たな組織として、エビデンスに基づいて教育改善が図られるよう教学IR委員会を設置し、教学IRデータを活用した点検・評価が行われるようになった。また、点検・評価にあたって教職協働による組織的な運営を促進するとともに、学生FD委員会の設置、授業評価、学生満足度調査など、学生の参画と学習者の視点、意見を教育改善に反映できるような仕組みを構築してきた。このような自己点検・評価は教学マネジメントにも活かされ、社会と時代のニーズに応じたカリキュラム改定（看護学部の大幅改定、国際保健医療福祉プログラム（副専攻）、データサイエンス入門の新設など）やアクティブラーニング、ICT・シミュレーションを活用した新たな教育手法などの教育改善につながっている。

学生の受入れに対しては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に則した入学定員数の充足を目指し、入試制度改革、高大連携の推進、オープンキャンパス等の学生募集の工夫などに取り組んできた。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、保健医療福祉及び教育・保育分野の専門職業人の養成を担う本学にとっては、特に演習・実習時に感染が拡大しないように細心の注意を払うとともに教育研究活動への影響を最小限に抑えられるよう、教職協働により様々な取り組みをしてきた。全学の新型コロナウイルス対策会議を組織化、対面授業を基本に感染状況に応じてオンライン授業ができるよう ICT 環境を整備、大規模クラスの分散、学部・学科で校舎内の使用エリアのゾーニング、教室の改修など環境面での対策をしてきた。また、実習に際しては、実習地との調整、学生配置の分散化、模擬患者の活用による臨場感のあるオンライン実習の実施などにより教育の質を保つ努力をしてきた。このようなことが功を奏し、本学の目的である保健医療福祉分野の高度な専門的知識と技術、建学の精神に裏付けられた専門職業人の育成はとどまることなく、新型コロナウイルス感染症の流行前と同様に多くの専門職者を社会に輩出することができている。

内部質保証の活動を推進していく中、今回の認証評価において評価・指摘されたことについては、大学として責任を持って全学的に取り組んでいく。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

学校法人聖隷学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神としてきた。「隣人愛」とは、新約聖書の「心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くし、力を尽くして、あなたの神である主を愛しなさい」「隣人を自分のように愛しなさい」（マルコによる福音書12章30-31節）に示された精神である。この精神に基づいた本学の理念・目的を聖隷学園の寄附行為、大学、大学院の学則に定めている（資料1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

聖隷学園寄附行為第3条

キリスト教精神に基き教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

大学学則第1条

キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉に寄与することを目的とする。

大学院学則第1条

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の、高度かつ専門的な理論および応用を教授研究し、深奥な学識と研究能力を養い、保健医療福祉に関わる専門教育の向上・発展に寄与するとともに人々の健康・安寧と福祉に貢献することを目的とする。

また、大学・大学院の理念・目的に基づき、学部・学科、研究科（博士前期課程・博士後期課程）の目的・目標を「聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則」に定めている（資料1-4【ウェブ】）。それぞれの学部・研究科の目的・目標は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいたものとしている。

以上のとおり、本学は建学の精神を重んじ、大学・学部・研究科の理念・目的はすべてその精神のもとに連関しており、その内容は高度な教育機関及び学術文化の研究機関としてふさわしい内容を備えており、適切に設定しているといえる。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

<p>評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p>
--

前述のとおり、学則に大学、大学院の理念・目的を明示し、「聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則」に学部・学科、研究科の人材養成に関する目的を明示している。また、大学・大学院の各履修要項に理念・目的を掲載し、学生に周知するとともに、ウェブサイト、パンフレットに掲載し公表している（資料1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8、1-9）。

教職員に対しては、入職時のオリエンテーションや毎年行われる全教職員対象の教職員夏期研修会において、研修プログラムを通して理念・目的の理解と浸透を図っている（資料1-10、1-11）。また、新任教職員は授業科目「聖隷の理念と歴史」を聴講でき、学生と同じ目線で理念について学んでいる。さらに、教職員の理解をさらに深めるため、2022年9月には全学FD研修が「建学の精神に基づく教育とは」のテーマで行われた。建学の精神に基づく教育のありようについての講話、具体的な試みとして、2022年度から看護学部で始まった「聖隷看護基盤実習」の概要、学生・教員の体験や学びの紹介があり、「建学の精神に基づく教育の在り方や方法」について、学部を超えた教員同士が、一緒に考え論議できるきっかけとなった（資料1-12）。

学生は、学部の必修科目である「聖隷の理念と歴史」と「キリスト教概論」を受講し、聖隷学園理事長、大学学長をはじめとする学園関係者や聖隷グループ関係者から直接話を聞く機会となっている。学生は、これらの講義の受講を通してキリスト教精神を基盤とした「生命の尊厳と隣人愛」について理解するとともに「聖書」の基礎知識や重要な教えを学んでいる（資料1-13、1-14）。

学生の父母等保証人に向けては、各学部が実施する教育懇談会（2021年度までは保護者懇談会）において、学部の教育目的を説明し各学部の教育について理解を得ている。また、聖隷歴史資料館を見学するプログラムを設け、聖隷の歴史と精神を伝えている。聖隷歴史資料館は平日には一般公開されており、聖隷の歴史と精神を深く広く周知している（資料1-15【ウェブ】）。

以上のとおり、大学の理念・目的及び学部・研究科における目的等を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくために、2016年度に大学部長会（以下「部長会」という。）において中長期事業計画「未来創造躍進プラン」を策定し、2017年度より計画を推進してきた（資料1-16）。中長期事業計画「未来創造躍進プラン」は、本学が到達する姿をビジョンに掲げ、7つのミッションステートメント、計画開始から10年先を見据えた長期目標、5年先の目標に向けた中期計画からなり、計画は「教育」「研究」「学生支援」「就職・キャリア支援」「地域連携」「国際化」「学生募集」「基盤整備」の8種のカテゴリーで構成されている。

学部・研究科及び全学組織において、中期計画と当該年度事業計画の達成度の評価結果を踏まえて翌年度の単年度事業計画を策定している（資料1-17、1-18）。

未来創造躍進プラン及び単年度事業計画の策定においては、財政的な面の担保として聖隷学園の中長期経営計画を前提として、社会の動向・高等教育機関を取り巻く状況及び第2期認証評価での改善勧告を踏まえることに留意している。

聖隷クリストファー大学 中長期事業計画 未来創造躍進プラン

<建学の精神> キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」

<教育理念> 建学の精神を教育・研究・諸活動の基本理念とし、建学の精神に裏付けられた保健医療福祉・教育の専門職業人を育成することによって、人々の健康と幸福、そして地域と世界の福祉に貢献します。

<ビジョン> 保健医療福祉・教育の未来を創造する 教育・研究・実践のフロンティア大学

<キャッチコピー> 隣人愛と知の技で共に生きる社会の実現へ 聖隷クリストファー大学

<ミッションステートメント>

- 1) 建学の精神であるキリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を大学運営並びに教育・研究・実践に活かし、人々の幸福と健康、地域とアジアの保健医療福祉・教育の未来創造に貢献する。
- 2) 保健医療福祉・教育の総合大学としての学際性を活かした独創的教育を提供し、建学の精神に裏付けられた豊かな人間性と倫理観、教養と専門的知識・技能を兼ね備え、一人ひとりのために労を厭わぬ専門職を育成する。

- 3) 大学院博士前・後期課程をもつ大学として、卓越した研究成果と知を創造し、保健医療福祉・教育の発展に貢献する高度専門職者並びに研究・教育者を輩出する。
- 4) 社会に開かれた大学として、地域社会における保健医療福祉・教育に関する教育・研究・実践の拠点を形成し、共生社会の実現への使命を果たす。
- 5) 国際的な保健医療福祉・教育の課題解決に向けて、本学の人的・知的・技術的・教育環境の資源（聖隷ブランド）を活かした国際支援及び人材育成により国際貢献に資する。
- 6) 時代を先見し、自律的な自己点検評価と大学改革の実行により、保健医療福祉・教育のモデル大学として学界・教育界をリードする。
- 7) 教職員一人ひとりが個人として尊重され自律性が認められるとともに、自己成長と協働により大学（聖隷学園）の新たな価値創造と発展に努める。

<長期目標（10年後）>

- 【教 育】建学の精神と教育理念のもと、聖隷ブランドを活かした先進的かつ独創的な教育環境と教育課程及び教育方法による「聖隷教育モデル」を創出する。
- 【研 究】保健医療福祉・教育分野の独創的かつ学際的な研究を推進するとともに、国内及びアジアの中核となる研究・教育拠点を形成し、新たな学問体系を創造する。
- 【学生支援】隣人愛の精神を涵養し、主体的に豊かな学生生活を送ることができる「愛と活気あるグローバルキャンパス」をつくり、愛校心と帰属意識を醸成する。
- 【就職・キャリア支援】保健医療福祉・教育の動向と展望に基づいた病院施設等との連携体制の再整備と、卒業生・同窓会との強固なパートナーシップに基づく相互支援体制を構築する。
- 【地域連携】地域の保健医療福祉・教育の基幹大学として、地域の保健医療福祉の発展に向けた大学-地域連携による教育・研究・実践の地域モデルを構築する。
- 【国際化】国際的に競争力ある大学を目指して、積極的に国際交流・支援及び人材育成を展開し、アジアの保健医療福祉・教育の教育・研究・実践のハブ（Hub）大学に発展する。
- 【学生募集】情報と企画に基づく戦略的広報活動と、高大連携及び幼小中高大・卒業生循環型の募集活動等により、募集定員を堅持するとともに、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に基づいた人材を受け入れる。
- 【基盤整備】質の高い教育・研究を支える人事・組織・施設設備の充実を図るとともに、内部質保証システムに基づいた自律的な自己点検・評価を実施し、大学運営及び教育研究の質の向上を促す。また、建学の精神と教育理念を遵守・維持し継続的発展を担う幹部教職員を育成する。

以上のとおり、本学では大学の理念・目的及び各学部・研究科の目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた長期目標及び中期目標・計画を設定している。また、事業計画を遂行する中で計画の進捗確認、評価を9月と3月に行い、次年度に向けての改善すべき事項を盛り込んだ翌年度の事業計画を立案するといったPDCAサイクルを回し、内部質保証につなげている。

1.2. 長所・特色

- 創立以来、キリスト教精神に基づいた揺るぎない建学の精神のもと、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人を育成し、多くの卒業生を社会に輩出している。
- 大学名である「聖隷クリストファー」は理念に関連した名称であり特色である。「聖隷」とは、新約聖書に書かれる最後の晩餐の場面で、当時、奴隷の仕事とされた人の足を洗うことをキリストが弟子たちの足を洗うという行動をもって最後の教えを示したとされ、「聖隷」の名はこの個所に由来している。聖隷の創立者たちは、奴隷の形をとって弟子たちの足を洗うキリストの姿をクリスチャンの理想の生き方と考え、社会事業を目的として聖隷社を創立。ここから「聖隷」の歴史が始まっている。また、「クリストファー (Christopher)」とは「キリストを運ぶもの・担うもの」を意味し、世界のすべての罪と苦しみを背負ったキリストを背負って川向こうまで運んだとされる3世紀半ばごろの半伝説的な殉教者の名前である。このことになぞらえて、病人や障がい者、高齢者の不安や苦痛、悲しみを理解し大事にケアする人が本学から育ってほしいとの願いから「聖隷クリストファー」と命名された。

1.3. 問題点

なし。

1.4. 全体のまとめ

本学の設置者である学校法人聖隷学園は、創立以来、キリスト教精神に基づく「隣人愛」を建学の精神としている。本学はこの建学の精神を支柱として「生命の尊厳と隣人愛」を教育・研究・諸活動の基本理念とし、建学の精神に裏付けられた保健医療福祉及び教育・保育の専門職者を育成している。これらの精神・理念に基づき大学、大学院の目的を学則等に明示し、この目的を踏まえて学部・学科、研究科は教育目的・教育目標を明文化している。建学の精神、基本理念、大学の目的、教育目的・目標は本学の特長となるものであり、学校教育法第83条に定められる大学の目的に照らして、大学・大学院としてふさわしい内容である。これらの理念・目的は、聖隷学園規程集に掲載しているほか、本学ウェブサイト、大学・大学院の各履修要項で教職員、学生に周知するとともに、社会に対して公表している。

大学の理念・目的及び各学部・研究科における目的等を実現していくために本学では、中長期事業計画「未来創造躍進プラン」を策定し、実現に向けて学部・研究科及び全学組織が中期・短期目標を踏まえた単年度事業計画として到達目標と行動計画を策定し実行している。これらの計画は聖隷学園が策定する「中長期計画」の主要な計画を含んだものであり、予算編成と連動させ、教育研究活動と経営が一体となって計画が進められている。

本学の専門職者の養成は、確固たる理念・目的とそれを実現するための計画のもとで行われ、知識と技術の修得に加え、教育プログラムや学生生活を通してキリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を学んだ専門職者が社会で活躍することにつながっている。卒業生の多くは毎年、病院、福祉施設、教育機関などに就職しており、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人の育成にあたり理念・目的が具現化されている。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

大学・大学院の学則に掲げる目的を実現するために、建学の精神に基づく教育理念、教育研究上の目的及び内部質保証の方針に基づき教育研究活動等の点検・評価を行い、その評価と認証評価の結果を踏まえて継続的に大学教育の改善・向上に取り組むこと及び自らの責任で社会に説明していくことを内部質保証の基本的な考え方としている。この基本的な考え方に基づき、内部質保証のための全学的な方針を策定し、「聖隷クリストファー大学 各種方針」の中に明示するとともに本学ウェブサイト上で学内外に公表している（資料2-1【ウェブ】）。内部質保証のための全学的な方針は、内部質保証システムを適切に機能させるための組織体制、点検・評価のための手続き、点検・評価に用いるツールを明示している。「聖隷クリストファー大学 各種方針」は、2020年3月5日の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020年3月10日の部長会において決定し、2020年3月18日の教授会に報告され、学内イントラネット総務部 HP に掲載し周知されている。

内部質保証のための体制は、本学の最高決議機関である部長会、「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」に基づき設置する自己点検・評価運営委員会、各学部の教授会附属委員会である自己点検・評価委員会、大学院研究科委員会、教務運営会議、学生支援協議会、就職支援協議会、図書館運営会議、グローバル教育推進センター運営会議、情報化推進委員会、地域連携推進センター運営会議、入試・広報センター運営会議から組織されている。それぞれの役割と責任は次の通りである。

部長会は、全学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）として位置付けられており、内部質保証の基本方針の策定及び内部質保証の推進を担っている（資料2-2）。自己点検・評価運営委員会は、自己点検・評価の実施項目の策定や内部質保証システムの点検を行う組織として位置付けられており、内部質保証年間計画表に基づいて実施される自己点検・評価の検証を担っている（資料2-3、2-4）。各学部の教授会附属委員会である自己点検・評価委員会は、学部の自己点検・評価を担い、大学院研究科の自己点検・評価は研究科委員会が担っている。また、その他の全学的な観点から自己点検・評価を進める組織として、教務運営会議、学生支援協議会、就職支援協議会、

図書館運営会議、グローバル教育推進センター運営会議、情報化推進委員会、地域連携推進センター運営会議、入試・広報センター運営会議を充てている。

2022年6月28日開催の自己点検・評価運営委員会において、内部質保証の責任体制、役割分担について見直しの必要性が確認され、2023年1月10日に開催された部長会において「聖隷クリストファー大学内部質保証に関する規程」の制定（資料2-5）、「聖隷クリストファー大学部長会規程」及び「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」の改定、「聖隷クリストファー大学 各種方針」が取りまとめられた。また、これらの規程、各種方針は2023年3月15日の各学部教授会にて、全教員に周知された（資料2-6）。

以上のとおり、内部質保証に関する規程、責任体制や役割分担を明示した規程、各種方針を整備していることから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているといえる。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の全学的な体制は、2020年3月10日に開催された部長会において、内部質保証のための全学的な方針を定めたことにより明確となり、2023年1月10日に開催された部長会において、「聖隷クリストファー大学内部質保証に関する規程」が制定、「聖隷クリストファー大学部長会規程」及び「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」が改定され、内部質保証の推進体制、推進方法、責務と役割などが明文化された。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）は、部長会である。部長会は、学長を補佐して大学運営に必要な事項を企画立案し、責任を持って遂行する機関として設置されており、（1）大学及び各学部並びに大学院の事業計画・予算原案の作成及び事業計画・予算の執行に関する事項、（2）大学の人事政策及び各学部教員人事の基本方針に関する事項、（3）大学の運営組織及び大学並びに学部運営の基本方針に関する事項、（4）教育課程編成の基本方針に関する事項、（5）大学改革推進の基本方針に関する事項、（6）大学の内部質保証の基本方針に関する事項、（7）大学の内部質保証の推進に関する事項、（8）その他大学運営に関する重要事項について所掌する大学の最高決議機関である。部長会は、学長を議長とし、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、就職部長、総務部長、統括センター長、入試・広報センター長、教務事務センター長、学生サービスセンター長及びキャリア支援センター長により構成されている（資料 2-7）。

部長会は、内部質保証の推進について責任を負い、内部質保証システムを有効に機能させるために以下の役割を担っている。

1. 次の事項について審議し必要な措置を講じる。
 - ① 内部質保証を推進するための計画、方針等の設定及び点検・評価に関する事項
 - ② 大学の内部質保証に関する企画の立案、調査、点検・評価項目及び点検・評価

活動に関する事項

- ③ 各組織の行う自己点検・評価活動の支援、連絡調整及び全学的観点の点検・評価結果の検証に関する事項
 - ④ 認証評価の受審に関する事項
2. 大学部長会は、自己点検・評価の結果を活用して、本学の単年度の事業計画及び中・長期事業計画を策定し、実現に向けて推進する。
 3. 大学部長会は、各組織の点検・評価結果を全学的観点から検証し、助言や支援を行うとともに、改善を指示するものとする。
 4. 大学部長会は、文部科学省、厚生労働省等の行政機関からの指摘事項について、関連組織と調整のうえ適切に対応する。認証評価機関等からの指摘事項については、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。
 5. 大学部長会は、学外の評価者からの指摘事項について、適切に対処する。

自己点検・評価の実施を担う組織は、全学的な組織である自己点検・評価運営委員会である。

自己点検・評価運営委員会は、(1) 自己点検・評価の基本方針および実施項目の策定に関すること、(2) 自己点検・評価の結果のとりまとめに関すること、(3) 自己点検・評価結果の公表に関すること、(4) 自己点検・評価結果に基づく改善・改革の推進に関すること、(5) 自己点検・評価報告書のとりまとめに関すること、(6) アニュアルレポートのとりまとめに関すること、(7) 内部質保証システムの点検に関することを所掌している。自己点検・評価運営委員会は、学長を委員長、学部長を副委員長とし、研究科長、教務部長、学生部長、図書館長、地域連携推進センター長、総務部長、統括センター長、各学部の自己点検・評価委員長、その他学長が認める必要と認める教職員により構成されている。

また、自己点検・評価の実施体制として、各学部の教授会附属の自己点検・評価委員会が設置されており、学部長と各学部教授会附属自己点検・評価委員会が連携して学部の自己点検・評価を、研究科委員会が研究科の自己点検・評価を実施している。

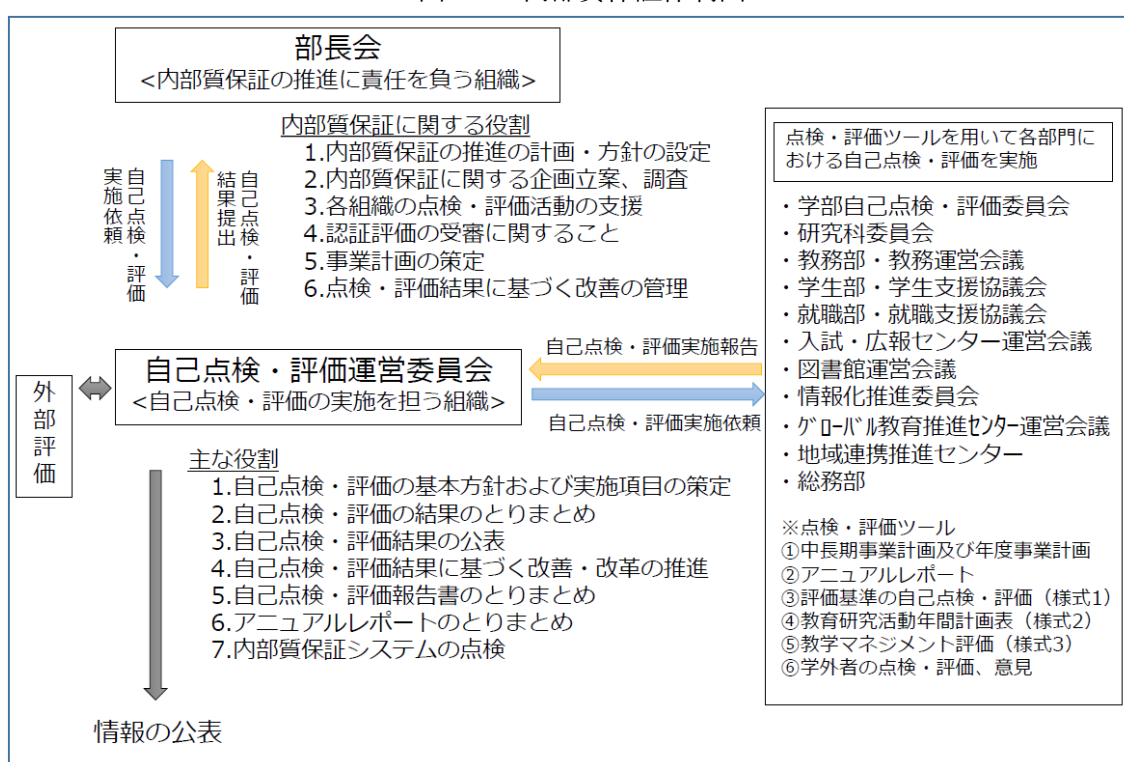
自己点検・評価は、内部質保証のための全学的な方針に明示する点検・評価ツールを用いて行われる。自己点検・評価運営委員会は、学部教授会附属の自己点検・評価委員会、研究科委員会及びその他の全学的な観点で自己点検・評価を進める組織が実施する点検・評価結果を全学的観点から評価し、改善課題をとりまとめ、部長会に上程する。また、大学基準協会の認証評価を受審する際に、自己点検・評価報告書の作成に関する計画を立案し、学部・研究科及び全学組織が実施してきた点検・評価結果を報告書にまとめ、内容を精査している。

前回第2期(2017年)の受審において、自己点検・評価にともなう内部質保証について学外からの意見を聴取する仕組みを取り入れさらなる改善を求められた。また、2020年3月5日及び6月23日に開催した自己点検・評価運営委員会においても、本学の自己点検・評価に対する学外者の評価や意見を教育改善に取り入れる仕組みを検討することが課題となった。それまで学外者の意見聴取は、2017年2月及び2019年9月に実施していたが、それが内部質保証の仕組みの一部として明確になっていなかったため、2021年度から自己

点検・評価の外部委員としての位置づけを明確にしたうえで、2022年1月に実施した学外者の意見聴取で得られた評価や意見を2022年2月22日に開催した自己点検・評価運営委員会において共有した。これにより、内部質保証体制に学外者を加え、2～3年周期で学外者からの評価と意見を聴取することを内部質保証のサイクルに組み込み教育改善につなげる体制としている（資料2-8）。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と自己点検・評価の実施を担う組織及び学部・研究科その他の全学組織との連携を図2-1に示す（資料2-9）。内部質保証の基盤となる各部門における自己点検・評価は、以下1)から8)のプロセスで行われる。

図 2-1 内部質保証体制図



- 1) 学長は部長会を通して、学部・学科及び研究科その他組織における教育の質保証に係る取り組みを支援し、取組状況の確認及び取組結果の集約を行い、これらを検証し、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じる。
- 2) 学長は部長会において、自己点検・評価の基本方針の策定及び自己点検・評価の実施を指示する。部長会は、自己点検・評価運営委員会に自己点検・評価の実施を依頼する。自己点検・評価運営委員会は学部・研究科及び全学組織に自己点検・評価の実施を依頼する。自己点検・評価運営委員会の依頼に基づいて、学部・研究科及び全学組織は点検・評価ツールを用いて自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価運営委員会に報告する。
- 3) 自己点検・評価運営委員会は、学部・研究科及び全学組織の自己点検・評価の結果

を踏まえ、全学的観点から自己点検・評価を行い、改善課題をとりまとめて部長会に上程する。

- 4) 学長は部長会において、部長会に上程された自己点検・評価結果の内容を精査した上で、改善が必要であると判断した場合は、関係部門に改善活動を行うことを指示する。なお、その際、本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- 5) 学長は部長会において、関係部門に対し期限を付した上で改善活動を行うこと、及びその状況を自己点検・評価運営委員会に報告することを指示する。
- 6) 関係部門は改善指示に対して改善活動を行い、その状況を部門の長が自己点検・評価運営委員会に報告する。自己点検・評価運営委員会は改善状況を確認し、部長会において報告する。部長会を主宰する学長にも同時に報告される。
- 7) 自己点検・評価運営委員会は、公表が必要と判断した情報を大学ウェブサイト等において公表する。公表作業は担当部署の総務部が行う。
- 8) 自己点検・評価の適切性を検証するために自己点検・評価運営委員会は、2～3年毎に学外者からの評価と本学の自己点検・評価の妥当性及び本学に求めることなどの意見聴取を行う。得られた評価結果と意見等は、自己点検・評価運営委員会に報告され、教育研究活動の改善活動に活用される。

以上のように、全学的な内部質保証推進組織と学内体制を整備していることから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているといえる。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

内部質保証を有効に機能させるために、内部質保証の方針、推進体制、推進方法などを定める内部質保証に関する規程に基づき、方針と手続に沿って内部質保証の活動を実施している。

内部質保証に関する各種方針を定めており、『「卒業認定・学位授与の方針(ディプロ

マ・ポリシー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」(以下「3つの方針」という。)については、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』を参照し策定している。3つの方針は、建学の精神、学則に掲げる大学の目的、大学・大学院の人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的などを踏まえて方針相互の関連性を意識し一貫性・整合性に配慮して策定している。これまでこのような考え方で3つの方針を策定してきたが、方針策定のための基本方針として明文化されていなかったため、2023年1月10日の部長会において3つの方針策定の基本方針を定めた。

本学の内部質保証活動は、内部質保証に関する方針に基づき、評価・改善方針の立案、教育研究活動等の現状把握、点検・評価、改善のPDCAサイクルを循環させ、内部質保証年間計画表に沿って、以下①から⑥の点検・評価ツールを用いて行われている。

① 中長期事業計画及び年度事業計画(資料1-16、1-18)

中長期事業計画及び年度事業計画は、中長期事業計画「未来創造躍進プラン」、未来創造躍進プランに掲げる目標を達成するために定める「中期・短期計画一覧」、学部・研究科及び全学組織が設定する具体的な単年度の計画である「年度事業計画」から構成されている。年度事業計画は、学部・研究科及び全学組織がそれぞれ策定し、毎年度末に年度事業計画の到達目標に対する目標達成状況について評価を実施する。目標が達成できなかった計画は、翌年度の事業計画の作成の際に、新たな計画に加え継続課題として計画に含められる。事業計画の作成、計画の実施、目標到達状況の評価、課題の改善といったPDCAサイクルを循環させる内部質保証のためのツールの一つとして位置付けている。

② アニュアルレポート(資料2-10)

学内の各部門が管理している毎年度の教育活動、研究活動、学生数、その他のデータを毎年4月に総務部IR室が収集し、アニュアルレポートとして5月に発行している。アニュアルレポートに掲載するデータは、自己点検・評価運営委員会において検討される。掲載する情報は、試験の実施に関するデータ、GPA状況、授業評価実施状況、国家試験合格状況、卒業生に関する情報、大学院における学位授与状況、学部・研究科の教員組織、専任教員年齢構成などの基礎的な数値データに加え、授業評価結果、学修行動調査結果、卒業生調査結果、教育に関するアンケート結果、学生満足度調査結果、保護者満足度調査結果などの各種調査結果の要約を掲載し、教育改善に資するものとなっている。学部・研究科及び全学組織において自己点検・評価を実施する際にアニュアルレポートを活用している。

③ 評価基準の自己点検・評価(様式1)(資料2-11)

様式1は、大学基準協会の定める大学基準1~10の点検・評価項目に対して点検・評価を実施する際に用いるツールである。毎年6月に学部・研究科及び全学組織は様式を用いて評価を行い、点検・評価結果と改善課題を明確にする。この改善課題への対応の進捗状

況が毎年 2 月に確認される。改善が見られない課題は引続き翌年度の点検・評価時に取り上げられることとなる。これらの一連の取り組みは、自己点検・評価運営委員会を経て部長会に報告され、課題改善に向けた方針・方策が共有される。このように様式 1 は、点検・評価結果、改善課題、改善に向けた進捗状況を把握する管理シートの機能を有している。

④ 教育研究活動年間計画表（様式 2）（資料 2-12）

様式 2 は、学部・学科、研究科における教育研究活動の実績を把握し、向上を目指すための仕組みとして、入試・学生募集、教育、国際交流、国家試験、学生支援、就職、研究力、社会活動、卒業生の育成などの項目に対して、数値目標と目標達成のための具体的な行動計画を設定し、点検・評価時に用いるツールである。毎年 6 月に前年度の数値目標に対する評価と当該年度の目標値及び行動計画を設定し、2 月に具体的な行動計画の進捗確認と課題の確認を行っている。

⑤ 教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式 3）（資料 2-13）

様式 3 は、3 つの方針に関わる適切性を評価するための 15 の点検・評価項目に対して点検・評価を実施する際に用いるツールである。毎年 10 月に学部・研究科及び全学組織は様式を用い評価を行い、点検・評価結果と改善課題を明確にする。この改善課題への対応の進捗状況が毎年 2 月に確認される。様式 3 は、自己点検・評価運営委員会を経て部長会に報告され、課題改善に向けた方針・方策が共有される。このように様式 3 は、3 つの方針に関わる点検・評価結果、改善課題、改善に向けた進捗状況を把握する管理シートの機能を有している。

⑥ 学外者の点検・評価、意見（資料 2-14）

点検・評価における客観性、妥当性を高めるための取り組みとして、学外者による点検・評価及び教育研究活動の適切性に関する意見聴取を 2～3 年毎に実施している。保健医療福祉分野の実習受け入れ施設の管理職者や教育経験のある有識者、保護者を代表する後援会会長、卒業生を代表する同窓会長から意見聴取し、自己点検・評価運営委員会に聴取した結果を報告、共有している。

以上の点検・評価ツールを用いて、学部においては各学部の自己点検・評価委員会、研究科においては研究科委員会、全学的事項については各種運営会議等の全学組織での点検・評価を経て、自己点検・評価運営委員会で全学的視点での点検・評価が行われた後、部長会において評価結果の確認及び改善方針が審議されている。審議の結果は教授会、研究科委員会に報告され、改善・向上につなげている。

また、教学 IR 委員会が 2021 年 4 月に設置され、本学の教育活動に関する情報を収集・分析し、学内の意思決定や改善活動の支援、外部に対する説明責任を果たす活動を推進している。内部質保証において、点検・評価ツールによる自己点検・評価を行う際の根拠となるデータを提供するため、学内の IR データを用いた横断的分析を行っている。教学 IR 委員会において分析した事例を以下に示す。分析結果は、2023 年 2 月 28 日に開催された

自己点検・評価運営委員会に報告され共有された（資料 2-15）。

分析は「高等学校の偏差値・評定平均と GPA との関連」「GPA、高等学校の偏差値・評定平均値と国家試験(模擬試験含む)の得点との関連」「1 年次と 2~4 年次の GPA の関連」について行われた。これらの分析は学部・学科別に行われ、分析結果から推薦入試の出願における高等学校の評定平均値の要件に関する検討に資する分析結果が得られた。また、1 年次の GPA(春・秋セメスターの平均値)と 4 年間の通算 GPA との間の相関が極めて強いことが判明した。全国の大学で行われている調査において、高校時代の成績は大学の成績にそれほど直結しないことや大学 1 年次の成績は大学通算の成績に大きく影響することが報告されており、本学においても例外でないことが明らかになった。1 年次で成績が低迷した場合に卒業まで低迷傾向が続く危険性を含むことを考慮すれば、入学前・初年次教育の拡充を図ることの重要性が改めて提言された。

上記のような方針と手続きの下、推進してきた内部質保証の活動を通して自己点検・評価運営委員会において挙げられた課題に対して、解決に向けた対応が図られ改善につながった事例を以下①から⑤に示す。

- ① 聖隷クリストファー大学 3 つの方針策定の基本方針を策定し明示することが課題として挙げられ、2023年1月10日開催の部長会において、3 つの方針策定の基本方針が制定され、「聖隷クリストファー大学各種方針」の中に位置づけられ明示されることとなった。
- ② 全学及び学位レベルでの教育理念、人材養成に関する目的、3 つの方針 (DP-CP-AP) の整合性の確認と再検討が課題となり、各学部・研究科において整合性が確認され、検討を経て、2023年1月10日開催の部長会において、より一貫性・整合性の高いものに改定された。
- ③ 教育課程編成・実施の方針 (CP) 「どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するか」についての検討と規程等への明示が課題として示され、2023年1月10日開催の部長会において 3 つの方針 (DP-CP-AP) の再検討が行われた際に、教育課程編成・実施の方針 (CP) の中に「教育方法」「評価」の項目を設ける改定が行われた。これにより、教育課程編成・実施の方針 (CP) に必要とされる事項が明示されることとなった。
- ④ 看護学研究科及び社会福祉学研究科において、博士前期課程と博士後期課程の入学受入れの方針 (AP) が同じ内容であったため見直しについて検討が必要となり、各研究科委員会において検討が行われ、2023年1月10日開催の部長会において、それぞれの入学受入れの方針 (AP) の改定が行われた。これにより、博士前期課程と博士後期課程の入学受入れの方針の違いが明確となった。
- ⑤ 学位レベルでの教育課程の点検・評価の方法 (カリキュラムチェックリスト) と改定の仕組み (サイクル) を明確にすることが課題として挙げられ、教務運営会議において対応が検討され、2023年2月14日開催の部長会において、「聖隷クリストファー大学教育課程等の点検・評価及び改定に関するガイドライン」が制定された (資料 2-16)。これにより、学位レベルでの教育課程の点検・評価の方法と改定の

仕組みが明文化された。

また、2016年度大学評価において大学基準協会の評価結果は「適合」であったが、1件の改善勧告及び6件の努力課題が付された。これらについては、2017年3月の自己点検・評価運営委員会において報告され、改善に向けた検討が開始された。各部門において改善に向けた取り組みが行われた後、2020年3月の自己点検・評価運営委員会において、改善状況の進捗を確認し、2020年6月の同委員会において改善報告書を取りまとめた。6件の努力課題については改善が進んだが、1件の改善勧告については、改善報告書提出時点で改善が認められず、引き続き課題となっており、解決に向けた努力を続けている。

以上のように、本学は方針及び手続に基づき内部質保証の活動を推進しており、改善につながった事例が得られていることから、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。一方、2016年度大学評価における入学定員充足率に関する改善勧告について、18歳人口の減少と学部系統による高校生の関心の強弱に大きく左右されるため、改善につなげることが難しい状況であるが、改善に向けた努力を継続している。改善に向けた取り組みの詳細は第5章で説明する。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

大学教育の質の保証と向上に取り組むこと及び自らの責任で社会に説明していくことを内部質保証の基本的な考え方としており、学校教育法施行規則第172条の2第1項に関する情報、学校教育法施行規則第172条の2第2項に関する情報、大学基準に関する方針、教学マネジメントに関する情報、グローバル教育推進の観点から求められる情報、評価に関する情報などを本学ウェブサイトや大学ポータル等を活用して公表している（資料2-17【ウェブ】、2-18【ウェブ】）。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の情報は、総務部IR室が関係部門からデータを収集し取りまとめて公表している。また、自己点検・評価運営委員会において、公表が必要と判断した情報についても総務部IR室が把握し公表する。

各情報源は教務事務センター、入試・広報センター、キャリア支援センター、大学総務部、法人事務局財務部などの部署が専門的に扱っている根拠資料を基に作成しているデータであるため、データの正確性、信頼性が高いといえる。また、これらの情報は、原則として毎年5月1日時点の情報として5月から7月までの間に更新を行っている。

従前より教育情報等を公表してきているが、内部質保証に関する規程の整備に合わせ、2023年1月10日に開催された部長会において「聖隷クリストファー大学教育情報の公表に関する規程」を整備した（資料2-19）。

公表内容の詳細は以下の通りである。

公表する情報

- (1) 学校教育法施行規則第172条の2第1項関係
 - ① 大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること
 - ② 教育研究上の基本組織に関すること
 - ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ④ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること（大学設置基準第25条の2）
 - ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（大学設置基準第25条の2）
 - ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (2) 学校教育法施行規則第172条の2第2項関係
 - ① 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- (3) 大学基準に関する方針
 - ① 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - ② 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ③ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
 - ④ 内部質保証のための全学的な方針
 - ⑤ 教員組織の編成に関する方針
 - ⑥ 学生支援に関する大学としての方針
 - ⑦ 教育研究環境や条件を整備するための方針
 - ⑧ 社会連携・社会貢献に関する方針
 - ⑨ 大学運営に関する大学としての方針
- (4) 教学マネジメントに関する情報
- (5) グローバル教育推進の観点から求められる情報
 - ① 海外からの学生を受け入れ、また、本学の学生を海外に送り出すに当たって、学位プログラムや学生支援に関する情報
 - ② 協定を締結している海外の大学
- (6) 評価に関する情報
 - ① 自己点検・評価の結果（学校教育法第109条）

② 文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価結果（学校教育法第110条）

(7) その他の情報

① 前各号に定める情報のほか、積極的な情報の公表が必要と認められる教育情報

以上のように、学校教育法及び学校教育法施行規則などの法令等に定められた公表すべき内容に沿って、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表していることから、本学は社会に対する説明責任を果たしているといえる。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 **また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性は、毎年6月に開催される自己点検・評価運営委員会において、点検・評価ツール③評価基準の自己点検・評価（様式1）を用いて点検・評価されている。点検・評価結果は、7月に開催される部長会において確認され、課題がある場合は改善方針が検討、決定され、関係する部門が改善に取り組み、毎年2月に開催される自己点検・評価運営委員会及び3月に開催される部長会において改善状況の確認が行われている。

2019年6月25日開催の自己点検・評価運営委員会において、前述の点検・評価ツールを用いて点検・評価を実施したところ、内部質保証のための全学的な方針及び手続を含む各種方針が整備されていないことが課題となり、2019年7月9日開催の部長会において課題の改善に向けて着手することが決定した。その後、2019年10月29日及び2020年3月5日開催の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020年3月10日開催の部長会において内部質保証のための全学的な方針及び手続を含む各種方針を策定するに至った。

また、2022年6月28日開催の自己点検・評価運営委員会において、内部質保証システムの適切性に関する内部質保証の責任体制と役割について、部長会と自己点検・評価運営委員会の責任と役割の明確化が課題となった。また、内部質保証システムに関連する規程が未整備なものがあったため、2023年1月10日に開催された部長会において「聖隷クリストファー大学部長会規程」及び「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」の改定、「聖隷クリストファー大学内部質保証に関する規程」の制定、「聖隷クリストファー大学各種方針」の規程化を行った。このことにより、それまで実施されてきた内部質保証のための活動は、内部質保証システムとして明確に位置付けられることとなった。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行って

り、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

2.2. 長所・特色

なし。

2.3. 問題点

- 点検・評価における客観性、妥当性を高めるための取り組みとして、学外者による点検・評価及び教育研究活動の適切性に関する意見聴取を実施しているが、学外者による評価に関する規程が未整備のため、規程の制定に向けて検討を進める。
- 点検・評価結果の公表に当たり、現時点では、大学基準協会の認証評価受審時の自己点検・評価報告書及び点検・評価ツール①「中長期事業計画及び年度事業計画」の評価結果を公表しているが、他の点検・評価ツールによる評価結果は公表していないため報告書として公表ができるよう検討を進める。

2.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学は内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備し、方針、手続きに基づいた内部質保証システムが有効に機能している。また、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。一方、学外者による評価に関する規程が未整備である点と点検・評価ツールによる評価結果の公表ができていない点など課題があるため、規程の整備と報告書の作成手順について明確にするよう取り組んでいく。

新型コロナウイルス感染症への対応として、様々な取り組み（新型コロナウイルス対策会議の組織化、対面授業を基本に ICT を活用したオンライン授業、大規模クラスの分散化、校舎内の使用エリアのゾーニング、実習に際して実習地との調整及び学生配置の分散化、オンライン実習の実施など）により、教育の質を保つ工夫と努力により教育研究活動への影響を抑えてきた。大学運営に関わる会議、委員会等の開催方法についても、対面での通常開催を基本とし、会議室と研究室をオンラインでつないだハイブリット開催や遠隔開催を可能とし、運営に支障が生じないようにしてきた。このような取り組みにより、内部質保証に関する手続きや全学及び学部を単位とする内部質保証の PDCA サイクルの運営面での支障は生じることはなく、内部質保証システムは正常に機能している。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は3学部6学科、大学院は3研究科3専攻（博士前期課程・博士後期課程）、助産学専攻科及びセンター等から組織されている（資料 3-1【ウェブ】、3-2）。学部・研究科、センター等の教育研究組織は、建学の精神に基づいたうえで、学術の進展、社会の要請を考慮した編成となっており、適切に高等教育機関としての役割を果たしている。第1章で述べたように、本学の目的は「キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉に寄与すること」であり、大学院の目的は「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』に基づき、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の高度かつ専門的な理論及び応用を教授研究し、深奥な学識と研究能力を養い、保健医療福祉にかかわる専門教育の向上・発展に寄与するとともに人々の健康・安寧と福祉に貢献すること」である。本学ではこの目的を達成するため、看護学部（看護学科）、社会福祉学部（社会福祉学科、介護福祉学科、こども教育福祉学科）、リハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科）を置き、学部学科制による専門領域の教授を行っている（大学基礎データ表1）。さらに看護系大学等を卒業した者に対して、助産学についての特別な教育研究を教授し、助産師養成を行うことを目的とする1年制の助産学専攻科を設置している。また、大学院の目的を達成するため、大学の各学部を基礎とする看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、リハビリテーション科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、社会福祉学研究科（博士前期課程、博士後期課程）を設け、高度専門職業人としての専門科目を教授している。

看護学部、社会福祉学部こども教育福祉学科及び国際教育学部こども教育学科（2023年度に現在の社会福祉学部こども教育福祉学科を改組した。）に教職課程を設置しており、教務運営会議のもとに全学教職課程委員会が設置されている。免許状の種類が看護学部は「養護教諭」、こども教育福祉学科は「小学校教諭」「幼稚園教諭」と学部教育に付随する課程と教育を主たる目的とする課程で、教育活動の規模が異なるため、実質的な活動は情報共有にとどまっている。今般の教育職員免許法施行規則の改正により、教職課程の自

己点検・評価が義務化されたことから、全学教職課程委員会を規程化し、その役割を明確にし、一度目の自己点検・評価報告書の作成を行い、自己点検・評価運営委員会に報告した（資料3-3、3-4【ウェブ】）。今後は定期的な点検・評価、教職課程のFD・SDの実施を推進していく。

社会貢献、地域との連携・協働による課題解決を行う組織として、地域連携推進センターを設置し、①共同事業・研究、②専門職への研修・一般市民への学習機会の提供、③政策形成への貢献、④地域に開かれた相談窓口となることを主な使命として、人類の健康と福祉に寄与する、という点で理念・目的の達成に貢献している。地域連携推進センターについては第9章で詳細に説明する。

近年の新たな教育研究組織の設置や改組が社会の要請、国際的環境を踏まえたものである例を以下に示す。

2019年4月に看護師特定行為研修の開始に伴い看護研修センターを設置した。特定行為研修を運営する部門として「特定行為研修管理委員会」、実習先の看護師との研修を推進する部門として「看護継続教育委員会」を置き、その円滑な運営に努めている。特定行為研修規則第1条ではその目的を「建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を実現するために、保健師助産師看護師法第37条に基づく特定行為指定研修機関として、特定行為を安全に提供でき、患者やその家族のニーズに応え、地域医療を支える看護師を育成することを目的とする」と定めており、保健師助産師看護師法第37条に基づく特定行為指定研修機関としての指定科目に加えて本学の独自科目「療養生活支援看護論」を設けて、本学看護学部教員が建学の精神を踏まえた研修を行っている。看護継続教育委員会規程第1条では「地域の看護師を対象とした看護に関する継続教育を行なう」とし、本学看護学部の主な実習施設であり聖隷の理念を共有する聖隷福祉事業団の各病院、施設との継続教育を推進し、聖隷の理念及び本学の建学の精神を地域の看護師と共有、発展させることに貢献している（資料3-5）。

また、2023年4月より、社会福祉学部こども教育福祉学科を改組し、国際教育学部こども教育学科を開設する。社会福祉学部こども教育福祉学科では、これまで、教育・保育現場において発達や家庭環境などにおいて課題のあるこどもに適切に対応するための保健・医療と連携した社会福祉の実現を展望することのできる質の高いこども教育福祉の専門職者を養成してきた。一方、地域の特徴として外国籍住民が多いということから、国籍や文化的背景が異なる人々との間の相互理解と共生、教育の国際化が課題となっており、そのような地域からの要請に対して、行政、心理・福祉等の専門機関、地域住民と連携しながら、多文化共生社会の中で多様なこどもたちの育ちを支える「チーム学校」を実践できる小学校教諭の養成を目指すこととし、2019年度より、小学校教諭教職課程を新たに設置した。併せて、新しい時代に求められる資質・能力を身に付けられるよう、「国際バカロレア」を取り入れ、主体性や国際的な視点を持った全人教育を推進する小学校教諭の養成も目指すこととした。小学校教諭教職課程の設置に伴い、「福祉」から「教育」に重心を移してきたが、さらに2023年度より、社会福祉学部こども教育福祉学科を改組し、国際教育学部こども教育学科を設置することになった。

社会福祉学部は、2020年度から人口減少・超高齢社会の進展の中で、高齢者の介護問題や子どもの貧困、虐待、若者のひきこもり、困難を抱えた方々の地域からの孤立化等、多

種多様な問題が発生している現代社会において、より幅の広い知識を身につけ実践者として「地域共生社会」を築くことのできる「社会福祉専門職」を養成することを目指し、社会福祉学科と介護福祉学科を統合し、社会福祉学科の中にソーシャルワークコース、介護福祉コースを設置した。さらに、従来の精神保健福祉士養成については、児童福祉、障害者福祉分野だけでなく、保健医療分野においても人々の社会的側面の問題・課題に取り組む専門職者を多数輩出してきたが、近年、心理的な問題、課題を抱えた要支援者が増える中、心の問題にも寄り添いながら支援する力が求められるようになったことを鑑み、2023年度からは、公認心理師も目指すことのできる「福祉・心理コース」を新たに設け、「心理に強いソーシャルワーカー」の育成に着手することにした。

リハビリテーション学部は、2019年4月に「国際リハビリテーションコース」を開設した。これは理学療法・作業療法・言語聴覚学科における学修に加え、国際リハビリテーションコースが指定した科目の履修と課外教育で構成されているコースである。日本は急速なグローバル化が進み、保健医療福祉の現場でも国際的な課題解決が必要とされているという社会的背景がある。これらの背景を踏まえて、リハビリテーション学部では、グローバル社会に貢献できる人材の育成及び「科学的根拠に基づく確かな技術と豊かな人間性」を兼ね備えた人材育成に取り組んでいる。さらに、2022年4月より、「国際リハビリテーションコース」を発展させ、全学部・学科を対象としたプログラムとして、「国際保健医療福祉プログラム（副専攻）」を開始することで、グローバルな時代に必要とされる専門職者を育成する。

以上のように、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人を育成するためにふさわしい学部・学科が組織され、大学院においては、保健医療福祉にかかわる専門教育の向上・発展に寄与するにふさわしい研究科が設置されている。また、地域社会、国際社会に貢献する上で適切な役割を担うセンターと運営体制が整えられている。これらのことから、本学における学部、研究科、センターその他の組織は、大学の理念・目的に照らして適切に設置されているといえる。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、第2章で説明した点検・評価ツール③評価基準の自己点検・評価（様式1）を使用して、毎年6月の自己点検・評価運営委員会において点検・評価を実施している。7月の部長会において点検・評価結果を確認し、課題がある場合は、改善方針を決定している。改善が必要と判断された事項については、毎年2月の自己点検・評価運営委員会及び3月の部長会において進捗確認を行っている。

点検・評価結果に基づいた対応として、教職課程に関する全学的な実施組織の役割・組織、機能等を明確にした事例を以下に示す。

2022年6月28日の自己点検・評価運営委員会において、教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性について改善すべき課題として取り上げられた。本学では看護学部及び社会福祉学部こども教育福祉学科に教職課程を設置しており（看護学部では養護教諭養成課程、社会福祉学部こども教育福祉学科では小学校・幼稚園教諭養成課程）、学内の連絡調整を行う組織として全学教職委員会を設置しているが、養成する教員像や教育内容の違いから、学部を横断した調整等の必要に迫られることがなかった。一方、教育職員免許法施行規則の一部改正により、教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検・評価の仕組みの創設が必要となっていた（2022年4月1日施行）。この課題の対応のため、2022年12月13日の部長会において、全学教職課程委員会の役割・組織、機能等を定めた全学教職課程委員会規程を制定し、同日より施行している。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

3.2. 長所・特色

- 本学が設置している全ての学部、学科、研究科の理念が全てキリスト教精神による隣人愛の精神、すなわち、目の前の救いを求める一人を救うことにあり、建学の精神に沿った教育研究組織の編成ができています。
- 教育研究組織を編成するに当たり、教員の採用について各種規程や採用面接等によって人物評価と資格審査を行い、分野・領域に合致する優れた専門性と臨床経験及び研究歴を兼ね備えた教員を配置するように努めている。特に採用面接時の人物評価では、本学の建学の精神についての理解や採用候補者自身が建学の精神を理解し責任をもって学生や職務に向き合えるかという点を重視している。

3.3. 問題点

なし。

3.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学の学部・研究科、センター等の教育研究組織は、理念・目的の実現に必要な組織であり、建学の精神に基づき、学問の動向、社会の要請、国際的な視野を踏まえて設置され、適切に高等教育機関としての役割を果たしている。教育研究組織の適切性については、点検・評価ツールを用いて定期的に点検・評価を行っており、その結果に基づき改善を図っている。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<大学全体>

聖隷クリストファー大学 3 つの方針策定の基本方針の中で「卒業認定・学位授与の方針」（以下「DP」という。）の策定方針を以下のように定めている。

3 つの方針策定の基本方針（DP）

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）は、本学の建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた保健医療福祉及び教育分野の専門職を育成することを教育の基本理念とし、大学、学部・学科、研究科の目的に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業・修了を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるものである。

在学生に対しては自身が身に付ける資質・能力の目安・指針となりうるものであり、社会に対しては卒業・修了生に最低限備わっている資質・能力を保証するものとして機能するものであるため、卒業・修了までに養成する資質・能力をできる限り具体的かつ明確に記載する。

学修成果は、卒業・修了生が「何を学び、身に付けることができるのか」を、専門分野に係る資質・能力も含めて策定し、定量的又は定性的な根拠に基づき評価することができるものとする。

この方針に基づき、学部・研究科の特徴に応じて、それぞれに DP を定め、ウェブサイト、履修要項で公表している。ウェブサイトでは第三者がアクセスしやすい大学の概要（大学案内）のページに掲載している（資料 4-1【ウェブ】）。在学生に向けてウェブサイトの在学生のページに履修要項（PDF）を公表し、いつでも確認できるようにしている（資料 4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】）。履修要項は入学時に冊子で配付し、入学生に対する説明に利用している。

現在の DP は 2018 年度に大学全体で 3 つの方針を一貫性のあるものにするために自己点検・評価運営委員会で見直されたものを基本に、2022 年度に 3 つの方針策定の基本方針を定め、方針に基づく整理を学部・研究科が行い、部長会において決定したものである（資料 4-4、4-5）。

学士課程においては「建学の精神の基盤となる教養」「専門職者としての知識」「理論」

「対人関係力、論理的表現力」「課題探求力」「課題解決力」「多職種連携・協働の力」「地域・国際社会で活躍するための基本的な力」の7つの目標、学修成果をそれぞれの学部で意識して設定し、履修要項では、学部の教育目的、教育目標、DPを続けて記載することで目指す養成人材像とDPのつながりがわかりやすくなるようにしている。

大学全体の教育目的と学部のDPの関連性を示す例として、看護学部の内容を以下に示す。

大学の人材養成目的（教育目的）は大学学則第1条に「本学は、キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション及び福祉の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉に寄与することを目的とする。」と定めており、これを受けて看護学部では学部の教育目的を「建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づく深い人間理解の上に、人々の健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、人々がその人らしく生活できることを目指した質の高いケアを提供するために、進歩する看護専門分野及び関連諸学の知識と技能を統合し、多職種連携・協働してその責務を果たし、国内外の新しい動向にも対応できる看護学分野の指導的人材として労を厭わぬ実践ができる看護専門職者を育成すること」とした。

この目的を達成するために教育目標を「看護職を志すものとして身につけるべき態度・知識・技能を修得するために、1)建学の精神に基づいた人間性の涵養をはかると共に、多様な価値観を寛容し、人間理解を深めます、2)人間や環境についての基礎知識を幅広い視野から体系的に修得する能力を育成します、3)対象者の成長・発達段階及び健康段階、看護の場の特性を踏まえて、対象の理解と看護に関する基本的な知識と理論、技能を育成します、4)看護の役割拡大を見据え、生涯にわたり看護専門職として看護学を探究する能力を育成します。」とし、これらを踏まえたDPを以下の通りとしている。

看護学部 DP

卒業においては、以下に掲げることに到達することを目標とし、卒業に必要な所定の単位数を修得した者に対し卒業を認定し、学位を授与します。

1. 建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた高邁な精神と豊かな教養に裏付けられた倫理観を身につけている。
2. 看護の基盤及び看護専門分野の基本的な知識・理論や技能を体系的に修得している。
3. 様々な価値観や立場、意見を尊重した対人関係能力と論理的表現力を身につけている。
4. 看護専門分野や諸学の学識を用いて課題を探究し、多面的に考察することができる。
5. 専門分野の知識・理論や技能を総合的に活用し、対象の特性を踏まえた看護の実践力を身につけている。
6. 看護専門職としての専門性とその責務を自覚し、多職種と連携・協働することができる。

7. 地域及び国際社会のニーズを捉え、看護専門職として自己研鑽することができる。

なお、養護教諭の教職課程のディプロマ・ポリシーについては、上記に加えて下記の通りとします。

- (1) 教育に関する基礎的な教養・技能を身につけている。
- (2) 養護教諭として必要な専門的知識・技能を身につけている。
- (3) 上記(1)と(2)を活用して児童生徒の健康問題に対応できる実践力を身につけている。

大学が掲げる教育目的を基盤として、学部の教育目的を加え、目的を達成するための目標を立て、DPとして具体的な卒業要件、卒業に必要な学修成果を掲げており、大学の教育目的に沿った人材養成像を掲げることができている。

授与する学位ごとに、DPを適切に定め、公表しているかの点検は、本学の内部質保証年間計画表に基づき、教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）を用いて学部・研究科が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている（資料2-4、2-13）。その際に改善すべき点には大学としての助言等として学長からの意見が付される。2022年度の3つの方針策定の基本方針の策定についても自己点検・評価の中で課題とされて策定に至った。

以上のことから、本学は授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているといえる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

聖隷クリストファー大学3つの方針策定の基本方針の中で「教育課程編成・実施方針」（以下「CP」という。）の策定方針を以下のように定めている。

3つの方針策定の基本方針（CP）

「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）達成のために、どのような教育課程（カリキュラム）

を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針である。

卒業認定・学位授与の方針に示した学修成果を学生が身につけるための教育課程の編成（科目の配置等）、教育課程の実施（授業形態や教育方法等）とともに、教育課程を通じて身につけた学修成果の評価方法を具体的かつ明確に記載する。

この方針に基づき、学部・研究科の特徴に応じて、それぞれに教育課程編成・実施の方針（以下「CP」という。）を定め、ウェブサイト、履修要項で公表している。ウェブサイトでは第三者がアクセスしやすい大学の概要（大学案内）のページに掲載している（資料4-6【ウェブ】）。在学生にはウェブサイトの在学生のページに履修要項（PDF）を掲載し、いつでも確認できるようにしている（資料4-7【ウェブ】、4-8【ウェブ】）。履修要項は入学時に冊子で配付し、入学生に対する説明に利用している。

現在のCPは2018年度に大学全体で3つの方針を一貫性のあるものにするために自己点検・評価運営委員会で見直されたものを基本に、2022年度に3つの方針策定の基本方針を定め、方針に基づく整理を学部・研究科が行い、部長会で決定したものである。

CPでは、学部・研究科が教育内容とそれに応じた教育課程上の領域（授業科目区分）に言及するとともに、DPごとにどのような授業科目を配置するかの方針や、評価の仕方を説明している。学生に対しては、履修要項においてさらに詳しくカリキュラムの構成について説明し、DPごとの具体的な配置科目をカリキュラムマップとして提示している。

記載の内容を看護学部で例示すると、CPの中で、教養基礎領域、専門基礎領域、専門領域の3領域の配置の考え方を説明し、教育課程をどのように組み立てるかの方針をDPの1から7で求める学修成果のキーワードに対応して、どのような授業科目を配置するかを示し、授業科目配置の状況をカリキュラムマップで示すことでCPに基づいた教育課程編成状況を可視化している（資料4-9【ウェブ】）。

看護学部 CP

看護師を志すものとして身につけるべき態度・知識・技能を修得するために、1) 建学の精神に基づいた人間性の涵養をはかるための自校教育と、人間理解を深めるための多様な教養科目を配置した教養基礎領域 2) 人間や環境についての基礎知識を幅広い視野から体系的に修得する専門基礎領域 3) 対象者の成長・発達段階及び健康段階、看護の場の特性を踏まえて、対象の理解と看護に関する基本的な知識と理論、技能を修得するための看護専門領域—の3領域から行うものとします。具体的には以下のようにカリキュラムを編成・実施します。

1. キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を深く理解し、看護専門職者としての高い倫理観と価値観・態度を身につけるために、建学の理念と精神の育成に関わるキリスト教関連科目・自校教育科目を置く。また大学での学びの基礎を築き、幅広い知識を身につけ、多様な文化や価値観・生活背景を理解する人間教育に関わる大学教育導入科目と教養基礎科目を配置する。
2. 看護の対象者の課題を科学的・論理的、総合的に理解し、個別性に応じて支援するた

めに、人が生きる環境や身体・心理面の健康、成長・発達を理解するための専門基礎、看護専門科目を配置する。

3. 様々な立場や意見、生活背景をもつ他者を理解し、自らの考えや意見を、対象に応じて正確・適切に、伝達・説明できるコミュニケーション力と実践力を養うためにキャリア教育科目及び専門基礎科目を配置する。
4. 様々な年代の多様な状況にある人々に対して、基礎分野・専門基礎分野・専門分野の知識・理論、情報、技能等を総合的に活用し、根拠に基づく基礎的な看護技術を駆使し、看護を科学的に実践できる能力を養うために看護専門科目を配置する。
5. 課題解決に向けて、主体的かつ仲間と協働して看護専門分野や関連諸学の学識を用いて広い視野で検討するために、看護専門科目を置く。
6. 看護者の役割と責任を自覚し、保健・医療・福祉の関係職種と協働する能力を養うために、専門科目と専門職連携教育科目を置く。
7. 地域及び国際的視野で物事を捉える能力を養うために、国内外の医療、保健、看護を学習する科目や語学、海外研修や国際看護実習を経験する科目を配置する。
8. 生涯に亘り看護学・看護実践を追求しようとする意欲と信念・価値観を養うために、これまでの看護学の学修を統合し、専門職としての自覚を高め、責務を理解し自己の看護観や研究的視点を深める統合科目を配置する。

養護教諭課程では、上記の看護学部のカリキュラム編成方針に加えて、養護教諭を志す者として身につけるべき態度・知識・技能を修得するために、以下のようにカリキュラムを編成・実施します。

- (1) 教職の意義や職務、教育に関する基礎的知識、児童生徒への理解・対応に必要な発達等の知識を修得するために、教職に関する科目を配置する。
- (2) 児童生徒の心身の健康課題に対応できる知識・技能を修得するために、養護に関する科目を配置する。
- (3) 学校現場において児童生徒や教職員と関わり、学校保健活動を行う実践力を養うために、教育実践に関する科目を配置する。

「教育方法」

1. 学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、学生同士が協力して課題に向き合う機会を効果的に取り入れます。
2. 主体的・能動的・協同的な学修を促すような ICT なども活用した教材開発、教育方法の改善に取り組みます。その際には、学生による授業評価、学生との授業に関する意見交換、教員相互のチェック等を積極的に活用します。
3. 学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組む見通しをもつことができるように、シラバスにおいて事前・事後学修の明示、授業計画の精細化を図るとともに、学部内のチェック等によってその水準を担保し、その情報を積極的に公表します。

「評価」

1. 上記で示した科目について所定の単位を修得したことをもって本学の教育目標を達成

したと判断し、学位を授与するものとします。

2. 各科目の学修成果については以下の基準で評価を行います。

S (90～100点) 到達目標を越えたレベルに達している。

A (80～89点) 到達目標をほぼ達成している。

B (70～79点) 到達目標は達成していないが、理解度は高い。

C (60～69点) 到達目標の達成には努力が必要だが、最低限のレベルには達している。

D (59点以下) 最低限のレベルに到達していない。

3. 卒業認定・学位授与の方針に示した教育目標を達成するために、毎年度、学生自身が自己目標を設定したうえで学修を進め、卒業認定・学位授与の方針達成度の自己評価を行い、学修成果のアセスメントを行います。

卒業認定・学位授与の方針で示した教育目標を達成するために教育課程が妥当に編成されているかを毎年度検証し、必要に応じて改善していきます。

授与する学位ごとに、CPを定め、公表しているかの点検は、内部質保証年間計画表に基づき、教学マネジメントに関わる自己点検・評価(様式3)を用いて学部・研究科が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。その際に改善すべき点には大学としての助言等として学長からの意見が付される。2022年度の3つの方針策定の基本方針の策定についても自己点検・評価の中で課題とされて策定に至った。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮<学士課程>
- ・教養教育と専門教育の適切な配置<学士課程>
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等<修士課程、博士課程>
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学士課程の記載

CP と教育課程の整合性を確認するために、カリキュラムマップを作成している。DP ごとにどの授業科目を配置しているかを学年ごとに表記することで、学生、教職員がどの授業科目がどの力を伸ばすために行われるものかを理解することができている。例えば、看護学部では、「DP5. 専門分野の知識・理論や技能を総合的に活用し、対象の特性を踏まえた看護の実践力を身につけている」に対して、2 年次生以降の実習等を割り当て、当該実習がどの位置付で行われるのかを可視化できている。

授業科目内容がそれぞれの学位課程にふさわしいか、適切なセメスターに配置できているかについては、シラバス作成時に学科の責任者が教育課程レベルの視点でシラバスの事前チェックを行い、授業科目別 GP 平均の確認や学生による授業評価の回答状況、学生が行う DP ルーブリックによる DP 達成度自己評価の集計状況から事後のチェックを教育課程レベル、授業科目レベルで行っている（資料 4-10、4-11、4-12、4-13）。

教育課程には学則第 30 条により、授業科目の区分を設定している。看護学部は、教養基礎領域科目、専門基礎領域科目、看護専門領域科目及び教職に関する科目に分けている。社会福祉学部、リハビリテーション学部は、教養基礎領域科目及び専門領域科目に分け、専門領域科目は専門基礎科目及び専門科目に分類している。以上のように授業科目の区分を教養、専門基礎、専門に分けて、授業科目の順次性を分かりやすく示している（資料 1-2）。専門科目においても、基礎から応用・発展的に学ぶことができるよう教育課程を編成しており、学修の順次制に配慮してセメスター配当を行っている。また、順次性を示す取り組みとして、カリキュラムマップに、入学年度ー対応する DPー配当年次ー科目区分ー連番で科目名を示している。シラバスにおいても、DP と科目区分を表記する欄を設けている。

科目の単位数については単位制度の趣旨に従い学則第 33 条により、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、事前・事後学修に必要な学修等を考慮して、「講義及び演習は 1 単位につき 15 時間から 30 時間の範囲」「実験、実習及び実技は、1 単位につき 30 時間から 45 時間の範囲」で授業科目の単位を設定している。シラバスに具体的な事前・事後学修の内容と学修時間の目安を明示することを「シラバス作成要領」に明記し、シラバスに反映している。

また、学年暦を定め 1 年間の授業期間、1 セメスター 15 週（15 回）にわたって授業を実施する時間を確保している。

個々の授業科目の実施方法は、学則第 32 条「授業は講義、実習、実験、演習、実技等により行うものとする。」及び CP に基づいて設定している。

授業科目の必修、選択等の位置付けは、各資格の指定規則、教育職員免許法等に定められた資格の取得に必要な要件に従って行い、資格取得のために必要な内容であるかについては、シラバスチェック等で確認を行っている。加えて本学が特に学んで欲しい分野の授業科目を開設している。特に、保健医療福祉を取り巻く状況は日々変化しており、世界的な感染症の大流行をはじめ、国境のボーダーレス化が進み既存の枠組みにとらわれない時代となった。持続可能な開発目標(SDGs)の目標 3「すべての人に健康と福祉を」の達成に向けた取り組みが行われる中、世界では質の高いサービスを十分に受けられない人々が数

多く存在し、国内においても医療や福祉の現場において外国人利用者、外国人スタッフが増加している。グローバル化した現代社会において、国や地域を問わず活躍することができる人材を育成するために、国際保健医療福祉プログラムを「副専攻」として2022年度に開設した。国際保健医療福祉プログラムでは、国際保健医療福祉について、学部の枠を超えてさまざまな角度から体系的に学ぶほか、海外派遣を伴う授業科目の履修を必須としている（資料4-14）。

また、全ての学科が国家資格や教員免許取得を目指す学科であり、それぞれの資格に関する規則（保健師助産師看護師学校養成所指定規則、理学療法士作業療法士学校養成所指定規則、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則、言語聴覚士学校養成所指定規則、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則、教育職員免許法施行規則等）に定められた内容を教授しており、授業科目を適切な内容及び方法（講義、演習、実習）、単位数で配置している。そのため全ての授業科目が、学生の社会的・職業的自立を図るための科目であると言える。特に「基礎演習」や「キャリアデザイン」の科目を必修科目として開設し、「基礎演習」で大学生として専門職者となるための学びの姿勢を身につけ、将来のキャリアデザインのイメージを持たせ、「キャリアデザイン」の授業科目では社会で働くことの意義、そのために必要な力の理解、専門職者としての人生設計ができるようにしている（資料4-15【ウェブ】、4-16【ウェブ】）。加えて、全ての学科で実習が位置付けられており、教育課程は、実習に向けて必要な知識、技術を身につけ、実習を行う、という流れになる。資格に関する授業科目が適切に配置できているかは事前に各資格を所管する機関に申請・届出ること最低限の質の担保ができていると判断している（資料4-17）。

大学での学びへの導入として、各学部・学科で初年次教育に関する計画表を作成し、スタディスキル、チューデントスキル、専門教育への導入科目等をどの機会で見つけさせるかを毎年度検討、確認している（資料4-18）。また、教養教育の多くは、大学全体の共通科目として設定するとともに、月・火曜日に配置、同曜日に専門基礎的な授業科目も履修できるようにしている。専門分野の主要科目は概論、各論、演習、実習と体系的に配置している。授業科目が順次的、体系的な配置となっているかを確認するために、履修モデルを作成している（資料4-19【ウェブ】）。

CPに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているかについては、本学の内部質保証年間計画表に基づき、教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）を用いて各学部が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。その際に大学としての助言等として学長からの意見が付されるが、2021年度評価においては、教育改善を行うことができているものの、次年度以降の教育課程編成の予定を明確化する必要があるとの助言があり、教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）の中で教育課程編成の予定を記載することとなった。

博士前期課程の記載

CPに基づき、共通科目は単なる教養ではなく、専門職者、研究者として必要な能力を伸ばすことができる授業科目を、基盤科目は各専門分野の基礎的な知識や研究方法を学ぶ授業科目を、専門科目では、専門分野を深く学ぶ授業科目を配置している。

履修要項では、教育課程の構成に関する考え方をさらに詳細に示し、各授業科目の開設の意図を説明している（資料 4-20【ウェブ】）。

博士前期課程の CP では教育研究の基盤となる知識・技能を修得するための共通科目、専門性と研究力を高める専門科目で教育課程を構成することとしている。さらに博士前期課程では、研究の基礎となる科目を基盤科目として配置することを示し、学びの順次性を保とうとしている。履修要項では、履修方法として、どのような学びを進めればよいかをわかりやすく説明している（資料 4-21【ウェブ】）。以下に社会福祉学研究科の例を示す。

○共通科目

社会福祉学・看護学およびリハビリテーション科学の 3 研究科と関連の深い諸科学について理解を深めるために、「社会調査特論」「心理学特論」「マネジメント論」など他研究科博士前期課程と共通する 12 の科目を配置しています。

○基盤科目

研究の基礎となる科目、また共通の科目として、「社会福祉原論」「ソーシャルワーク論」「福祉思想」「社会福祉政策論」「社会福祉実践研究」「社会福祉実習」の 6 科目を配置しています。このうち、「社会福祉原論」「ソーシャルワーク論」「社会福祉実践研究」は社会福祉学研究科の基礎となる科目であることから、必修科目として専攻領域に関係なく履修します。

○専門科目

「社会福祉・ソーシャルワーク領域」「介護福祉領域」「子ども家庭福祉領域」の 3 領域を置いています。各研究領域の概要は次のとおりです。

◎社会福祉・ソーシャルワーク領域

「社会福祉とは何か」に関わる理論・政策・歴史研究、研究方法等の価値と思想について概括的に取り上げます。特に、貧困・格差が人権と人間の尊厳にどのような影響を与えているのか、その克服に向けた課題を研究します。

ソーシャルワークのグローバル定義を受けとめ、人権と社会正義、貧困と傷つきやすい抑圧された人々のソーシャルインクルージョン（社会的包含）をめざす、貧困とソーシャルワーク、コミュニティワークを取り上げます。社会的に差別をされ、困難な状況にある利用者のエンパワーメントを取り戻す研究を行います。

◎介護福祉領域

生活を支える専門職の視点で、組織マネジメント、他職種との連携、地域包括ケア、自立に向けた介護実践などについて、国内外の関連した基本的研究の動向を学び、背景要因や目的、研究方法、実践方法などについて検討・考察します。学修した内容を発展させ、介護福祉に関する学問的構築に寄与します。

◎子ども家庭福祉領域

現代の児童・家庭福祉において最も喫緊な課題は、児童虐待や発達障害等、ドメスティック・バイオレンス(DV)やアダクション等の機能不全の家族への支援でしょう。欧米では生態学的認識論や社会構成主義に基づくシステム論的家族療法やナラティブセラピー等の解決方法が、社会福祉領域に広汎に用いられ効果を発揮しています。よって本学の「子ども家庭福祉」領域では、社会福祉学・心理学・精神保健学・教育学的立場から、問題の発見そして解決を志向して援助方法を研究していきます。そのため特論Ⅰ(問題の把握)、特論Ⅱ(解決方法)、特論演習(事例検討)という段階を踏み、オリジナルな研究論文(特別研究)として作成し、それをもって社会貢献を果たしていきます。

単位数については、単位制度の趣旨に従い、大学に準じて、講義及び演習は1単位につき15時間から30時間の範囲で事前事後学修をどの程度必要とするかを検討しながら、授業時間を設定している。実験、実習及び実技は、1単位につき30時間から45時間の範囲で授業時間を設定している。

授業の内容、方法は大学院設置基準に基づき学則に定め、教育課程を編成する際に教育課程の構成に関する考え方をまとめ、授業科目の位置づけと合わせて設定している(資料4-22【ウェブ】)。

教育課程の編成にあたっては、高度専門職業人、研究者として必要な知識、技能が修得できるよう教育内容を設定している。個々のシラバスを毎年度作成し、研究科長が確認することで教育内容の確認を行っている。

また、研究論文の作成にあたって、基本的なプロセスを履修要項に掲載し、具体的なスケジュールはプロセス表として学生と共有している(資料4-23)。

博士前期課程では、コースワーク(講義)で専門知識や研究方法を身につけてからリサーチワーク(研究指導)で研究指導教員の指導を受けるという考え方から、研究指導科目は2セメスターから開講している。科目の履修と共にリサーチワークの進捗状況を可視化するために作成されたリサーチループリックを院生、指導教員に周知している。半期ごとに院生と教員がともに確認し、入力することで論文作成の進捗状況が容易に把握できるよう整備している。

博士課程に進学する学生の多くは専門職者であり社会的、職業的自立を果たした学生であり、課程の学び全てが専門職者としてのキャリアアップにつながる学びと考えられる。

CPに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているかについては、本学の内部質保証年間計画表に基づき、教学マネジメントに関わる自己点検・評価(様式3)を用いて各研究科が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。その際に大学としての助言等として学長から意見が付されるが、問題なく実施されていることを確認している。

博士後期課程の記載

CPに基づき、共通科目は専門職者、研究者として多職者と連携するために必要な能力を伸ばすことができる授業科目を、専門科目では、質の高い研究を行い新たな知を創造するための授業科目を配置している。履修要項では、各授業科目の開設の意図を説明してい

る（資料 4-20【ウェブ】）。例として、社会福祉学研究科の状況を例示する。

○共通科目

「インタープロフェSSIONALワーク特講」（必修科目）と「インタープロフェSSIONALワーク演習」を配置し、保健医療福祉の連携をはかり、総合的なチームアプローチの推進に資する研究・教育を展開していくことで、実務者としての高度な知識と指導力を養います。

「インタープロフェSSIONALワーク特講」では欧米圏を中心に発展しているインタープロフェSSIONALワーク（IPW）の歴史、理論と実践手法、そのための教育であるインタープロフェSSIONALエデュケーション（IPE）について講義し、グループワークやディスカッションを通して、実際的な多職種連携・協働の在り方を学びます。

「インタープロフェSSIONALワーク演習」では保健医療福祉分野の専門職者として、グループ研究を行うことにより、様々な分野からの総合した意見交換を通しての実践的なプログラム構築を試みることによって、専門性の役割と協働についての理解を深めながら IPW の実践能力を深めます。

「リーダーシップ特講」では、受講者の経験を素材に、経験を内省し議論して、理論と実践をつなげることを目指し、多専門職が協働する保健医療福祉の実践において、各専門職の違いを超えて調和のとれたビジョンを描き、各人の力の結合を実現するための方法を講義します。この講義を通して、保健医療福祉の実践場面において活躍することのできるリーダーシップを備えた指導者・管理者の育成を目指します。

「保健科学研究方法特講Ⅰ」では、人々の健康課題あるいは健康現象を探求する研究方法論および方法に関する知識を深め、妥当性と信頼性の高い研究を計画できる能力を養います。特に統合的文献レビュー、概念分析法などを中心に学修します。

「保健科学研究方法特講Ⅱ」では、1つの要因では説明できない保健科学に関連する複雑な現象を解明する量的研究方法について、多変量解析法の理論の紹介及び理論の講義を通して学修します。また実際に統計パッケージ SPSS を用いて生活習慣調査などのデータに適用して解析できる能力を養います。

「保健科学英語特講」ではインタープロフェSSIONALワークに関して先行する英国や北欧の文献に接し、理論や実例についての知見を深め、高度専門職者としての素養を高め、また自ら論文を英文で作成するためのスキルを養います。

○専門科目

人権の尊重および隣人愛を基盤に、社会福祉学を実践的に発展させ、地域社会および国際社会において、真摯に貢献できる優れた見識と研究能力を備え、高度の専門性と倫理観を持つ高度専門職業人の育成を目指します。社会福祉学分野に社会福祉・ソーシャルワーク領域、高齢者福祉領域、子ども家庭福祉領域の3領域を置いています。

◎社会福祉・ソーシャルワーク領域

人間の生活・尊厳をどう回復するかの学びとしての「社会福祉原論」による理論研究とともに、諸分野で取り上げる支援方法を横断的に論じる「ソーシャルワーク」の研究領域があります。

社会福祉を取り巻く課題に関して、社会福祉の理念、社会保障・社会福祉の制度・政策、それらの国際動向などの把握と理論をベースに、ソーシャルワークの実践、およびその動向に着目し、それらの実践から学び、帰納的に理論体系化することを指向して研究を行い、実践と理論を体系的に習得します。

◎高齢者福祉領域

平均寿命、65歳以上人口割合が世界1位の日本は、今後も人口の高齢化は進みます。とりわけ超高齢社会における高齢者(障害高齢者含む)の生活と介護の課題について、社会保障と福祉サービスの視点から考察していきます。また、欧米先進諸国とアジア諸国の現状と比較しつつ、家族・社会・社会保障との関係をグローバルな視点から理解を深め、長寿社会の課題を考究していきます。

◎子ども家庭福祉領域

子ども・家庭福祉には未だ研究が十分になされていない領域が多数存在します。生活上に発生する子どもと家庭の問題は、時代の波をまともに受けるが故に複合的で重層的な問題として形成され、解決策が追いつかないと言えます。刻々と変化する社会環境に翻弄される子どもと家庭を支えるために、家族を含む地域社会の果たす役割、教育機関や医療機関の役割、国際情勢を鑑みながら国の施策や自治体の役割等への提言を、社会福祉学の視点から行っていきます。そのため特講(問題の所在等)、特講演習(批判的検討等)、特別研究(独自性のある問題解決方法等)とすすみ、それをもって社会貢献を目指します。

単位数については、単位制度の趣旨に従い、大学に準じて、講義及び演習は1単位につき15時間から30時間の範囲で事前事後学修をどの程度必要とするかを検討しながら、授業時間を設定している。実験、実習及び実技は、1単位につき30時間から45時間の範囲で授業時間を設定している。

授業の内容、方法は大学院設置基準に基づき学則に定め、教育課程を編成する際に教育

課程の構成に関する考え方をまとめ、授業科目の位置づけと合わせて設定している（資料4-22【ウェブ】）。

教育課程の編成にあたっては、自立して研究活動を行うために必要な知識、技能が修得できるよう教育内容を設定している。個々のシラバスを毎年度作成し、研究科長が確認することで教育内容の確認を行っている。

また、研究論文の作成にあたって、基本的なプロセスを履修要項に掲載し、具体的なスケジュールはプロセス表として学生と共有している（資料4-23）。

博士後期課程では、コースワーク（講義）の科目だけではなく、リサーチワーク（研究指導）の科目も1セメスターから開講し、研究指導教員の指導を受けながら講義科目で適切な知識を得ることができる。科目の履修と共にリサーチワークの進捗状況を可視化するために作成されたリサーチループリックを院生、指導教員に周知している。半期ごとに院生と教員がともに確認し、入力することで論文作成の進捗状況が容易に把握できるよう整備している。

博士課程に進学する学生の多くは専門職者であり社会的、職業的自立を果たした学生であり、課程の学び全てが専門職者としてのキャリアアップにつながる学びと考えられる。

CPに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているかについては、本学の内部質保証年間計画表に基づき、教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）を用いて各研究科が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。その際に大学としての助言等として学長から意見が付されるが、問題なく実施されていることを確認している。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学修に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な

学習課題の提示

- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数<学士課程>
- ・ 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施<修士課程、博士課程>
- ・ 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

学士課程の記載

学年暦を定め1年間の授業期間、1セメスター15週にわたって授業を実施する時間を確保している。

学士課程においては、単位制度の趣旨に則り履修登録単位数の上限を履修規程第13条「履修登録単位数の上限」に定めている（表4-1、資料4-24【ウェブ】）。

表4-1 履修登録単位数の上限

学部	履修登録単位数の上限
看護学部	各セメスター25単位 ただし、教育課程表上の教職に関する科目は上限に含めない
社会福祉学部	年間49単位
リハビリテーション学部	各セメスター25単位

この上限の中には、夏期休業期間等、通常の授業期間外に行われる授業科目は含まない。また、学生の主体的な学修意欲の維持向上を目的に、前セメスターでGPA3.0以上の学生に対して、セメスター当たり2単位の追加登録を認めている。学生は自身のGPAを確認の上、履修計画を立て、教員の指導を受け、履修登録を行っている。履修登録終了後、教務事務センターにて履修登録単位数と履修登録上限単位数の確認を行い、履修登録上限単位数を超えて履修登録をしている学生に対して、履修科目の取り消しを求めている。

このように、履修登録単位数の上限を設定するとともに、シラバスで事前・事後学修をあらかじめ明示することで、学生の事前・事後学修時間は増加傾向にあると評価している（資料4-25）。

本学ではシラバスを「科目の到達目標を明示し、そのためにどのような学修を行うかを示す契約書である」と考え、シラバス作成要領を定め、教授会で説明し、科目責任者がシラバスを作成している。シラバスには、①科目名、②科目責任者、③単位数他、④DP番号と科目領域、⑤科目の位置付、⑥科目概要、⑦到達目標、⑧授業計画、⑨アクティブラーニング、⑩授業内のICT活用、⑪評価方法、⑫課題に対するフィードバック、⑬指定図書、⑭参考図書、⑮事前・事後学修、⑯オープンエデュケーションの活用、⑰オフィスアワー、⑱実務経験に関する記述、⑲メディア授業の実施について、を記載することとしている。作成したシラバスは、PDFでウェブサイト公表し、学生に向けLMSシステム（ユニバーサルパスポート）にも掲載している（資料4-26【ウェブ】）。シラバスの様式は毎年度教務運営会議で見直しを行い、部長会で決定している。近年における主な変更点

は次のとおりである。

- ・ 2020 年度は「授業内の ICT 活用」「オープンエデュケーションの活用」の項目を追加
- ・ 2021 年度は「遠隔授業の実施について」の項目を追加
- ・ 2022 年度は「遠隔授業の実施について」を「メディア授業の実施について」に変更

シラバスは授業実施に関する契約書であるとの考え方から、原則として授業開始後のシラバスの変更は認めていない。シラバス公開後、授業開始までにシラバスの変更を行う場合は、科目責任者から教務事務センターに連絡し、教務事務センターが PDF 掲載のシラバス、LMS 掲載のシラバスを修正する。

シラバスが適切な内容で記載されていたか、授業がシラバス通りに進行されたかについては、大学卒業年次生対象満足度調査、大学在学学生満足度調査に、「シラバスには各回の授業内容が示されていて、科目の履修に役立つ」、大学院生対象満足度調査に「履修要項やシラバスの内容は適切であった」の設問を設け、シラバスの適切性を確認している（資料 4-27、4-28）。シラバスは適切に作成され、運用されていると判断している。

本学の各学科は、対人援助職や教員等の専門職者、高度専門職者を養成する課程であることから、教育においてもコミュニケーションを重視しており、また、学修効果にも期待して、学生の主体的参加を促す授業（以下「アクティブラーニング」という。）を積極的に導入している。特に学生の自律学修を促し創造性を養うため、アクティブラーニングによる授業を推進することを目標として、2019 年度に、「地域実践アクティブラーニング」「国際支援アクティブラーニング」を全学部の共通科目として開設した。これは、地域や海外で本学教員が行う実践的活動に本学の学生が参加し、該当地域の課題解決に向けた取り組みの中で専門職としてどのようなことができるかを主体的に学ぶ科目である（資料 4-29【ウェブ】、4-30【ウェブ】）。コロナ禍において、海外へ渡航しての活動は行うことができていないが、国内で行う活動に組み込み、活動内容を発表している。

シラバスにもアクティブラーニングの項目を設け、①PBL（課題解決型学習）、②反転授業、③ディスカッション、④ディベート、⑤グループワーク、⑥プレゼンテーション、⑦実習、⑧フィールドワーク等のようなアクティブラーニングを行うか記載し、2021 年度はシラバス記載のアクティブラーニングの類型をまとめて、実施科目の状況を確認した。2021 年度に実施した調査では、いずれかのアクティブラーニングを導入している授業科目は 66.7%である。授業科目ごとの事情を踏まえ、適切に導入されていると評価している（資料 4-31）。事前学修を課す授業科目では、授業内で学修内容を確認するテストや、授業内のやり取りでフィードバックをしながら授業を進めている。毎年度実施している学修時間・行動調査結果から、学修時間を増やす必要があるとの判断のもと、施策を進めている。具体的には事前事後学修をシラバスに明記することにより、履修登録の段階から事前事後の学修を含めた授業であることを学生が理解できるようにすることに取り組んでいる。

学修の進捗と学生の理解度の確認は、それぞれの授業科目で行っている。学士課程では、授業科目により授業終了時にリアクションペーパーを利用して行っている。最終的には、科目別 GP 平均（学士課程）、学生による授業評価の項目「あなたは、この授業の到達目

標を達成することができましたか」の数値によって確認を行っている。2021年度秋セメスターの授業評価での結果は3.42ポイント（4.0が最高ポイント）である（資料4-32）。また、学修時間・行動調査の中で、「授業についていけないと感じる」の項目を設定しており、この回答が「とても当てはまる」と回答した学生を一覧にし、学修指導時に注意をして指導を行っている。2022年度は9名である。

学生はセメスター終了時にDPループリックを使った自己点検・評価を行い、次のセメスターの目標を決める。これらはセメスター初めの面談の中でアドバイザー教員の助言を得て、行われる。

授業の履修に関する指導は、入学時及び各セメスターの開始時にオリエンテーション・ガイダンスの中で学部ごとの履修指導を行うとともに、セメスター開始後は、アドバイザー教員、教務委員会が連携をとり、サポートするようにしている。特にアドバイザー教員は、セメスターの始めに学生面談を行い、前セメスターの成績、学生のDP達成度自己評価などに基づき、学生の自己評価と今セメスターの目標を決めるなどのサポートを行っている。加えてGPAの低い（看護学部は1.8未満、社会福祉学部・リハビリテーション学部は1.5未満）学生に対しては履修規程第14条に基づき教務委員会による履修支援面接あるいはアドバイザー教員による個別指導を実施している。加えて、リハビリテーション学部では、春セメスターのGPA2.0以下の学生で学習支援が必要な学生に対しては、秋セメスターに上級生が学習方法を支援するピアサポートを行っている。更に、オフィスアワーや授業終了後の時間等、学生へ対応する時間を設け、適切な指導を行っている。また、教務事務センターでは、担当職員が随時相談を受け付けている。

1授業あたりの学生数は、共通科目の一部の授業科目（7科目）、看護学部の講義が中心の科目、リハビリテーション学部の学部共同授業科目（2科目）で、100名を超えることがある（資料4-33）。演習科目などコミュニケーションをとりながら行う必要のある授業科目では、複数教員を担当として配置するなどの工夫を行っている。また、看護学部では学年（150名程度）を2クラスに分けてそれぞれ授業を実施する科目もある。

学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じるために、本学では内部質保証年間計画表に基づき、教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）を用いて各学部が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。その際に大学としての助言等として学長から意見が付されるが、問題なく実施されていることを確認している。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、学長、学部長、学部長補佐、学科長、研究科長代表者、教務部長、学生部長、教務委員長、健康管理センター長、総務部長、教学統括センター長等教職員の代表者を構成員とする新型コロナウイルス対策会議を開催し、毎月の危機管理レベルを確認し、授業、学生の入構、課外活動・学生の活動など検討、共有しながら教育活動を行っている。2020年3月に第1回を開催後、2023年3月まで54回実施した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、授業を中断することがないように、テレビ会議システムである「Zoom」のライセンス契約を行い、全ての教員が遠隔授業を実施できるようにしている。2020年度から、全学または学部単位で学生を自宅待機としてZoomでの授業を実施したこともあるがリアルタイムでの授業を時間割通りに行うことで学生の

生活リズムや教員とのコミュニケーションを取れるようにし、対面授業と遠隔授業の切り替えをスムーズに行った。現在は、新型コロナウイルス感染症陽性となった学生や濃厚接触者、感染の可能性がある学生を個別に自宅待機として、必要に応じて教室での授業を Zoom でも配信するハイブリッド型の授業を行い、公認欠席の対象者として授業相当の学修をもって出席とするなど、感染対策で学生の成績評価に不利益が生じないように対応している。

このような対応により本学では感染を最小限に抑え、対面授業を実施できている。

学部・学科の分野から病院、福祉施設、学校等での実習が必修になり、受け入れ側の状況で実習の可否が判断される。状況によっては時期を変更して実施しているが、中止となったケースもある。中止となった場合は再度日程調整をして実習を行うが、実習施設・機関の確保が困難とみられる際は実習の目的、実習の内容を踏まえ、担当症例の提示、症例に沿った技術の習得ができるよう症例レポートの作成や、教員の指導の下、シミュレーションや学生同士の演習で、実習と同じ学習効果が得られるよう学内演習を行った。

以上の取り組みにより 2020 年度、2021 年度の GPA、国家試験合格率、修業年限卒業率、就職率、満足度調査などの結果は、新型コロナウイルス感染症の流行前の 2019 年度と変わらず、適切な対応が進められたと評価している（資料 4-34）。

博士課程の記載

博士課程においては、2020 年度以降、シラバスの様式の変更はないが、学士課程と同様の考え方にに基づき、①科目名、②科目責任者、③単位数他、④科目の位置付、⑤科目概要、⑥到達目標、⑦授業計画、⑧学修方法、⑨評価方法、⑩課題に対するフィードバック、⑪指定図書、⑫参考書、⑬事前・事後学修、⑭オフィスアワーと、全ての研究科共通の様式で作成し、PDF をウェブサイトで公表している（資料 4-26【ウェブ】）。

シラバスが適切な内容で記載されていたか、授業がシラバス通りに進行されたかについては、大学院生対象満足度調査に「履修要項やシラバスの内容は適切であった」の設問を設け、履修要項・シラバスの適切性を確認している。評価指数は 46.6 で履修要項・シラバスは適切に作成され、運用されていると判断している。

授業はシラバス通りに行われることを前提としているため、授業開始後のシラバスの変更は認めていない。シラバス公開後、授業開始までにシラバスの変更を行う場合は、科目責任者から教務事務センターに連絡し、教務事務センターが PDF 掲載のシラバスを修正する。

博士課程の授業は少人数教育が基本であるため、全ての授業で主体的な参加が求められる。具体的な授業の進め方はシラバスに学修方法の項目を設けてどのような授業を行うかを記載している。

博士課程の科目は基本的に少人数のため、授業をセミナー形式で行い、口頭で進捗や理解度を確認しながら進めている。

授業の履修に関する指導は、入学時と各年度初めのオリエンテーションで実施している。Semester 開始後は、研究指導教員や教務事務センターでサポートしている。

本学では、単位制度の趣旨に則り、事前事後学修と授業時間を 1 単位 45 時間として授業を設計し、事前学修を前提とした授業を実施し、コミュニケーションをとりながら実施し

ている。

研究指導については、履修要項に、博士前期課程、博士後期課程を分けて、指導体制、作成、提出、審査基準など、具体的なプロセスを文章で説明するとともに、論文プロセス表を各研究科、課程ごとに作成している（資料 4-23、4-35【ウェブ】）。研究指導の管理は、指導教員一覧表によってその進捗を研究科委員会で確認している。また、リサーチルーブリックを作成し、研究指導教員と院生が相互に現在の状況を確認、研究科長も進捗を確認できるようにしている（資料 4-36）。

2022年度現在、標準修業年限を超えて在学している学生は、看護学研究科博士前期課程では1名、博士後期課程では5名、リハビリテーション科学研究科博士前期課程では3名、博士後期課程では2名、社会福祉学研究科博士前期課程では0名、博士後期課程では5名となっている。引き続き適切な指導を行っていく。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、授業を中断することがない様、テレビ会議システム「Zoom」のライセンス契約を行い、全ての教員が遠隔授業を実施できるように準備をしている。博士課程では従来から、遠隔授業を取り入れており、対面授業を主としながらも柔軟に Zoom による授業を実施している。

年度開始時には博士前期課程、博士後期課程の課程ごとに論文審査プロセスに伴う年間スケジュールを院生、指導教員に周知している。指導体制については、主指導教員のほか、副指導教員を配置することで、専門的示唆の強化、学修進度のサポートに努めている。加えてリサーチルーブリックを活用することで研究進捗状況を可視化し、論文作成状況を容易に確認できるよう整備している。

学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているかについては、本学の内部質保証年間計画表に基づき、教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式 3）を用いて各研究科が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

**・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進
組織等の関わり**

学士課程の記載

学士課程の成績評価は学則第 35 条で、「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、平素の成績又は提出論文の評価をもって試験に代えることができる」としており、この内容は履修要項にも試験の種類として明示している（資料 1-2【ウェブ】）。科目責任者は授業科目の到達目標に沿った成績評価方法をシラバスに明示し、記載された方法に沿って厳格かつ適切な成績評価を行っている。評価方法としては、多くの授業科目において複数の評価を組み合わせ、総合的に評価する方法を全学的に推奨している。評価項目が複数ある場合は、各項目の比率に応じて点数の根拠を示すことができるようにしている。学生には 4 月のガイダンスにおいて本学の授業科目の単位は、45 時間をもって 1 単位とすることを、シラバスに明示した授業評価方法により、授業時間だけでなく、授業時間外に必要な学修等を考慮して評価していることを丁寧に説明している。

成績の評価方法は定期試験のみでなく、授業時間外の学修（レポート等の課題、予習、復習）、授業時間外学修の状況（課題の提出状況、小テストなど）を総合的に判断し、各評価項目の比率を設け評価方法とすることを全学・学部で統一した見解とし、教育の質を保証するとともに適正な成績評価を行っている。どのような成績評価方法を適用するかは原則として科目責任者に任されているが、シラバスに明確な成績の評価方法や客観性の高い評価基準を明示するとともに、成績評価の方法については、各科目の第 1 回目の授業の際に学生に周知している。

成績評価は S、A、B、C、D の 5 段階で行い、D 評価は不合格となる。現行の評価基準は、表 4-2 の通りとなっており、GPA を算出する際に、科目の素点をポイントに換算している。再試験の結果、単位を修得した場合の評価は C（60 点以上）のみとし、一度修得した授業科目の評価は取り消しができず、D 評価となった授業科目は再履修でのみ評価を変えることができる。

表 4-2 成績評価基準

S (90～100 点)	到達目標を越えたレベルに達している。
A (80～89 点)	到達目標をほぼ達成している。
B (70～79 点)	到達目標は達成していないが、理解度は高い。
C (60～69 点)	到達目標の達成には努力が必要だが、最低限のレベルには達している。
D (59 点以下)	最低限のレベルに到達していない。

大学教育に質的水準の確保が求められているという社会的背景を踏まえ、明確かつ客観的な評価、さらに学生の学修意欲の向上と教員の学修指導にも効果的に利用できるという観点から、GPA (Grade Point Average) 制度（素点から直接 GP を算出する functional GPA）を導入している。そのため、不必要に GPA を下げることがないように、授業のおよ

そ4・5回目の時期に履修中止の制度を設けている。また、科目別 GP 一覧を作成し、GP 平均が低い授業科目や極端に高い授業科目の担当教員、複数教員で担当している授業科目については、担当者間で調整し、評価の平準化を図っている（資料 4-11）。

学生が授業科目の成績評価等に関して、質問・疑義等がある場合には、科目責任者から説明を受けることができるが、確認をしてもなお質問や疑義があり、成績評価等に関する調査を希望する場合には、「成績評価等調査願」の制度を設けており、教員は、客観的で、厳格かつ公正で公平な成績評価を行うことが共通認識となっている（資料 4-37【ウェブ】）。

学則第 36 条において、「他の大学または短期大学における授業科目の履修等」、第 37 条において「大学以外の教育施設における学修」について規定し、単位互換、単位認定をしている。大学以外の教育施設等における学修については、英語、情報処理、スポーツについて、学生から各セメスター開始前に単位認定申請を受け、学部教授会において審議をし、単位を認定する。

入学前の既修得単位の認定については、学則第 38 条に「教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に他の大学または短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」として定め、学部教授会で審議して認定している。ただし、単位認定は他の大学等における授業科目の履修等（学則第 36 条）及び大学以外の教育施設における学修（学則第 37 条）による単位認定と合わせ 60 単位を超えないものとしている。また、2007 年度から放送大学と単位互換協定を締結しており、放送大学での履修を最大 4 単位まで授業科目として認定することができる。

学則第 39 条では「卒業の資格を得ようとする者は、所定の修業年限以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない」とし、所定の授業科目を履修し、看護学部 124 単位以上、社会福祉学部、リハビリテーション学部 125 単位以上を修得した者について、同第 40 条では「学長は、所定の修業年限以上在学し、前条第 2 項に定める単位を修得した者に対し、学生が所属する学部の教授会の議を経て、卒業を認定する。」と、卒業認定に関する責任体制及び手続きを明示しており、同第 40 条第 3 項で「学部の区分に応じて学位を授与する」としている。看護学部看護学科を卒業した者には学士（看護学）、社会福祉学部社会福祉学科を卒業した者には学士（社会福祉学）、社会福祉学部こども教育福祉学科を卒業した者には学士（教育学）、リハビリテーション学部を卒業した者には学士（リハビリテーション学）を授与すると定めている。さらに、卒業認定によりまたは所定の授業科目の単位を取得することで得られる資格を同第 41 条に明示している。

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているかについては、本学の内部質保証年間計画表に基づき、教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式 3）を用いて各学部が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている（資料 2-4、2-13）。

学位授与は学則第 40 条に「学長は、所定の修業年限以上在学し、前条第 2 項に定める単位を修得した者に対し、学生が所属する学部の教授会の議を経て卒業を認定する。」と規定し、責任の所在と手続きを明示している。

学位の授与にあたっては、各学部教務委員会で、卒業予定者の修得科目数等条件を確認

し、教授会において卒業判定を行っており、卒業要件に応じた適切な学位授与ができています。

学位授与は学則に則り適切に実施されており、学位授与の状況については、修業年限内での卒業状況など本学の内部質保証年間計画表に基づき、アセスメントポリシーに加え、教育研究活動年間計画表（様式 2）を用いて各学部・研究科が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている（資料 2-12）。

博士課程の記載

博士課程の成績評価は大学院学則第 28 条で、「各授業科目の単位修得の認定は、試験または研究報告により担当教員が行う。」としている。成績評価は、同第 29 条に「A、B、C、D とし、A、B、C を合格とする。」としている。A は 100～80 点、B は 79～70 点、C は 69～60 点としている（資料 1-3【ウェブ】）。

科目責任者は授業科目の到達目標に沿った成績評価方法を単位制度の趣旨に則ってシラバスに明示し、記載された方法に沿って厳格かつ適切な評価を行っている。

学士課程と同じく「成績評価等調査願」の制度を設け、成績評価に客観性、厳格性、公正性、公平性を与えている（資料 4-38【ウェブ】）。

既修得単位等の単位認定は、合わせて 20 単位を超えない範囲で、他大学院で修得した単位は大学院学則第 32 条で 15 単位を上限に認め、大学院学則第 31 条で入学前の既修得単位は 15 単位を上限に認定することを認めている。

博士課程の課程修了の認定及び学位の授与の要件は、大学院学則第 33 条で博士前期課程の修了の要件を、同第 33 条で博士後期課程の修了の要件を、同第 34 条で授与する学位を示し、学位規程に基づいて厳正かつ適切に行っている（資料 4-39【ウェブ】）。

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているかについては本学の内部質保証年間計画表に基づき、教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式 3）を用いて各研究科が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。その際に大学としての助言等として学長から意見が付される。問題なく実施されていることを確認している。

博士課程の学位授与は、学位規程の定めるところにより、研究科委員会で決定し、大学院委員会の審議を経て学長が学位記を交付して学位を授与すると明示している。学位規程は履修要項に掲載されており、履修要項は大学ウェブサイトで公表している。

学位論文審査基準は、修士論文審査基準、課題研究論文審査基準、博士論文審査基準をそれぞれ履修要項に明示している（資料 4-40【ウェブ】、4-41【ウェブ】、4-42【ウェブ】）。

履修要項には、修了に必要な要件、その他成績評価の方法についても明示されている。学位論文審査については、審査基準・審査の手順を決め公表をしている。本研究科のリサーチループリックは、学位論文審査に合わせてあり、大学院生もリサーチループリックが向上することが学位授与に近づくという認識になるよう工夫している。加えて、研究の遂行に対しては、プロセス表を公表し教職員・大学院生共に同じスケジュールを意識して行っている。研究内容の発表は、研究内容進捗状況報告会・研究計画検討会・研究科委員会での研究計画の審議・倫理審査という流れが出来上がっている。大学院生は、1 つずつ行

っていくことによって無理なく適正に学位授与に至るルールが設定されていることを理解した上で学修を開始している。これらのことは、毎年4月にオリエンテーション・ガイダンスを開催し、全学生に説明をしている。学位取得率については、該当年度の取得予定者に対する取得率を教育研究活動年間計画表（様式2）で自己点検・評価運営委員会が毎年検証している。また、審査が適切に行われるよう、論文審査及び最終試験の実施要領を定め、実施手順を明確にし、学位審査の手続きに従い、審査委員会、研究科委員会、大学院委員会で組織的な審査を行っている（資料4-43、4-44、4-45）。

以上のように、学位授与は学則・学位規程に則り適切に実施されており、学位授与の状況については、修業年限内での卒業状況など本学の内部質保証年間計画表に基づき、アセスメントポリシーに加え、教育研究活動年間計画表（様式2）を用いて各研究科が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学士課程の記載

本学では、DPに明示した学生の学修成果を測定するための指標として、アセスメントポリシーを定めている（資料4-46）。

特に全ての学科が国家資格や教員免許取得を目指す学科であり、国家試験結果、教員免許の取得状況は直接的、客観的な指標となると捉えている。国家試験の結果は、大学別新卒受験生の全国平均をほぼ上回っており、本学の教育内容の適切性が証明されている（資料4-47）。また、就職率は100%を維持している。就職先は専門性を活かした病院や福祉施設等が多数を占め、就職先からの評価も高く継続採用される施設もある（資料4-48）。卒業生、就職先には、本学の教育内容に関する調査を行っており、評価は肯定的である（資料4-49）。

また、学生の学修成果を把握するための指標として、学生が自分でDPに示す7つの学

修成果がどの程度身についているかを測る DP ルーブリックを作成し、 Semester 終了時に自己評価を行っている。5 段階評価で本学の成績評価基準に照らし合わせ評価平均 4 点を到達することを目標としているが、2021 年度卒業生の平均は 3.59～3.95 で、若干想定より低いもののおおむね目標を達成していると評価する学生が多いことを確認している（資料 4-13）。

加えて、2021 年度に教学 IR 委員会を立ち上げ、アセスメントポリシーに基づいた調査、分析に関することを所掌として各種分析を進める予定である（資料 4-50）。

リハビリテーション学部は、学生の学習成果を各 Semester 終了時における CP・DP の到達状況、GPA、単位の修得数、国家試験の合格率、就職・進学状況、卒業率によって判断している。特に、専門職として臨床現場で必須となる知識や技能面に関わる科目については、知識面については医療学や評価学、治療学などについての口頭試問、技能面については実技試験を各学年で定期的実施し、実践を強く意識した学習成果の評価を行っている。さらには、長期実習前には客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination OSCE）を導入し、臨床現場で求められる社会人スキルも含めた技能の評価を行っている。なお、口頭試問や技能試験については原則ルーブリックを用いて評価を行っている。ルーブリックを用いることで、評価の標準化が図られ、学生に事前に公開することで求められる学習成果のポイントを意識させ、事前・事後学習に生かせるよう工夫している。

以上のように DP に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価できているかについては、本学の内部質保証年間計画表に基づき、アセスメントポリシーに加え、教育研究活動年間計画表（様式 2）や 3 つの方針に基づいた評価を行う教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式 3）を用いて各学部が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。その際に大学としての助言等としてディプロマサプリメントの発行に向けた取り組みを進めるよう意見を付された。

博士課程の記載

博士課程では、3 研究科全てでリサーチルーブリックを作成し、論文作成における到達状況の可視化に努めている。また、研究指導の進捗状況も一覧化し毎月の研究科委員会で確認している。

最終的な到達状況は、学位論文の審査にて行っている。

看護学研究科とリハビリテーション科学研究科では、さらにリサーチルーブリックのほか、DP ルーブリックを作成し、学位授与方針に必要な能力を主観的、客観的に評価できる体制を整備している（資料 4-51）。

DP に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価できているかについては、本学の内部質保証年間計画表に基づき、教育研究活動年間計画表（様式 2）や 3 つの方針に基づいた評価を行う教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式 3）を用いて各研究科が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学士課程の記載

教育課程及びその内容、方法の適切性については、本学の内部質保証年間計画表に基づき、毎年度、学部自己点検・評価委員会で見直しを行い、自己点検・評価運営委員会で報告、必要な改善事項を確認している。この際には、3つの方針に基づいた評価を行う教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）を用いる。この自己点検・評価にあたっては、教育研究活動年間計画表（様式2）に掲げる指標（標準修業年限卒業率、GPA 学年平均値、GPA1.5未満の学生割合、再試験者数の割合、図書館の活用状況、ルーブリックを利用した授業科目の割合、授業評価指数、ピアレビューの状況、全学FD研修会の参加状況、海外研修・実習参加の学生数、国家試験合格率、就職率、卒業生満足度調査「希望する進路先に就職、または進学することができた」と各種委員会が進めている学修時間・行動調査、DPルーブリックによるDP達成度自己評価、卒業生・就職先調査の結果など調査の結果から生じた教育に関する改善事項を踏まえた点検・評価を行っている（資料2-12、4-25、4-13、4-49）。これらの内容はアセスメントポリシーに含まれる内容で内部質保証年間計画の中で定期的な点検・評価が行われている。また、評価に必要なツールの開発として、自己点検・評価運営委員会において、2019年3月にDPルーブリック、2020年6月にアセスメントテスト、2021年10月にティーチング・ポートフォリオを評価の視点に加え、進捗を管理することで作成と実施の状況を管理している。

内部質保証年間計画における定期的な点検・評価の中で課題とはならなかったものの、新型コロナウイルス感染拡大時に特例として認められた多様なメディアを高度に利用して行う授業の学則での明文化、グローバル化した現代社会において国や地域を問わず活躍することができる人材の養成のための副専攻の設置、Society5.0時代の人材に必要とされるデータサイエンスに関する授業科目の追加など、社会情勢に合わせた教育方法、教育課程の見直しを行っている（資料4-52）。

また、2021年度から教学インスティテューショナル・リサーチ委員会を設け、アセスメントポリシーに基づいた調査、分析を始めている。

教育課程の見直しは各学部・学科のカリキュラム改革委員会や学科会議、ワーキンググループ等で進められ、学則変更に係る各種会議を経て、諸官庁へ申請、届出を行っている（資料4-53）。一方で変更に関する学内のプロセスが明確ではないことが自己点検・評価の課程において課題とされ、プロセスの明確化、カリキュラムチェックリストの作成を進めている。

博士課程の記載

教育課程及びその内容、方法の適切性については、本学の内部質保証年間計画表に基づき、毎年度、研究科委員会で見直しを行い、自己点検・評価運営委員会で報告、必要な改善事項を確認している。この際には、3つの方針に基づいた評価を行う教学マネジメントに関わる自己点検・評価（様式3）を用いる。この自己点検・評価にあたっては、教育研究活動年間計画表（様式2）に掲げる指標（院生満足度調査「専門科目（博士前期課程は基盤科目を含む）の授業内容・方法に満足している／していた」「主指導教員から適切かつ十分な研究指導を受けることができている／できた」「この大学院における学修・研究は自分にとって満足のいくものである／あった」、学位取得者数と割合（博士前期課程：該当年度の取得予定者に対する）、学位取得者数と割合（博士後期課程：該当年度の取得予定者に対する））の結果から生じた教育に関する改善事項を踏まえた点検・評価を行っている（資料4-54）。

内部質保証年間計画による定期的な点検・評価の中で研究の到達状況を確認するためのリサーチループリックが求められ、各研究科で作成し、運用を始めた。

教育課程の見直しは各研究科委員会やワーキンググループ等で進められ、学則変更に係る各種会議を経て、諸官庁へ申請、届出を行っている。

4.2. 長所・特色

・ 学士課程

- 建学の精神を学ぶ「キリスト教概論」「聖隷の理念と歴史」を必修としていること。
- シラバスにどのようなアクティブラーニングを行うかを記載し、実施状況を確認できること。
- 「地域実践アクティブラーニング」「国際支援アクティブラーニング」を開設し、本学教員の地域や国際的な活動に触れることができること。
- 1年次生の必修科目として「地域ケア連携の基礎」を開講し、早い段階から、多職種連携を意識づけていること。
- 初年次教育の計画表を作成し、導入教育を計画的に行っていること。
- DPループリックによるDP達成度自己評価を行うことで、学生にDPを意識づけていること。
- 副専攻「国際保健医療福祉プログラム」を開設し、グローバル化が進む社会に対応できる人材養成を始めたこと。
- コロナ禍の遠隔授業でも、時間割通りにリアルタイムの授業を行うことで対面授業と遠隔授業の移行をスムーズに行うことができたこと。
- 教育成果のアウトカムとして、高い国家試験合格率、就職率を維持していること。

・ 博士課程

- 博士後期課程において、全院生必修のIPW特講を開講し、多職種連携に関わる知識の習得を必須としていること。
- 修士論文・博士論文作成の到達度を確認するリサーチループリックを作成し、研究指導の状況を可視化したこと。

- 修士論文・博士論文作成の段階を研究科委員会で定期的に確認していること。
- 看護学研究科の高度実践コースやリハビリテーション科学研究科の教育コースなど、社会のニーズに合わせた教育課程を編成していること。

4.3. 問題点

- 教育課程の変更に関する学内のプロセスが明確ではないため、プロセスの明確化、カリキュラムチェックリストの作成を進めている。

4.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学では、建学の精神、教育目的を踏まえた DP、CP を定め、ウェブサイトや履修要項に掲載している。履修要項では、教育課程の構成やカリキュラムマップや履修モデルで順次性や体系性をわかりやすく示すなど学生の理解を深める工夫をしている。

また、学士課程では、資格取得のために指定された授業科目を適切に配置し、専門職者養成にふさわしい内容で実施している。特に建学の精神を学ぶ「聖隷の理念と歴史」「キリスト教概論」や多職種連携を学ぶ「地域ケア連携の基礎」「地域ケア連携演習」を全学共通科目として開講している。さらに博士課程では、高度専門職者、研究者としての養成にふさわしい授業科目を配置、実施している。特に博士後期課程では、共通科目としてインタープロフェッショナル特講を開講している。

学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うためにアクティブラーニングの積極的な導入を推進し、特徴的な「地域実践アクティブラーニング」「国際支援アクティブラーニング」を実施している。

成績評価、単位認定は評価方法や評価基準を履修要項やシラバスに明示し、GPA を使った成績評価状況の確認や成績評価調査願の制度により客観性や厳格性を保っている。学位授与については、学位論文審査基準や論文審査プロセスを学生に配付している。

学修成果の把握のために、国家試験結果や就職率等を指標としているが、学士課程では DP ルーブリック、博士課程ではリサーチルーブリックを作成し、多面的な評価を行っている。

教育課程及びその内容、方法の適切性は、自己点検・評価運営委員会による、自己点検・評価のための様式により学部・研究科及び全学組織が評価し、学長から助言を行うなど PDCA サイクルが循環している。その際には評価のツールとして、DP ルーブリック、リサーチルーブリック、アセスメントテスト、ティーチング・ポートフォリオなどを作成することを自己点検・評価運営委員会が評価の視点として採用している。

教育課程の見直しに当たって、中央教育審議会や文科省等による各種教育指針等も参照し、自己点検・評価による教育改革・改善に取り組んでいることを可視化するため、教育課程の変更に関するプロセスやカリキュラムチェックリストの作成を進めている。

以上から、本学の教育課程・学修成果に関する取り組みは大学基準を充足していると評価することができる。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学の建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基に、学部・学科、研究科の目的・目標を「聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則」に定めている。その達成のために定めた DP、CP を踏まえ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー。以下「AP」という。）を「学生募集要項」「入試ガイド」に明示するとともにウェブサイトに掲載し、広く公表している（資料 5-1、5-2、5-3【ウェブ】）。

各学部の AP は、人材養成に関する目的、教育目標などをまとめた「どのような力を発展・向上させるのか」、保健・医療・福祉・教育の専門職を目指すうえで必要とされる能力・適性・人間性を盛り込んだ「求める学生像」、各学部の目的、目標を達成するために必要な知識や態度について明示した「大学入学までに身につけて欲しい教科・科目等」、求める学生像に適合する学生を選抜するための「入学者選抜の基本方針」を定めている。現在の AP は 2018 年度に大学全体で 3 つの方針を一貫性のあるものにするために自己点検・評価運営委員会で見直され、部長会で決定したものである（資料 4-4）。

大学院についても、各研究科の DP、CP に基づいて AP を定め、「学生募集要項」「入試ガイド」に明示するとともにウェブサイトに掲載している。なお、看護学研究科と社会福祉学研究科については、今回の自己点検・評価の際に博士前期課程と博士後期課程の AP が同一となっていたことが判明したため、2022 年秋から両研究科で見直しを開始し、最終的に 2023 年 1 月の部長会で見直し案を決定した（資料 4-5）。

例として、看護学部の AP を以下に示す。

看護学部 AP

○どのような力を発展・向上させるのか

看護学部では、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づく深い人間理解の上に、人々の健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、人々がその人らしく生活できることを目指した質の高いケアを提供するために、進歩する看護専門分野及び関連諸学の知識と技能を統合し、多職種連携・協働してその責務を果たし、国内外の新しい動向にも対応できる看護学分野の指導的

人材として労を厭わぬ実践ができる看護専門職者を育成することを目的とします。

○求める学生像

- ・自分と同じように、他の人々を尊ぶことのできる人間性を備えた看護専門職を志す人
- ・科学的思考力を身につけ、深い教養に支えられた看護専門職をめざして学ぶ意欲のある人
- ・他の医療保健福祉分野の専門職を志す仲間と共に連携・協働して課題解決することに関心が高い人
- ・看護専門職として社会に貢献する意欲のある人

○大学入学までに身につけて欲しい教科・科目等

高等学校の各教科において、本学部の目的、目標を達成するために大切な知識・態度を身につけていることが望まれます。

- ・国語については、他者による表現を理解出来る読解力と、自己の考え・感情を適切に表す表現力
- ・地理歴史・公民については多様な文化や価値観、生活背景をもつ他者を理解し、受け入れるための基礎知識
- ・数学については、論理的な思考を可能とするための数学的素養
- ・理科については、看護を科学的に実践する能力の基礎となる自然科学についての基礎知識
- ・英語については、広く国際社会の人達とのコミュニケーションを実現できる能力としての英語理解と英語による表現力

○入学者選抜の基本方針

看護学部では、複数の受験機会と多様な入試を提供しています。看護学部の教育理念・目標に見合う学生を選抜するため、一般選抜の他に総合型選抜、学校推薦型選抜、奨学生選抜、社会人選抜を実施しています。本学の入試では、個別学力検査、大学入学共通テスト、調査書、面接及び小論文などを組み合わせて志願者の能力や資質を総合的に評価します。

- ・個別学力検査、大学入学共通テストでは、高等学校において修得した基礎的な学力（知識・理解、思考力・判断力・表現力）を評価します。
- ・調査書は、高校時代に取り組んできた学習や活動の履歴を見ます。
- ・面接では、他者と適切な人間関係を築く能力を評価します。
- ・小論文では、総合的な能力「読解力、発想力、論理的思考力、表現力」を評価します。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

学生募集活動については、前述の AP をはじめ、学部の特徴、教育内容などをまとめたパンフレットやリーフレットに掲載し、以下のように説明する機会を多く設けている（資料 1-8、1-9、5-4、5-5）。

- ・ オープンキャンパスを3月から11月にかけて6回実施
- ・ 高等学校の進路指導の先生方を対象にした大学説明会を6月に本学（浜松市）、静岡市、豊橋市の3会場とオンラインで実施
- ・ 教職員による高等学校への訪問
- ・ 高等学校単位での大学見学の受け入れ
- ・ 高等学校内もしくは業者主催の進学ガイダンスへの参加
- ・ 本学ウェブサイト・Instagram・LINE・twitter・YouTube・受験雑誌による情報提供
- ・ 募集行事への参加者や資料請求者などへのダイレクトメール

学生募集活動は各学部の入試委員会（リハビリテーション学部は入試広報委員会）と入試・広報センターが連携してパンフレットの制作、オープンキャンパス等の行事運営等を行い、全教職員で分担している。全学的な活動方針や募集行事については、毎月「入試・広報センター運営会議」を開催し、各学部の教員（入試委員）と入試・広報センター職員により企画、調整を行っている（資料 5-6）。

入学者選抜制度は、2021 年度入試に向けて改革を行った。2020 年度までの学部入試は、各学部で推薦入試、奨学生入試、一般入試（前期・後期）、センター試験利用入試を行っており、これに加えて看護学部では社会人入試、社会福祉学部では AO 入試、編入学試験（社会福祉学科のみ）を行っていた。2021 年度入試からは、AO 入試を総合型選抜に改め、看護学部とリハビリテーション学部でも導入した。看護学部では小論文、基礎学力試験及びプレゼンテーションを含む個人面接を、リハビリテーション学部では、基礎学力試験に加え個人面接と集団面接の両方を課すなど、多面的・総合的な評価を行っている。

学校推薦型選抜は公募制、併設校のほか、学部により指定校制、キリスト教学校教育同

盟加盟高等学校を設定しており、小論文と面接を課している（看護学部の併設校はプレゼンテーションを含む面接のみ）。

2018年度から導入した奨学生選抜及び一般選抜（前期・後期）では、学部により2教科2科目もしくは3教科3科目を選択（学部・学科により一般選抜の一部では必須科目もあり）する形式で本学独自の学力検査を行っており、基礎学力に加え、論理的な思考力や表現力を評価するために記述式問題も出題している。一般選抜（後期）では、筆記試験の成績だけでなく、面接も課している。

大学入学共通テスト利用選抜では、3教科3科目選択（学部・学科により必須科目もあり）した成績を対象に評価している（資料5-1、5-2）。

大学院入試は、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜の3つの入試種別を秋季（9月）、春季（1月）の2回行っている。なお、2022年度入試からは、秋入学のために7月に外国人留学生選抜のみ行うこととした。なお、出願資格審査を事前に行っており、専門学校や短期大学の卒業者にも門戸を開いている。

外国人留学生の募集については、2020年度からふじのくに地域・大学コンソーシアム主催の「静岡県大学進学フェア」に参加している。静岡県大学進学フェアは外国人留学生の県内大学への進学を促進するために開催され、国内外の日本語学校在籍の外国人留学生及び教職員を対象としている。本学は毎年度参加をし、本学の理念や教育、授業料等免除や入学試験について説明を行っている。

授業料その他の経費、経済的支援に関する情報提供については、「学生募集要項」に学費を記載しているほか、「入試ガイド」には授業料以外の経費や奨学金に関する情報も掲載している。この内容については、本学ウェブサイトでも情報提供しているほか、上述の募集広報活動でも説明し、問い合わせにも対応している（資料5-1、5-2）。

入学者選抜の実施にあたっては、文部科学省から通知される「大学入学者選抜実施要項」及び本学の「入学者選抜規程」に沿って毎年の入学試験要項を作成し、学部ごとに教授と入試・広報センター長で構成される入学者選抜委員会で決定している（資料5-7）。学生募集要項には募集人員、選抜方法、試験科目・配点等を明記し、透明性を確保している。願書受付、試験実施準備、合否判定資料の作成、合格発表及び合格通知書等の入学手続書類の送付などの事務全般は入試・広報センターが担当している。入試日程及び試験当日の責任体制については、毎年部長会の決定に基づいて、それぞれの入試において学長、学部長、入試委員長で構成される試験実施本部が置かれ、緊急時の対応を含めて適切に実施できる体制を整えている。

試験問題については、学長から委嘱された作問担当教員と一部の入試・広報センター職員以外は一切関与せず、機密性の確保を図っている。採点にあたっては、作問担当教員以外の学内教員も加わり、複数回のチェックにより採点ミスの防止に努めている。

合否判定については、まず学部ごとに入学者選抜委員会を開催して原案を作成し、教授会で審議し、学長が決定する。この過程において合否判定資料を入学者選抜委員会及び教

授会構成員に公開しており、公正性、透明性を確保している。大学院の入学選抜は各研究科の研究科委員会で審議した後、学長が決定している。大学院においても合否判定資料は全て研究科内に公開しており、公正性、透明性を確保している。入学選抜に係る情報公開としては、「入試情報公開規程」及び「入試情報公開規程実施細則」を制定し、志願者数・受験者数・合格者数・入学者数、入試問題などを公開している（資料 5-8、5-9）。受験者個人からの成績開示請求にも応じており、2022 年度入試では請求があった 7 名に対して開示した。

障がいのある学生の受け入れについては、学生募集要項に「受験および修学上（たとえば実習など）特別の配慮を希望する方は、出願前に入試・広報センターに相談してください。」と記載している。本学のカリキュラムにおいて資格取得に必要な臨地あるいは臨床実習があることから一人一人の障がいの程度により入学後の学修環境、支援体制について事前に相談に応じているためである。受験にあたっては、可能な限り配慮を行っている。

2021 年度以降の入試における新型コロナウイルス感染症への対策としては、建物及び教室の出入口に消毒用アルコールを置き、試験監督者、受験者同士との距離を出来るだけ広くし、窓や出入口を開放するなど換気を十分に行うなど安全に配慮した。また、奨学生選抜及び一般選抜（前期）の受験者が罹患等した場合には以降の入試への振り替えを認めたほか、2022 年度入試では、無症状の濃厚接触者の扱いについて、大学入学共通テストでの対応に倣い本学の一般選抜でも別室で受験できるようにした。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率<学士課程>
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率<学士課程>
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

2022 年度入試では、大学全体の入学定員 350 名（編入学定員を除く）に対し入学者は 352 名と充足率は 1.01 であった。看護学部の充足率は 1.07、リハビリテーション学部は 1.12 とやや超過した。社会福祉学部では、社会福祉学科の充足率が 0.80、こども教育福祉学科の充足率が 0.85 と未充足であるが、回復傾向である。学部学生全体の入学定員に対する入学者の割合としては、2018 年度 0.99、2019 年度 1.07、2020 年度 1.03、2021 年度 0.99、2022 年度 1.01 と、0.99 から 1.07 までの範囲で推移している（基礎データ表 2）。

社会福祉学部の入学者数比率が低く、リハビリテーション学部理学療法学科のそれが高いことについては、前回 2016 年度の大学基準協会の認証評価において改善勧告を受け、2020 年 7 月に改善報告書を提出したものの、次のとおり引き続き改善を求められている。

今後の改善経過について再度報告を求める事項

社会福祉学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ 0.78、0.74、社会福祉学部社会福祉学科において、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.82 と低い。また、リハビリテーション学部理学療法学科において、両比率がいずれも 1.20 と依然として高いので、是正されたい。

社会福祉学部については、2022 年度入試から総合型選抜のプロセスを一部変更し、高校生が本学教員と早期に接触できる「事前相談」の方式を取り入れたほか、2023 年度から現在の「社会福祉学部こども教育福祉学科」（入学定員 40 名）を改組して「国際教育学部こども教育学科」（同 50 名）を設置し、これまでの小学校教諭 1 種免許状、幼稚園教諭 1 種免許状、保育士資格などに加え、公認心理師を目指すこともできるようにした。さらに社会福祉学部社会福祉学科でも公認心理師を目指すコースを設置し、入学定員を 65 名から 60 名に変更したほか、3 年次編入でも定員を減じた（資料 5-10）。

リハビリテーション学部理学療法学科については、2019 年度及び 2021 年度に合格者の入学歩留が予測と大きく異なったため、改善が遅れた。受験者の本学への志望度、オープンキャンパス参加状況など詳細に分析を行った上で合格者を決定することにより、適正な入学者を得られるように努める。

編入学定員に対する編入学生数比率については、入学定員 15 名（2019 年度までは 5 名）に対する入学者数は 2018 年度から順に 3 名、3 名、5 名、5 名、4 名であり、5 年間の平均充足率は 0.30 である（基礎データ表 2）。編入学生の多くは同一法人が運営する聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校の卒業者が殆どであるが、今後 15 名の入学定員を確保するのは困難と判断し、2023 年度の学部改組にあわせて入学定員を 5 名に変更することとした（2023 年度、2024 年度は 10 名。2025 年度から 5 名。）（資料 5-10）。

2022 年 5 月 1 日現在の大学の学部・学科全体の在籍学生数（編入学定員を含む）は 1,424 名であり、収容定員 1,430 名に対する在籍学生数比率は 1.00 である（基礎データ表 2）。学部別にみると、看護学部 1.04、社会福祉学部 0.79、リハビリテーション学部 1.16 であり、学部間で高低がある。特に社会福祉学部では 2018 年度から年々充足率が増加しているものの依然として 0.8 を下回っている。

大学院全体の在籍学生数は 81 名であり、収容定員 109 名に対する在籍学生数比率は 0.74 である。研究科別・課程別にみると、看護学研究科博士前期課程 0.75、同後期課程 1.20、リハビリテーション科学研究科博士前期課程 0.67、同後期課程 0.80、社会福祉学研究科博士前期課程 0.25、同後期課程 1.22 と、どの研究科も博士前期課程の比率が低い。

社会福祉学部の在籍学生数の未充足に関する対応について、介護福祉学科では、2016 年度から入学定員を変更（40 名→25 名）し、推薦入試の指定校を中心とした高校訪問や出前授業などに注力をしたものの、引き続き入学者を十分得られない状況が続いたため、2020 年度には学生募集を停止し、社会福祉学科の中に「介護福祉コース」を置き、「ソーシャ

ルワークコース」とあわせ 65 名の定員とした（資料 5-11）。回復傾向にあるものの、上述の通り、大学基準協会から引き続き改善を求められており、「国際教育学部こども教育学科」への改組を予定している。

大学院の募集に関しては、毎年パンフレットを病院や福祉施設、同系大学に送付しているほか、学部生の実習・就職先への個別訪問を行っている。2023 年度からは、外国人留学生に限るものの、秋入学ができるよう 7 月にも入試を設定したほか、リハビリテーション科学研究科では、2023 年度入試から学内推薦制度を設け、内部進学者を増やす取り組みを開始した。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

入学者選抜及び学生募集に関する検証は、AP 及び毎年度の入試結果に基づき、各学部入学者選抜委員会、入試・広報センター運営会議、各学部入試委員会で検討している。具体的には、入試が終了する 3～4 月に詳細な入試結果及び新入生アンケート結果がまとめられ、主に入試に関しては各学部の入学者選抜委員会により入試制度や指定校の見直し・選定を、募集に関しては入試・広報センター運営会議と各学部入試委員会が学生募集施策の立案・実行を担っている。6 月には入試種別ごとに入学後の GPA や国家試験結果等をまとめ、各学部の入学者選抜委員会で確認・分析し、今後の入試制度の改善・向上に役立てている。

上述の検討内容については、入学者選抜委員会の構成員である、各学部の学部長及び自己点検・評価委員長、各研究科長、入試・広報・キャリア支援統括センター長らが、自己点検・評価運営委員会の構成員となっているので、検討内容及び課題については、第 2 章の内部質保証にある「評価基準の自己点検・評価（様式 1）」「教育研究活動年間計画表（様式 2）」などの点検・評価ツールを活用しながら自己点検・評価運営委員会に報告され検証が行われている。これまでの自己点検・評価活動により、2020 年度の社会福祉学部の学科統合、2022 年度の大学院入試の見直し、2023 年度の国際教育学部開設と臨床心理師をめざす課程の設置など改革・改善に取り組んでおり、適切な学生数の確保につながっている。

5.2. 長所・特色

- ▶ 建学の精神、学則その他の規程による理念・目的及び DP・CP に基づいた AP が示され、多様な入試制度により入学者の選抜を行っている。2018 年度入試からは将来的に後進を育成する研究者・教育者、もしくは地域の保健医療福祉分野でリーダー

として活躍を期待する優秀な学生を得るための「奨学生選抜」を追加し、授業料が全額免除となる「奨学生Ⅰ」と半額免除になる「奨学生Ⅱ」「奨学生Ⅲ（初年度のみ）」を毎年度採用している。

- 社会福祉学部では2020年度から学科統合により社会福祉学科に「ソーシャルワークコース」と「介護福祉コース」の2コースを置き、2023年度からは公認心理師を目指すコースも新設する。一方でこども教育福祉学科は2023年度に新学部「国際教育学部」への改組により、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士等に加えてこちらも公認心理師を目指すことができる学部としてスタートする。入試制度の見直しも継続的に進めており、いずれの学部とも適切な学生数を得られると考えている。

5.3. 問題点

- 社会福祉学部での定員未充足については、2023年度に向けてこども教育福祉学科を国際教育学部（入学定員50名）に改組を行う予定である。あわせて社会福祉学部の入学定員を見直すことで改善を図っている。
- リハビリテーション学部理学療法学科の定員超過については、合否判定時の歩留まり予測の精度をさらに高める必要があるため、オープンキャンパス等の参加状況やアンケート結果に加え、他大学の同系学部・学科への志望状況・経年変化など情報収集に努める。
- 大学院の定員管理については、特に博士前期課程の入学確保が課題である。2021、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられるが、改めて資料請求者及び志願者の状況を分析し、学部実習施設、就職先及び同系大学への広報の注力、研究科主催セミナーの継続、2022年度に実施した学内推薦選抜（リハビリテーション科学研究科）及び秋入学（外国人留学生選抜）の評価と対象拡大について検討する。

5.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、2018年度にDP・CPとあわせてAPの整理を行い、建学の精神とともにパンフレットや入試ガイドで広く公表しており、オープンキャンパスでも説明を行っている。

入学者選抜制度は2021年度入試で見直しを行い、「学力の3要素」を測るために入試制度の見直し、追加を行ったほか、特に年内に入学が決まる入学予定者に対する入学前課題を充実させた。

2016年度の大学基準協会による認証評価での改善勧告では、社会福祉学部の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が低いこと、並びにリハビリテーション学部理学療法学科の両比率が高いとの提言があった。これに対し、社会福祉学部では介護福祉学科の定員減（2016年度）及び募集停止（2020年度）を、リハビリテーション学部理学療法学科では定員増（2016年度）などの改善を図った。2020年7月に提出

した改善報告書に対する大学基準協会からの検討結果の通知においても引き続き改善を求められており、社会福祉学部はこども教育福祉学科の国際教育学部への改組を、リハビリテーション学部理学療法学科は合格者の歩留予測の精度を高めるなど定員管理の徹底を図っている。

このように依然として学生募集に関する課題は残るものの、学士課程に関しては、年々入学定員に沿った入学者の確保が概ね達成できているといえる（大学基礎データ2）。

修士課程、博士後期課程については、パンフレットの送付、学部生の実習・就職先への訪問、研究科主催セミナーの開催の継続に加え、引き続き入試制度の見直しを進めていく。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

大学として求める教員像は、建学の精神である「キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛」を理解し、教育研究及び委員会活動等に意欲と熱意を持ち職位にふさわしい人格を有する者としている。新たに教員を採用する時には、公募要項の冒頭にこの求める教員像を明示するとともに、各学部・研究科が必要とする専門分野の能力、資格、実践を踏まえた専門知識・技術を明示している。また、大学・大学院の教員に求める能力・資質等は、専任教員資格審査内規第2条に「本学の建学の精神及び教育理念・目的を理解し職位にふさわしい人格を有する者」であることを共通事項とし、職位に応じて必要な資質を定めている。特に大学院担当教員については、研究指導の資格審査基準を設け、博士の学位を有し、当該分野において活発な研究活動を行っており、かつ、十分な研究指導能力を有する者としている（資料6-1、6-2）。

教員組織の編制に関する方針として、求める教員像、教員組織の編制方針を定めウェブサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。これらの方針は、2020年3月5日の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020年3月10日の部長会において決定し、2020年3月18日の教授会に報告され（資料6-3）、学内イントラネット総務部HPに掲載し周知されている。

教員組織の編制に関する方針

建学の精神に裏付けられた豊かな人間性と倫理観、教養と専門的知識・技能を兼ね備えた専門職を育成するための教員組織を編成するにあたり、求める教員像と教員組織の編成方針を定めます。また、教員による授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究等を行うためのFD活動の方針を定めます。

<求める教員像>

本学の建学の精神である「キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛」を理解し、教育研究及び委員会活動等に意欲と熱意を持ち職位にふさわしい人格を有する者とします。

<教員組織の編制方針>

1. 本学の求める教員像に合致した専任教員を、大学設置基準、大学院設置基準及び指定規則に基づき適切に採用し、教員組織を編制します。
2. 保健医療福祉・教育分野の専門職を養成するという本学の使命を遂行するために、学生に対して責任ある教育を行える教員組織を整備します。
3. 専任教員の募集・採用・昇格は、適切性・透明性を保つために、本学専任教員採用・昇任に関する規程、専任教員資格審査規程及び専任教員資格審査内規に準拠して行います。
4. 専任教員の採用に当たっては、広く公募するとともに本学卒業生の中から本学の将来を担う優秀な人材を積極的に採用します。
5. 大学院の研究指導教員等については、大学院研究指導教員等資格審査基準に則り審査し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる教員を配置します。

<FD 活動の方針>

1. 授業の内容及び方法の改善を図るための全学組織として FD 委員会を設置し FD 活動を推進します。
2. 学生支援並びに教育に向けた教職員の資質向上を目指し、各種研修会の充実と教職員・学生の連携を促します。
3. 教職と学生共同体による、全学の学生支援・教育改善に向けた一体的活動を推進します。
4. 授業評価及びピアレビューにより授業改善を図ります。

大学・大学院において教員に求める能力・資質等

教授は、教員人事にたずさわる人事委員会及び専門委員会の委員として選出される職位にあることから、その職位にふさわしい人格を有する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1)博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2)研究上の業績が前号に準ずると認められる者
- (3)学位規則（昭和 28 年文部省第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4)大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む）がある者
- (5)芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- (6)専攻分野について特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ大学における教

育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1)前項各号のいずれかに該当する者
- (2)大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）がある者
- (3)修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4)研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)前第2項又は前第3項に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2)その他特殊な専攻分野について大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1)前第2項各号又は前第3項各号のいずれかに該当する者
- (2)修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3)専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2)前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

以上のとおり、本学では大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像及び教員組織の編制に関する方針を明示している。一方、各学部・研究科ごとの教員組織の編制に関する方針は明文化されていないが、教員組織の編制に関する方針に掲げる求める教員像に合致する人材を教育課程に合わせて適切に配置することを前提に、看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部では、それぞれの専門職業人の養成のために各専門分野での実践を踏まえた専門知識・技術・態度を教授できる教員を配置することを基本的な考え方としている。

学内における教員組織の連携は、教授会、学部運営会議、学科会議、領域会議、各種委員会組織を通じて行われている。委員会は学長主宰、学部長主宰、教授会附属、全学組織、法人組織の別によって整理され、それぞれの会議の情報は教授会、部長会において全学的に共有する仕組みとなっている（資料3-2、6-4、6-5、6-6、6-7）。会議の構成員は規程に則り、委員会の構成員は各学部において検討され、全教員が役割に応じた会議、委員会に出席し、それぞれの役割を担っている（資料6-8、6-9）。

教育研究に係る責任は、学長、学部長、学科長、領域長の職務として「学園組織規程」

「学科長規程」「看護学部領域長規程」に明文化されている（資料3-2、6-10、6-11）。

研究科においては、教員組織の編制に関する方針に掲げる求める教員像に合致する人材を教育課程に合わせて適切に配置することを前提に、本学が定める「大学院指導教員等資格審査基準」を各研究科の必要な専門分野領域の中で満たす教員を配置することを基本的な考え方としている。研究科内での意思疎通は研究科長が主宰する毎月開催の研究科委員会で行い、重要事項については学長が主宰し、年4回行う大学院委員会にて調整、審議している（資料6-12、6-13）。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性・男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

教員組織の編制にあたっては、大学設置基準・大学院設置基準における必要専任教員数を必要最低限の教員数と捉え、大学・大学院の教育研究目的を達成することができる教育研究組織にふさわしい教員を配置することとしている。

大学全体では、大学設置基準における必要専任教員数を満たす103名の専任教員を配置している（大学基礎データ表1）。一方、リハビリテーション学部言語聴覚学科において、2021年度末に1名の教員の急な退職により2022年5月1日時点の教員数が設置基準に対して1名不足するという状況となったが、早急に教員1名を採用したことにより同年9月には基準を満たす教員配置状況となっている。

求める教員像に示す、本学の教育理念を理解し実践することができる卒業生や修了生の積極的な人材登用を進めており、2022年5月現在、専任教員に占める本学卒業生・修了生は42名（40.8%）である。本学の教育理念を理解する各専門職の実務経験のある者を教員として採用することが、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人を育成する上で重要と捉え、実務経験のある教員を多数配置することを基本的な考え方としている。具体的には、学位及び大学等での教育経験の他に採用する専

門分野によって、看護師資格、保健師資格、養護教諭一種免許、社会福祉士、介護福祉士、幼稚園教諭一種免許・保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの資格を有し、3年～5年以上の臨地・臨床経験を有する教員である。

教員採用に際しては、学部から大学院までの各学問分野の教育・研究の一貫性を重視した審査を行いながら、年齢構成に偏りがないよう心掛けているが、大学院の研究指導のために高度な知識や特別な経験を有する者を定年後も特任教員として一定期間雇用することがあるため、年齢構成が高くなる学部・研究科がある。社会福祉学部は50歳以上が8割以上を占めており、偏りがある（大学基礎データ表5）。一方、教員の流動性向上による教育研究の活性化、多様な経験を通じた若手教員の育成を目的とした3年の任期付教員の採用を可能にしている。専任教員の男女別人数は、男性47名に対して女性56名であり、大学全体としては女性教員の方が多い状況である。女性教員が多いのは、看護師養成を担う看護学部において50名中37名の女性教員を配置していることによるものである。

大学院における授業および研究指導は、原則として本学の教授がこれを担当する（大学院学則第39条）（資料1-3）。学部の教員の中から資格審査により大学院担当教員を選考し、学部と大学院を兼務している（資料6-2、6-14）。大学院3研究科において、大学院設置基準に定める必要教員数及び必要研究指導教員数、研究指導教員における必要教授数のいずれも充足している（大学基礎データ表1）。

設置基準上求められる定員以上の教員数を配置し、必修科目、専門科目は専任教員が担当することを原則とし、実務経験や業績豊かな非常勤講師を委嘱している。また、臨床での実習指導に携わる専門職者に、臨床（地）教授等の称号を付与し、専門教育の充実を図っている（資料6-15、6-16）。また、学部によっては助手や準教員を配置しており、実習指導を行う教員を補佐している。これらのことにより、専任教員の授業と学生指導等の負担の軽減につなげている。

学部共通の教養教育に対しては、科目群として、建学の精神について学ぶ科目群、自然・人間・社会について学ぶ科目群、国際・地域について学ぶ科目群を設定しており、科目の内容が多岐にわたることから、専任教員に加え兼任教員を配置している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているといえる。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

<p>評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備</p> <p>評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施</p>
--

教員採用・昇任に関する手続き及び基準は「聖隷学園教職員任用規程」「聖隷クリスト

ファー大学専任教員採用・昇任に関する規程」「聖隷クリストファー大学専任教員資格審査内規」「聖隷クリストファー大学専任教員昇任人事における資格審査細則」「聖隷クリストファー大学昇任基準（教授・准教授・助教）」に規定されている（資料 6-17、6-18、6-19、6-20）。教員の募集、採用、昇任は人事委員会の所掌事項であり、人事委員会については「聖隷クリストファー大学人事委員会規程」に規定されている（資料 6-21）。人事委員会は、学長が委員長となり、各学部長、各研究科長、教務部長、総務部長の他、各学部教授会において構成員の過半数の信任により推薦された教授各 2 名により構成されている。採用・昇任の発議は学長が行う。学長は、執行役員会の基本方針に従い、人事委員会において所定の手続きを経ることとなっている。

教員の採用は、学園の人事計画や退職等による欠員が生じた場合に公募などにより行われる。公募にあたっては、本学の教育理念と担当授業科目を明示したうえで募集を行うことで、各学部、研究科において、適切な採用候補者を募ることができている。また、本学の建学の精神を理解し実践することができる卒業生や修了生の積極的な採用を進めており、実務経験はあるが修士の学位を有しない者については助手として採用し、国内留学制度を活用した学位取得を促し教員の人材育成を進めている。

応募者の資格審査は、人事委員会のもとに置かれる専門委員会によって行われ、専門委員会は、専門領域に関わる資格について審査する。審査は書類審査、面接によって行われ、採用候補となり得る応募者については、専門員による 1 次面接に加え、学長・学部長・総務部長等による 2 次面接を実施している。専門委員会は審査結果を人事委員会に報告し、人事委員会は採用について審議し、その結果を執行役員会に上申し、執行役員会が採用を決定している。

昇任は、毎年 9 月の人事委員会において審査スケジュールを決定し、学内に公表している。スケジュールが公表された後、学部長は所属教員の研究業績を確認し、職位ごとに定める昇任基準や学部内の教員定数・教員配置状況等を検討して、学長に昇任候補者を推薦する。学長は、昇任候補者を検討し、人事委員会を開催して昇任を発議し、資格審査のための専門委員会を組織する。人事委員会は、専門委員会における資格審査の結果と合わせて総合的に判断して、昇任の可否を執行役員会に上申し、執行役員会が決定している。

以上のとおり、採用・昇任ともに規程に沿って実施されていることから、教員の募集、採用、昇任等は適切に行われているといえる。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

<p>評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p>
--

教員の教育能力の向上や授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究等を行うためのファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の方針を定め、全学FD

委員会及び教授会附属FD委員会、大学院においては研究科委員会が主体となりFD活動を推進し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている（資料6-22、6-12）。

1) FD活動の方針

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための全学組織としてFD委員会を設置しFD活動を推進する。
- ② 学生支援並びに教育に向けた教職員の資質向上を目指し、各種研修会の充実と教職員・学生の連携を促す。
- ③ 教職と学生共同体による、全学の学生支援・教育改善に向けた一体的活動を推進する。
- ④ 授業評価及びピアレビューにより授業改善を図る。

2) FD

大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究等を推進するために全学FD委員会及び教授会附属FD委員会が置かれている。大学院に係る教育改善に必要なFD活動は研究科委員会で検討されている。

専任教員全員を対象に授業内容・教育方法の改善、充実を図るための研修として外部講師を招いて、効果的な授業方法やシラバスの作成法など、教員からの要望をふまえた具体的なテーマで、年2回行なっている（資料6-23、6-24）。

また、学部単位で行う研修を年4回から6回程度行っている。2019年度は社会福祉学部（こども教育福祉学科）において、「コロナ感染対応で始まってしまった学部遠隔授業に取り組んで」「学部シミュレーション教育充実に向けた情報共有」「WebClassを活用した授業の展開」などをテーマとして行った。

3) 授業評価

① 学生による授業評価

学生による授業評価を実施し、評価結果を公表している（資料6-25【ウェブ】）。評価は、評価項目に従いLMSシステムWebClassを用いて授業終了2回前から最終回までに実施する。授業評価の項目決定・実施・集計及び内容分析は、全学FD委員会が実施・管理し、授業評価の分析結果は、各学部の教授会に報告され、各教員が確認、授業改善に活用する。この授業評価は、「聖隷クリストファー大学授業評価実施規程」に基づいて実施している（資料6-26）。

また、学生は、授業評価実施の協力及び授業評価の結果を踏まえた授業改善に対する提言に関する協議を全学学生FDスタッフ会議で行い、全学FD委員会・教務部の教員が意見を聞いている（資料6-27）。学生FD活動については「聖隷クリストファー大学学生FDスタッフ活動規則」で定められている（資料6-28）。

② ピアレビュー

教員の教育力の向上を目指し、よりよい教育につなげる目的でピアレビューを実施している。レビューを希望する教員は、レビューしたい授業科目・単元を担当教員に連絡する。授業担当教員から参観して欲しい教員に依頼することも可としている。参観者はピアレビ

ューシートを使って、評価・コメントを行う。ピアレビューは全ての教員が1回以上受けることを目標として実施している（資料6-29）。

また、本学では教員の教育・研究力向上のため、「聖隷クリストファー大学国内留学規程」を定め積極的に教員の学位取得を支援している（資料6-30）。国内留学制度を利用して学位を取得した教員は表6-1の通りである。

表6-1 国内留学制度を利用して学位を取得した教員数

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
修士			1	1	
博士	2	2	2		4
満期退学者	1		1	1	1

教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動等の活性化や資質向上を図る取り組みとして、2018年に聖隷クリストファー大学教員人事評価規程を定め、人事評価制度を導入した（資料6-31）。人事評価は、毎年1回定期に実施するものとし、評価の期間は10月1日～翌年9月30日の1年間を対象としている。各教員は「教員活動自己申告書」「教員活動目標管理シート」「服務規律の遵守状況確認表」を総務部に提出し、総務部が取りまとめた資料をもって各学部において学部長、学科長が評価者となって各教員との面談を実施する。面談における評価に当たって「業務遂行能力」「教育活動・学生支援の実績」「研究活動の実績」「大学・学部運営への貢献実績」「地域活動・社会連携の実績」について、職位に応じた評価の視点を定めており、評価の視点を踏まえた定性的な評価が行われている。面談による定性評価と「教員活動自己申告書」の定量評価を総合して最終的な評価が決まり、評価結果は学部長から各教員に伝えられる。

評価結果は、勤勉手当、昇給、昇任・昇格等の処遇に反映され、教員の士気の向上に資するものとし、併せて人材育成や教育・研究活動の改善に役立てている。

以上のように、FD活動を組織的かつ多面的に実施していることに加え、教育・研究力向上のための支援制度や教員評価制度を整備、運用していることから、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっているといえる。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

教員組織の適切性については、第2章で説明した点検・評価ツール③評価基準の自己点

検・評価（様式 1）を使用して、毎年 6 月の自己点検・評価運営委員会において、学部・研究科にて点検・評価を行った結果を全学的観点から点検・評価している。7 月の部長会において点検・評価結果を確認し、課題がある場合は、改善方針を決定している。改善が必要と判断された事項については、毎年 2 月の自己点検・評価運営委員会及び 3 月の部長会において進捗確認を行っている。

2019 年 6 月 25 日開催の自己点検・評価運営委員会において、前述の点検・評価ツールを用いて点検・評価を実施したところ、教員組織の編制に関する方針を含む各種方針が整備されていないことが課題となり、2019 年 7 月 9 日開催の部長会において課題の改善に向けて着手することが決定した。その後、2019 年 10 月 29 日及び 2020 年 3 月 5 日開催の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020 年 3 月 10 日開催の部長会において教員組織の編制に関する方針を含む各種方針を策定するに至った。

教員組織の適切性について、大学設置基準における必要専任教員数及び学部・学科、領域に設定している教員数と現状の教員数を比較することにより評価しており、専任教員数 103 名（うち教授 46 名）は大学設置基準上必要な教員数 69 名（うち教授 36 名）に対して十分充足しており適切である（大学基礎データ表 1）。また、大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員の人数についても、必要数を満たしており適切である。一方、学部・学科、領域の教員数については、退職教員が生じると欠員が生じるため補充が必要となるが、設定する教員数に対する充足状況は学部・学科、領域によって様々であり、特に看護学部では退職教員の後任の探索が困難な場合が多く、円滑に欠員の補充ができないことがある。

各学部の教員配置状況について人事委員会においても確認しており、教員充足状況、翌年度の採用計画に向けた行動計画を策定する仕組みを作り、教員組織の適切性評価と教員の充足に向けた取り組みを行っている。

以上のことを踏まえた点検・評価結果に基づく改善に向けた対応の一例を以下に示す。

2019 年 6 月 25 日の自己点検・評価運営委員会において、看護学部の教員について、人事計画通りの教員数を確保できていないことが課題として挙げられた。専任教員数を充足させるために学長、看護学部長、看護学部長補佐、看護学研究科長、総務部長を構成員とする「看護学部・研究科人事計画策定ワーキンググループ」を 2020 年度に立ち上げ、教員の充足に向けて方策の検討を開始した。方策の一つとして、2022 年 7 月に聖隷クリストファー大学大学院看護学研究科奨学金制度を創設した。同奨学金は、本学看護学部の卒業生の中から将来、本学看護学部にあふさわしい教員になりうる有望な人材を教員候補者としてスカウトし、本学看護学研究科博士前期課程入学後の授業料を全額奨学金として給付し、修了後は助教として採用するという人事施策を含めた支援制度である。建学の精神を理解した卒業生から本学の教員を育成するための方策であり適切な教員組織の編成に有効となる。

以上のように、教員組織の適切性について定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

6.2. 長所・特色

- 求める教員像に示す、本学の教育理念を理解し、実践することができる卒業生や修了生の積極的な人材登用を進めており、2022年5月現在、42名（40.8%）の教員が本学の卒業生・修了生であり、全教員に占める割合が高いことが特徴的なことである。これらのことは大学の理念・目的の実現と建学の精神の継承に有効であると考えられ、本学の理念・目的に沿って専門職業人を育成する上で大きな特色である。
- 保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション、福祉及び教育・保育の専門職業人を育成する上で、各専門職の実務経験のある専任教員を多数採用している。また、専任教員に加え、臨床での実習指導に携わる専門職者に臨床（臨地）教授等の称号を付与し専門教育の充実を図っている。

6.3. 問題点

- 教員組織の編制に関する方針が全学的な方針となっており、学部及び研究科ごとに策定されていないため教員組織を編成する単位で作成する。
- 教員組織の編制に関する方針の中に、学部・研究科の分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等が明示されていないため、方針の中に現在の状況を反映する形で可視化する。
- 社会福祉学部の教員の年齢構成について、2022年5月現在、50歳以上の教員が21名（84.0%）、60歳以上の教員が10名（40.0%）と年齢層が高くなっているため、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう中期的な人事計画を策定し教員組織の活性化を図る。

6.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を定め、その方針に基づき教員組織を編制している。大学設置基準・大学院設置基準における必要専任教員数を遵守したうえで、大学・大学院の教育研究目的を達成することができる教育研究組織にふさわしい教員を配置している。教員の募集、採用、昇任等は、人事委員会を中心に規程に則って行われている。また、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に向けてFD活動の方針を定め、FD活動の実施や国内留学制度による学位取得の支援により教員の資質向上に努めている。一方、課題として教員組織の編制に関する方針に明示すべきことが不足しているため、方針の中に各学部・研究科の分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等を明示するよう方針の改正について検討する。また、社会福祉学部の教員の年齢構成について、特定の範囲の年齢に偏っているため、中長期的な人事計画を策定し改善につなげていく。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

1930年、数名の若いクリスチャンたちが重い結核を患う患者さんを受け入れ、その人に寄り添い運命を共にして生きると決意したことにより、聖隷の歴史が始まった。結核は当時、死に至る伝染病として人々から忌み嫌われ、療養所は迫害を受けて移転を重ねた。その後、全国のクリスチャンたちの支援により浜松北部の三方原の土地を与えられた。以来、聖隷の事業はこの三方原から医療・福祉・教育の分野で大きく発展し、現在に至っている。教育事業については、遠州キリスト学園に始まり、准看護婦養成所、高等学校、短期大学を経て聖隷クリストファー大学・大学院へとつながっているのである。

大学周辺には、聖隷グループの総合病院、20以上の福祉施設、こども園、小学校、中・高等学校などの教育施設が集まり“保健医療福祉・教育のまち”をつくっている。周辺施設の協力のもと、学生は実践的な演習や実習を行うことができ、「生きた学び」のなかで学生生活を送ることができる。また、このような環境や施設・設備だけでなく、本学の真の良さは“人”にもある。各分野のスペシャリストである教員からは、レベルの高い知識と技術が得られる。先輩・後輩のつながりも深く、それは卒業後にさらに根を広げ、何ものにも代えがたい人生の糧となっている。

本学では、「建学の精神」及び「教育理念」を実現するため、すべての学生が学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質及び能力を十分に発揮させることを目的として修学、生活、進路、障がい学生、留学生に関する学生支援に関する方針を定め、本学ウェブサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。これらの方針は、2020年3月5日の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020年3月10日の部長会で決定し、2020年3月18日の教授会に報告され（資料6-3）、学内イントラネット総務部HPに掲載し周知されている。

学生支援に関する大学としての方針

聖隷クリストファー大学は、「建学の精神」及び「教育理念」を実現するため、すべての学生が学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質及び能力を十分に発揮させることを目的として学生支援に関する方針を定めます。

(1) 修学支援

- ① 学生が学修を円滑に進めていくことができるよう、オフィスアワー制度や学習支援室の修学に関する相談体制を整備し、学生の必要とする修学支援を関係各所が

連携し、教員と職員が一体となって行います。

- ② 各学科で取得目標としている国家試験の合格、国家資格の取得に向けて、模擬試験・対策講座などを実施し、学生個人の進路に対応した支援を行います。
- ③ 図書館を多面的・自発的な学習の「場」と位置づけ、情報リテラシー能力の向上のための施策を推進するとともに、ラーニングコモンズ、グループ学習室の学修環境の整備をします。
- ④ 成績不振者、留年者及び休・退学者について、その状況を把握し、学生の声に耳を傾け、多様な学生がそれぞれに充実した学生生活を送ることができるよう、関係各所が連携して適切な対応を行います。

(2) 生活支援

- ① 学生が目的意識と自覚を持ち、スポーツ、文化、ボランティア等のサークル活動や自主的な活動を積極的に行えるよう支援します。
- ② 学生の健全な心身を維持増進するため、学生一人ひとりが安全、安心、快適かつ経済的に安定した学生生活を送れるよう支援します。健康管理センターや学生相談室を充実させます。ハラスメント防止に向けての啓発活動を継続的に展開します。

(3) 進路支援

学生が自分の特性や能力を十分に生かせるキャリア形成ができるよう、情報の提供、多様な就職支援プログラムの実施、個別のサポート等を通じて支援します。

(4) 障がい学生支援

障がいのある学生の望む支援を尊重しながら、特性に応じた学修・進路を包括的に支援します。

(5) 留学生支援

- ① 留学生については、良好な住居環境の確保などを通じて、生活支援体制を整備します。
- ② 私費外国人留学生のうち、学費の負担が困難と認められる者に対し、授業料を減免し、学費負担を軽減し、安心して修学を進めることができるよう支援を行います。

以上のことから、適切に学生支援に関する方針を定め、明示していると判断できる。

この点検は、本学の内部質保証年間計画表に基づき、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式 1）」を用いて学生支援協議会、教務運営会議、総務部、就職支援協議会が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている（資料 2-4、2-11）。その際に改善すべき点には大学としての助言等として学長からの意見が付される。2020年度の各種方針の策定についても自己点検・評価の中で課題とされて策定に至った。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1 : 学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2 : 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3 : 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・ 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点 4 : 学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ キャリア教育の実施
- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・ 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点 5 : 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6 : その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援の体制は、教員組織である教務部、学生部、就職部と事務組織の各センターが協働している。教務事務センター、ICT センター、学生サービスセンター、ボランティアセンター、キャリア支援センター、グローバル教育推進センターの6つの学生支援に関わるセンターが1号館1階にスチューデントプラザとして一つのフロアに集約され、学生の利便性を向上させている。また、健康管理センター、学生相談室、学習支援室は5号館に配置されている。

また、学生一人一人にアドバイザー教員を配置して、様々な相談に応じている。アドバイザーは学生の相談を受けるため、研究室に待機している時間（オフィスアワー）を定め、ウェブサイトに公開し、研究室前に掲示している。アドバイザーの役割については、「アドバイザーに関する規程」で明確にしている（資料 7-1、7-2【ウェブ】、7-3【ウェブ】）。

学生の修学支援は、教員組織として教務部、事務組織として教務事務センターが担当し、教務運営会議で協議している。オリエンテーション・ガイダンスでの履修指導や GPA1.5 未満（看護学部は 1.8 未満）の学生への個別学修指導、履修・学修に関する学生への助言を行っている。教務事務センターは、国家試験を受験する際の出願票の作成支援及び提出、教員免許状取得のための一括申請等、各種資格の取得の手続きに関する支援も行っている。

また、ICT センターでは、情報化推進委員会での検討をふまえ、学生がパソコンやネットワークを快適に利用できる環境を整備し、提供している。2020 年度からは ICT を活用した教育をより一層推進するために、学部の新入生全員にノートパソコン必携をお願いしている。パソコンの設定や Wi-Fi の利用に関する質問などについては、ICT センターが窓口となり支援、対応しているほか、新入生を対象とした 4 月のパソコン設定講習時には、2 年次生以上の学生が、「学生 ICT サポーター」として活動し、新入生からの質問に対応できるようにしている。

学生の生活支援は、教員組織として学生部（学生委員会）、事務組織として学生サービスセンターが担当している。両者に健康管理センターを加えた全学組織としての学生支援協議会を毎月開催することにより、生活支援に関する全学的な施策の検討と情報の共有を図っている（資料 7-4）。学生サービスセンターは、学生に対する日常的な窓口として、学籍異動（休学・復学等）に関すること、学割・各種証明書の発行、奨学金、アルバイト、施設使用、課外活動（クラブ・サークル、ボランティアなど）支援、通学手続き、交通事故対応、傷害・賠償保険、下宿・アパート紹介、防犯及び各種トラブル対応、障がいのある学生からの相談など学生生活全般に対する支援を行っている（資料 7-5【ウェブ】、7-6【ウェブ】）。

このほか、健康管理センター、学生相談室が学生の心身の健康を維持・増進するための役割を担っている。

学生の進路支援はアドバイザー教員、各学部・学科の就職部教員、キャリア支援センター職員が連携して行い、就職支援協議会で協議している。

障がいのある学生の支援は、各学部・学科の教員、教務委員会・学生委員会、教務事務センター、学生サービスセンター、健康管理センターなどが連携して行っている。

留学生の支援は、各学部・学科の教員、教務事務センター、学生サービスセンター、グローバル教育推進センターなどが連携して、受験前から卒業後まで多岐に渡って行っている。具体的には、短期滞在ビザ（受験時）や留学ビザの申請・取得のための手続き、住居探しを含む生活支援や奨学金の申請のための支援、卒業後の帰国のための手続きである（資料 7-7【ウェブ】）。また、本学はアジア・アフリカなどの発展途上国の保健医療福祉の発展に貢献するという創立者長谷川保の強い意志を受け継ぎ、特にそれらの地域出身の留学生の経済的負担を軽減することを目的として「私費外国人留学生授業料等免除規程」を 2009 年 3 月に制定している（資料 7-8）。執行役員会の決定により、学費の 50%を上限

として減免され、留学生が学業に専念できる環境が整えられている。

新型コロナウイルス感染症への対応として、学長、学部長、学部長補佐、学科長、研究科長代表者、教務部長、学生部長、教務委員長、健康管理センター長、総務部長、教学統括センター長等教職員の代表者を構成員とする新型コロナウイルス対策会議を開催し、毎月の危機管理レベルを確認し、授業、学生の入構、課外活動・学生の活動など検討、共有しながら教育活動を行っている。2020年3月に第1回を開催後、2023年3月まで54回実施した。

新型コロナウイルスの感染拡大により、授業を中断することなく遠隔授業が行えるようテレビ会議システムである「Zoom」を導入した。遠隔授業をはじめコロナ禍の学生支援に活用した。新入生オリエンテーション、在学生ガイダンスは、2020年度は遠隔で行い、2021年度からは2日間から3日間に日数を増やし、分散して対面で行った。Zoomは、必要時には学生面談にも活用している。

また、学生には「毎日2回、朝と夕の決まった時間に体温を測定し、記録する」健康観察とWeb健康観察表に記録すること。発熱、自覚症状のある方は、登校せずにアドバイザーに連絡することを徹底し、アドバイザーはWeb健康観察表のチェック、学生からの連絡に対応、これによって大学内での感染を防止、学生が安心して学生生活を送ることができるよう支援した。

これら学生支援に関する内容は、そのほか必要な情報と合わせて「履修要項」「キャンパスライフ」「就職ガイドブック」にまとめ、学生に配布、大学ウェブサイトに掲載し最新の情報を提示している（資料4-26【ウェブ】、7-9【ウェブ】、7-10【ウェブ】）。

このことから学生支援の体制は整備されており、方針に沿って取り組みがなされ安定した学生生活の実現につながっており、適切に行われていると判断できる。

この点検は、本学の内部質保証年間計画表に基づき、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を用いて学生支援協議会、教務運営会議、総務部、就職支援協議会が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている（資料2-4、2-11）。その際に改善すべき点には大学としての助言等として学長からの意見が付される。

学生支援の具体的な実施内容は、「学生の修学に関する支援」「学生の生活に関する支援」「学生の進路に関する支援」「学生の正課外活動（部活動等）の支援」に分け、以降に記述する。

学生の修学に関する支援

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

アドバイザー教員は、セメスター初めに学生面談を行う。また、随時様々な相談に答えるなかで履修や学修に関する助言を行っている。

学習支援室には本学を退職した教員を学習支援アドバイザーとして配置し、基礎的な学習方法のほか、学修上困っている問題の解決に向け気軽に相談できる環境を整えている（資料7-11【ウェブ】、7-12【ウェブ】）。また、図書館と協力して「テキストの読み方とノートの取り方」「リアクションペーパーと文章作成のポイント」などのセミナーを開催している。図書館を多面的・自発的な学習の「場」と位置づけ、情報リテラシー能力の向上のための施策を推進するとともに、ラーニングコモンズやグループ学習室の学修環境

を整備している。

国際リハビリテーションコースや国際保健医療福祉プログラム（副専攻）に登録する学生に対しての英語学修に関する指導は、英語教員を中心に行っている。

また、学部の学生 FD の活動として、看護学部では、「しゃべカフェ」の名称で上級生が下級生の学修に関する相談を受ける機会を設けている。

・正課外教育

入学後に行うボランティア活動（30時間以上かつ5日間以上）について単位を認定する「ボランティア演習」の授業科目を設けている。

各学科で取得目標としている国家試験の合格、国家資格の取得に向けて、国試対策講座、模擬試験などを実施している。

・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

学生は、各自のパソコンから、所定の ID、パスワードによる認証を経て Wi-Fi でインターネットに接続することができる。全教室、実習室、演習室(一部を除く)、図書館、学生ホールなどで接続できる。

また、Gmail をはじめとした Google のクラウドサービス、在学中利用可能な Microsoft Office ソフトウェア、ウイルス対策ソフトウェア、学内 Wi-Fi に接続されたパソコンから、学内各所のプリンタに印刷データを送ることができる「オンデマンドプリント」システム、教務に関するシステム「UNIVERSAL PASSPORT」、e-ラーニング・e-ポートフォリオシステム「WebClass」など、学生は ICT サービスを利用できる。「WebClass」は、授業資料や e-Learning 教材での事前・事後学修、学修成果の蓄積や振り返り、国家試験対策等に、幅広く活用されている。

情報倫理、ソーシャルメディア利用上の注意点については、年度はじめのオリエンテーション・ガイダンスで説明をしている。各学部特有の注意点については、基礎演習や、実習前のオリエンテーションにて説明をしている。

・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

本学では、多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する規定を学則に定め、遠隔授業を実施できる体制を整えつつあるが、現時点では原則として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置として利用されている。遠隔授業はリアルタイム・双方向を基本とし、テレビ会議システム Zoom を利用している。現在、対面授業を基本としているが、感染拡大防止のため、全学生を自宅待機とすることが想定されるため、全ての学生に Zoom の視聴確認を行っている。視聴確認の際にスムーズに視聴ができないことが判明した学生には、大学に登校して演習室等で遠隔授業に参加することを許可した。また、遠隔授業で通信環境等の不調による視聴ができなかった場合は、授業担当教員に確認の上、期間を設けて録画した授業動画の再視聴を許可する。などの対応を行う。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生は2022年10月時点で大学院に2名在籍しており、研究指導教員が適切な指導を行っている。支援制度としては、留学生が安心して日本での学業に専念できるように、私費外国人留学生を対象とした授業料等の減免制度があり、学費の50%を上限として減免される。また、大学を通して応募可能な民間団体の奨学金について案内をし、希望する学生には申請手続きの支援をしている。

・障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対しては、スムーズに授業を受講できるよう、入学前などに面談を行い障がいの状態をあらかじめ把握した上で、対応教室の確認、履修科目に応じた教室配置の工夫、アドバイザー教員に対する連絡や授業支援者の配置を検討するなどの取り組みを行っている（表7-1）。また、特別な事情により、定期試験の際に配慮を希望する場合、セメスター開始から1ヶ月以内に教務事務センターに申し出ることによって、各学科の教務委員会等で配慮の方法を検討することとなっており、履修要項に明示している。

表7-1 これまでに行った障がいのある学生への対応

内容	これまでに行った対応
授業	<ul style="list-style-type: none"> ①授業でのデジタルカメラの使用を許可する。写真撮影（静止画）については、教員が学部内での方針をまとめる。他学部の教員や非常勤講師については、教務事務センターが履修科目に応じて個別に対応した。 ②学内での歩行器・車いすの使用に対応した。 ③教室の出入口付近の座席で受講の対応をした。 ④障がい者用トイレに近い教室での受講に対応した。 ⑤リアクションペーパーほか授業時間内に作成する提出物について、自宅に帰ってからパソコンで入力、作成し後日の提出を許可した。 ⑥難聴の学生に対して授業で補聴器連携型の集音マイクの使用を許可した。
試験	<ul style="list-style-type: none"> ①別室受験で、試験監督者を配置した。 ②試験時間の延長をした。
学内移動	<ul style="list-style-type: none"> ①電動車いすの使用に対応した。 ②教室移動の際のエレベーター使用を円滑（優先）にした。
ロッカー	<ul style="list-style-type: none"> ①ロッカーは、1号館1階学生プラザ内とした。 ②歩行器や車いすを置くスペースを用意した。
トイレ	障害者トイレを設置した。
健康診断	学外施設（聖隷予防健診センター／大学に隣接）で実施した。
施設	①出入口の開き戸を引いて開ける場合は、支援をした（3601・3602教室等）。

	②障がい者用トイレは、ドアの閉まるスピードを遅くした。 ③エレベーターには、障がい者用の対応がある。
図書館	①5号館2階の図書館入口ドア（鉄製）の入退室時は司書が支援した。 ②5号館3階を利用する場合は、同階出入口の内線電話で司書に連絡してもらった。 ③閲覧席の利用時に司書が支援した。

・成績不振の学生の状況把握と指導

各セメスターの成績発表後、当該セメスターの学生 GPA を一覧にし、看護学部は 1.8 未満、社会福祉学部・リハビリテーション学部は 1.5 未満の学生に対して学科長、教務委員が面談を行い、学修改善に向けた個別学修指導を行うことを履修規程第 14 条に規定している（資料 4-24【ウェブ】）。また、セメスター初めのアドバイザー面談の中でアドバイザー教員が助言を与える、学生部と教務部が協力して、学習支援室につなげる、など複数のアプローチで成績不振の学生を支援している。

また、年度末のアセスメントテストから学生自身が定着していない内容を理解し、自主学修へとつなげている。

・留年者及び休学者の状況把握と対応

休学を希望する学生に対してはアドバイザー教員が面談を行った後、学部長とともに学生と家族の確認面談を実施する。学生の問題状況により、教務委員会、学生委員会が継続的に学生への支援を行い、問題解決に取り組んでいる。休学となった場合には、面談の結果を基に、各学部教授会において学籍異動が審議される。休学の取り扱いは学則第 23 条に定めている（資料 1-2）。

卒業延期や休学を未然に防ぐため各学部・学科では、教務委員会、アドバイザー教員、各学年担当教員、卒業研究担当教員が教務事務センターと連携して支援・指導に当たっている。また、学生が休学に至る前に相談できるように、全教員がオフィス・アワーを設け、相談しやすい体制を整えている。

卒業延期者は表7-2の通り徐々に減少し、休学者（通年）の人数は概ね1名程度である。

表 7-2 卒業延期者数・休学者数の推移 (人数)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
卒業延期者	16	13	13	9	7
休学者	1	1	1	0	1

・退学希望者の状況把握と対応

退学を希望する学生に対しては休学者の情報把握と対応と同様にアドバイザー教員が面談を行った後、学部長とともに学生と家族の確認面談を実施する。学生の問題状況により、教務委員会、学生委員会が継続的に学生への支援を行い、問題解決に取り組んでいる。退

学となった場合には、面談の結果を基に、各学部教授会において学籍異動が審議される。退学の取り扱いは学則第 27 条に定めている（資料 1-2）。

卒業延期や退学を未然に防ぐため各学部・学科では、教務委員会、アドバイザー教員、各学年担当教員、卒業研究担当教員が教務事務センターと連携して支援・指導に当たっている。また、学生が退学に至る前に相談できるように、全教員がオフィス・アワーを設け、相談しやすい体制を整えている。

退学者は、概ね 15 名程度で推移している（表 7-3）。

表 7-3 退学者数の推移 (人数)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
退学者	17	17	9	12	16

・奨学金その他の経済的支援の整備

本学の奨学金には、本学独自のもの、聖隷グループによるもの、学外諸機関によるものの3種類がある（表7-4）。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、2020 年度以降、「菅野・太田・長谷川了奨学金」に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済的困窮者の支援を目的とした枠を設けている。

表 7-4 奨学金一覧

種類	目的		奨学金名称
本学 独自	奨学生の高い志や夢を応援する	給付型	・ M.H.奨学金 ・ 難波千鳥奨学金
		貸与型	・ 菅野・太田・長谷川奨学金 ・ K.M.奨学金
	経済的な理由で修学機会を損失することがないように経済支援	貸与型	・ 聖隷クリストファー大学同窓会・後援会奨学金
	2020 年度以降新型コロナウイルスによる経済的困窮者を支援	貸与型	・ 菅野・太田・長谷川奨学金
聖隷グ ループ	看護師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士の資格取得を支援	返還免除型	・ 聖隷グループ奨学金
	介護福祉士、理学療法士、作業療法士として卒業後高齢者福祉施設への勤務を希望する学生を支援	給付型	・ ニッセイ聖隷健康福祉財団奨学金
学外諸 機関	経済的支援	貸与・給付型	・ 日本学生支援機構
	看護師や助産師を目指す学生を支援	貸与型	・ 静岡県看護協会 保健師・助産師・看護師修学貸与金

看護師や助産師を目指す学生を支援	返還免除型	・ 静岡県看護職員修学資金
介護福祉士を目指す学生を支援	返還免除型	・ 静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金
保育士を目指す学生を支援	返還免除型	・ 静岡県保育士修学資金

大学院生は、主に「日本学生支援機構」の奨学金の貸与を受けており、修了時申請した者に対し、2011年2月に制定した「聖隷クリストファー大学『独立行政法人日本学生支援機構大学院第1種奨学金』返還免除候補者選考委員会規程」に基づき、返還免除の推薦を日本学生支援機構に行い、2020年度1名、2021年度1名が半額の返還免除を受けている。また、看護学研究科生の研究活動や学修のため給付型「大学院看護学研究科生支援奨学金」を設けている。

奨学金に関する説明は、オリエンテーション期間に説明会などを開催し、奨学金に関する情報を「キャンパスライフ」やウェブサイトに掲載している（資料 7-13【ウェブ】、7-14【ウェブ】）。奨学金に対する問い合わせの対応や申し込みの受付は学生サービスセンターが行っている。入学生の保証人等からの問い合わせが多い「聖隷グループ奨学金」と「日本学生支援機構の奨学金」については、例年、説明会を夕方から複数回開催しているが、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から一堂に会する形式ではなくウェブサイトや配布資料で情報提供をした上で個別に対応をしている。

・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料の納付について、次の理由で経済的に困難な状況にある場合は延納・分納が認められる。

- (1) 地震その他不慮の事故で連帯保証人が死亡または負傷により長期療養が必要になったとき。
- (2) 地震その他不慮の事故で連帯保証人の家屋等が被害を受け、その復旧が必要になったとき。
- (3) 連帯保証人の事業所の破産等で、生計を維持するための所得が得られなくなり、他にそれに代わる所得が得られる見込みがないとき。
- (4) 連帯保証人が、疾病もしくは負傷により6ヶ月以上の長期にわたり療養が必要な状態が発生したとき。
- (5) 法律等に基づく学費減免対象者。
- (6) その他の事由で執行役員会が認めた場合。

また、経済的支援のための奨学金については、日本学生支援機構の奨学金に加えて国の高等教育の修学支援新制度を導入し、授業料減免に対応している。

これらのことは、本学ウェブサイト上と新入生に配布する「入学ガイド」に掲載し案内している（資料 7-15【ウェブ】、7-16）。

学生の生活に関する支援

・学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談に応じる体制は、学生一人一人にアドバイザー教員を配置して、様々な相談に応えている。また、学生に対する日常的な窓口として学生サービスセンターと学生部（学生委員会）、心身の健康については健康管理センターと学生相談室が担当している。学生支援の概要は、新入生全員に配付する「キャンパスライフ」に掲載し、学生・教職員に周知している。キリスト教の精神に基づく大学としての学生支援方針の共有は意識の面でも実践の面でもより明瞭に行われている。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメントの防止のために「聖隷学園ハラスメント対策・防止規程」（資料 7-17）と「ハラスメント防止のための教職員に対する指針」（資料 7-18）を定めている。また、規程に基づき、ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止のための研修、啓発活動の企画と実施やハラスメント相談員の活動に関する研修及び活動に対する協力・支援が行われている。学内の相談窓口として大学教職員の中からハラスメント相談員 8 人を選任し、学生・教職員のハラスメントの相談に対応している。また、外部相談窓口としてハラスメントについて専門に取り扱う専門機関に依頼している。

学生に対して、相談窓口と相談フローを新入生オリエンテーション・在学生ガイダンスで説明し、本学ウェブサイトと学生に配布する「キャンパスライフ」に掲載し周知している（資料 7-19【ウェブ】、7-20【ウェブ】）。

このように、ハラスメントを防止するための体制と、学生にハラスメント被害が生じた時には、学生のプライバシーを保護し、内部の教職員または学部の相談機関に相談できる体制を整えている。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康、保健衛生及び安全については、「学生支援に関する大学としての方針」の「(2)生活支援」に基づき体制の整備等をしている。学生の心身の健康を維持・増進するための組織として、5 号館 1 階に健康管理センター、学生相談室を設置している。健康管理センターでは、怪我をしたり、体調を崩したりした学生に対する応急処置、在学生に対する定期健康診断の実施及び健康相談を行っている（資料 7-21【ウェブ】、7-22【ウェブ】）。

学生相談室には公認心理師・臨床心理士の資格を持つ専門家（カウンセラー）を配置し、気軽に相談できる環境を整えるとともに、相談を希望する学生に対してはカウンセリングを提供している（資料 7-23【ウェブ】）。また新入生には「UPI 調査」、2 年次以上には「K6 調査」を実施し、うつ病や不安障害などの精神疾患をスクリーニングし、必要時カウンセリング等に繋げ心身の不調が表面化する前に対応をしている。コロナ禍では、必要と判断した場合には Zoom での面談も行った。

さらに本学の特長的な取り組みの一つとして、人々の命と健康をあずかる保健医療福祉及び教育・保育の専門職者を育成する大学として、生涯にわたって喫煙習慣のない学生を育成している（資料 7-24【ウェブ】、7-25【ウェブ】）。

これら生活支援に関する内容は、そのほか必要な情報と合わせてキャンパスライフにまとめ、学生に提示している。

学生の危機、「学生が引き起こす事件・事故」「学生が巻き込まれる事件・事故」「学生が海外で引き起こす事件・事故」「学生が海外で巻き込まれる事件・事故」など学生に被害がおよぶおそれがある様々な危機を未然に防止し、また発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的とし、危機管理マニュアルを整備している。学生には、夜間・休日の大学への緊急連絡用のメールアドレスを周知している。このメールの対応は総務部長、教学事務統括センター長が行う。

また、海外渡航を伴う国際研修等には学生用の「ハンドブック」を作成し、事前学習時に危機管理の注意を促している。これはグローバル教育推進センターが行っている。

・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

初年次教育の一環として学生同士や教員との交流を通して新入生が大学生活に円滑に適応できるようにという意図で4月に新入生セミナーを実施している。実施にあたっては有志の上級生が中心となり、自分たちが新入生の際にしてほしかった内容を毎年企画に積み上げていくことで年々内容が充実してきており、新入生からは新しい生活に対する不安を取り除くことにつながっていると好評を得ている。

学生の進路に関する支援

・キャリア教育の実施

2014年度から3年次生を対象に授業科目「キャリアデザイン（全学必修）」を設け、学生が自分自身のキャリアを考え、自分の将来像を描く学修をしている。授業の中で、社会人としてのマナーやコミュニケーションスキルやストレス対処法なども学んでいる。

就職支援行事の中でそれぞれの専門職者である卒業生によるキャリア教育になっている。

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

キャリア支援全般にかかわる専門部署として、キャリア支援センターを設置している。学部学科の教員とキャリア支援センター職員が協力して進路（就職）支援の充実及び支援活動の円滑な運営を行うため、「就職支援協議会」を設置し、進路（就職）支援に関する基本方針、諸規定の制定・改訂、就職支援活動や年間行事などの検討及び実施報告を行っている。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

学生の進路に関する支援については、中長期事業計画「未来創造躍進プラン」に示された人材育成方針に基づき、進めている。本学では学生一人一人に対しアドバイザー教員を配置して、将来の進路に対する相談・援助を行っている。さらに、学部学科の就職部教員とキャリア支援センター職員が、学生の就職・進学についての個別相談や履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接など、個別に対応している。これらの情報は、教職員間で情報共有、資料提供が行われ、学生一人一人に適切な支援を行えるように体制を整えている。また、全国の病院・施設から送られてくる求人関連の情報や、過去に先輩が受験した就職

試験の報告書などをキャリア支援センター内で管理し、学生が情報収集のために自由に閲覧できるようにしている。求人情報については「求人情報配信システム」を通じてメールで受け取れるほか、大学ウェブサイトを活用しインターネット経由でもこれらの情報を学生に提供している。

進路ガイダンスは、学部・学年に応じて4月と9月の春及び秋セメスター開始時に行っている。3年次生・4年次生に対しては、「就職ガイドブック」を基に就職活動の進め方、各種就職支援プログラムやスケジュールについて説明している（資料7-10）。また、求人情報配信システムやウェブサイトなどを積極的に活用して情報収集をするよう呼びかけている。低学年次生向けには、働くことに対するイメージを膨らませ、3・4年次生からの就職活動にスムーズに対応できるよう、専門職として働くこと、就職について考える機会となるよう、卒業生をキャリアモデルとした「キャリアガイドブック」を作成し配布している（資料7-26【ウェブ】）。

表7-5に就職支援プログラムを示す。これらの就職支援プログラムには、現場で専門職として働いている方や卒業生を講師として招へいしているものも多い。身近な先輩から話を聞くことで、学生が持っている職業や就職に対する不安や疑問を解消し、就職に対する意欲やイメージが膨らむようにしている。また、各種就職支援プログラムでは、参加した学生及び病院・施設の担当者に対してアンケート調査を行い、プログラムの開催時期や効果などの内容をフィードバックし、翌年度以降の就職支援プログラムをより効果的なものとしている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の中でも、就職支援が持続できるようテレビ会議システムである「Zoom」を導入した。コロナ禍で来学出来ない場合でも現場から講話を行っていただいたり、学生が自宅からプログラムに参加したりすることに活用した。

表7-5 主な就職支援プログラム

4月	春セメスター進路ガイダンス 【看】保健師ガイダンス 【介】介護福祉士国試対策講座	10月	公務員試験対策講座 【社・介・こ】社会福祉士国試対策講座 【PT・OT】リハビリテーション国試対策講座
5月	【看】進路ガイダンス 【社・介・こ】社会福祉士国試対策講座 【介】介護福祉士国試対策講座 【PT】進路ガイダンス	11月	【看】4年次生による就職活動報告会 【看】看護師国試対策講座 【社・介・こ】社会福祉士国試対策講座 【社・介・こ】卒業生による福祉の仕事報告会 【社・介・こ】4年次生による就職活動報告会 【こ】卒業生と在学生との懇談会
6月	【OT・ST】進路ガイダンス	12月	【看】看護師・保健師共通国試対策講座 【社・介・こ】社会福祉士国試対策講座 【社・介・こ】SPI対策模擬テスト

			<p>【社・介・こ】就職先研究(聖隷福祉事業団)</p> <p>【社・介・こ】就職先研究(天竜厚生会)</p> <p>【介】介護福祉士国試対策講座</p> <p>【こ】4年次生による就職活動報告会</p>
7月	<p>【看】進路ガイダンス</p> <p>【社・介・こ】社会福祉士国試対策講座</p>	1月	<p>【看】進路ガイダンス</p> <p>【看】看護師国試対策講座</p> <p>【看】保健師国試対策講座</p> <p>【社・介・こ】社会福祉士国試対策講座</p> <p>【PT・OT】4年次生による就職活動報告会</p> <p>【PT・OT】就職先研究(聖隷福祉事業団)</p>
8月	<p>公務員試験対策講座</p> <p>【社・介・こ】社会福祉士国試対策講座</p> <p>【PT・OT・ST】病院・施設説明会(聖隷関係)</p> <p>【PT・OT・ST】進路ガイダンス</p>	2月	<p>卒業時ガイダンス</p> <p>【看】進路ガイダンス</p> <p>【看】卒業生と在学生との懇談会</p> <p>【社・介・こ】社会福祉士国試対策講座</p> <p>【社・介・こ】スーツ着こなし講座</p> <p>【社・介・こ】SPI対策模擬テスト</p> <p>【PT・OT・ST】就職マナー・面接対策講座</p> <p>【PT・OT・ST】スーツ着こなし講座</p> <p>【ST】就職先研究(聖隷福祉事業団)</p>
9月	<p>秋 Semester 進路ガイダンス</p> <p>公務員試験対策講座</p> <p>【看】保健師ガイダンス</p> <p>【看】保健師国試対策講座</p>	3月	<p>論作文対策講座、筆記試験対策講座</p> <p>【看】病院説明会(静岡県・愛知県東部)</p> <p>【看】病院・施設説明会(聖隷関係)</p> <p>【看】就職マナー講座</p> <p>【看】スーツ着こなし講座</p> <p>【社・介・こ】大規模法人就職説明会</p> <p>【社・介・こ】施設説明会(3年次対象)</p> <p>【ST】4年次生による就職活動・国試報告会</p>

※随時：進路相談、履歴書添削、模擬面接

※【看】：看護学部対象 【助】：助産学専攻科対象

【社】：社会福祉学科対象 【介】：介護福祉学科対象

【こ】：こども教育福祉学科対象

【PT】：理学療法学科対象 【OT】：作業療法学科対象 【ST】：言語聴覚学科対象

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

本学学部生に対する教育効果を高め、かつ、本学大学院生に対し教育指導に関する実務の機会を与えることを目的とし、ティーチング・アシスタント制度を設けている。

学生の正課外活動（部活動等）の支援

学生の正課外活動（サークル活動等）を充実させるための支援は、「学生支援に関する大学としての方針」の「(2)生活支援」に基づき実施をしている。

サークル等については学生サービスセンターが支援をしており、学生団体にはサークル及び同好会がある。同好会は5名以上で新設でき、半年経過後に在籍人数が10名以上いる場合にサークルとして承認される。2022年8月1日現在、サークルにはボランティア系7団体、音楽系3団体、文化系10団体、スポーツ系11団体の計31団体があり、学生が目的意識と自覚を持ち、サークル活動や自主的な活動を積極的に行えるよう支援している。

2021年度からは学友会役員やサークル代表者を対象として、リーダーシップをとり、活発な活動に繋がるようリーダー研修会を実施している。

また、本学では建学の精神である「隣人愛」を具体的に表現するものとして、また近隣・地域社会づくりに資する体験的学びの場や研究の場としてボランティア活動を位置づけており、ボランティアセンターが支援をしている。ボランティアセンターでは、コーディネーターが近隣の施設・団体等から寄せられる情報を集約してウェブサイトやメール・掲示等で周知しているほか、随時相談にも対応している。はじめてボランティアを行う学生のために、ボランティア保険への加入の仕方や活動前及び活動中の注意事項等をまとめウェブサイトで公開している。

以上のように支援を実施しているが、新型コロナウイルス感染症が流行するなか活動自粛の要請があったり、ボランティアの募集が少なくなったりと活動が思うようにできない時期が続いた。ウィズコロナとして2022年度からは学生と一緒に感染対策を講じながら、コロナ禍で培った方策のよい点を取り入れつつも、徐々に以前の形態に戻そうとしている。大学祭は、2020年度、2021年度とオンラインで実施したが、2022年度は対面で行った。2021年度からはeスポーツ大会、2022年度はスポーツ大会、サークル・同好会活動も、感染対策を徹底し、学内外での活動を増やしてきた。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>

学生支援の適切性については、第2章で説明した点検・評価ツール③評価基準の自己点

検・評価（様式 1）を使用して、自己点検・評価運営委員会において毎年 6 月に点検・評価を実施している。点検・評価結果は、7 月に開催される部長会において確認され、課題がある場合は改善方針が検討、決定され、関係する部門が改善に取り組み、毎年 2 月に開催される自己点検・評価運営委員会及び 3 月に開催される部長会において改善状況の確認が行われている。

2019 年 6 月 25 日開催の自己点検・評価運営委員会において、前述の点検・評価ツールを用いて点検・評価を実施したところ、学生支援に関する大学としての方針を含む各種方針が整備されていないことが課題となり、2019 年 7 月 9 日開催の部長会において課題の改善に向けて着手することが決定した。その後、2019 年 10 月 29 日及び 2020 年 3 月 5 日開催の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020 年 3 月 10 日開催の部長会において学生支援に関する大学としての方針を含む各種方針を策定するに至った。

学生支援の向上のために、法人事務局企画部が「卒業・修了年次生満足度調査」及び「在学生満足度調査」を、大学総務部が「父母等保証人を対象とした満足度調査」を毎年度実施している（資料 4-27、4-28、7-27）。各種満足度調査から得られた結果、特にマイナスの評価への対応は、学部・学科及び研究科、全学的な観点では次の各組織で横断的に検討される。

- ・ 修学支援：教務部、教務事務センター、教務運営会議
- ・ ICT を活用した教育：ICT センター、情報化推進委員会
- ・ 生活支援：学生部、学生サービスセンター、健康管理センター、学生支援協議会
- ・ 学生の心身の健康支援：健康管理センター、学生相談室
- ・ 障がいのある学生の支援：教務事務センター、学生サービスセンター、健康管理センター
- ・ 留学生支援：グローバル教育推進センター、教務事務センター、学生サービスセンター

評価への対応について学生、保証人等に回答し、課題等を次年度の「事業計画（到達目標・行動計画）」としている。いずれも内部質保証の推進の責任を担う部長会に上程され、執行役員会、理事会で決定している。この「事業計画」には、推進部署・責任者が明示され、行動計画を半期ごとに点検・評価している。

また、各学部では「教育懇談会」を開催し、直接保証人等に教育活動を説明する機会、保証人等から教育活動について意見を聞ける機会とし、お聞きした内容を教育育活動に反映したいと考えている。

点検・評価結果に基づく改善の例は次の通りです。

特にコロナ禍において公共交通機関ではなく自動車通学希望者が増え、駐車場が満車で駐車できないことがあるため駐車可能台数を増やしてほしいとの「在学生満足度調査」での要望に対し、駐車場を増設し駐車可能台数を増やしてきた。しかしまだ不足している状況のため、今後も新たに駐車場を整備する計画を立てている。

2021 年度の「在学生満足度調査」では、Wi-Fi がつながりにくいことについての不満足意見が多くあった。特に、一斉アクセス時に複数の学生の WebClass でのリアクションペーパーの入力や出席確認の画面が固まることや、ページの再読み込みが必要となる状況を

ICTセンターにおいても確認している。Wi-Fi 設備及びWebClass サーバの増強による対策を実施した。また、学生のパソコン、スマートフォンの設定等が原因で不調の場合には、個別に対応している。

学生の進路に関する適切な支援の実施については、「希望する進路先に就職または進学することができた」の満足度指数について、2019 年度の 66.0 から 2020 年度は 56.5 と下がったため、就職先が採用で重要視する事項についてキャリア支援センター内で整理し、採用試験対策を強化した。その結果、2021 年度は 68.7 という全項目で最も高い満足度指数を得ることができた（資料 4-27）。

また、「卒業生調査」及び病院施設等に対して「教育に関するアンケート」を毎年実施している。これにより得た卒業生と就職先からの評価は、部長会、各学部教授会で共有され、学生支援の改善に活かされている。

このことから学生支援の適切性についての定期的な点検・評価は、適切に行われていると判断できる。

7.2. 長所・特色

- 学生支援の体制は、学生一人一人にアドバイザー教員を配置し、教員組織である教務部、学生部、就職部と各事務センターの教務事務センター、ICT センター、学生サービスセンター、ボランティアセンター、キャリア支援センター、グローバル教育推進センター、健康管理センター、学生相談室、学習支援室が協働していることが特長である。
- 初年次教育の一環として学生同士や教員との交流を通して新入生が大学生活に円滑に適應できるように 4 月に実施している新入生セミナーが寄与している。実施にあたっては有志の上級生が中心となり、自分たちが新入生の際にしてほしかった内容を毎年企画に積み上げていくことで年々内容が充実してきており、新入生からは新しい生活に対する不安を取り除くことにつながっている。さらに本学の特長的な取り組みの一つとして、人々の命と健康をあずかる保健医療福祉及び教育・保育の専門職者を育成する大学として、生涯にわたって喫煙習慣のない学生を育成している。
- 全ての学部・学科で就職希望者に対する就職率は 100%で、保健医療福祉施設の専門職者としての就職も 98.8%と高くなっている。これは各種就職支援プログラムや個別相談などでのきめ細かい対応の結果と考える。また本学では、病院施設等の採用責任者を招き、定期的に学長・学部学科長・就職部教員及びキャリア支援センター職員との情報交換の場を設けている。これにより就職先の動向を掴み、学生へ進路ガイダンスなどの就職支援プログラムを通じてこれらの情報を発信している。

7.3. 問題点

- コロナ禍において学友会活動やサークル等の活動が思うようにできていない。ノウハウをもった上級生が少なくなってきたことから、学生部がサポートしつつも、学生が積極的・自主的に動けるような体制を構築する必要がある。このことから、

2021年度から実施している学友会役員やサークル代表者を対象としたリーダー研修会を継続して実施する。また、ウィズコロナとして2022年度からは学生と一緒に感染対策を講じながら、徐々にコロナ禍以前の形態に戻そうとしている。

- 就職活動の時期や進め方について、一部の学生や保証人等からは情報が入ってこないでイメージが湧かない、不安になるといった意見があった。その対策として保証人等へは『就職ガイドブック』の抜き刷りを郵送し、また学生同様に求人情報がメールで受け取れる「求人情報配信システム」が利用できることをアナウンスしている。

7.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、大学教職員が一体となった支援体制を整備し、常に点検・評価を行いながら具体的な取り組みを実施し、修学、生活、進路、障がい学生、留学生などの支援について学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、支援が実施されているといえる。現状に満足することなく、より一層充実した学生支援が行えるように、今後も各会議・協議会で検討し、大学全体で学生支援に積極的に取り組んでいく。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

大学の目的の達成と教育目標の実現に向けて、学生が安心して安全に学修に専念し、教員が十分に教育・研究を行うことができるよう教育研究等環境や条件を整備するための方針を定めている。方針の内容には、施設・設備の整備に関する事、図書館に関する事、情報環境整備に関する事、学術研究活動の推進に関する事など含んでおり、大学の目的の達成と教育目標の実現に向けて必要な教育研究環境に関する方針としている（資料 2-1【ウェブ】）。これらの方針は、2020年3月5日の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020年3月10日の部長会で決定し、2020年3月18日の教授会に報告され（資料 6-3）、学内イントラネット総務部 HP に掲載し周知されている。

教育研究環境や条件を整備するための方針

建学の精神と教育理念のもと、教育目標の実現に向けて、学生が安心して安全に学修に専念し、教員が十分に教育・研究を行うことができるよう教育研究等環境や条件を整備するための方針を定めます。

1. 学生、教職員、その他の大学施設利用者が安心して利用できるように安全性を確保し、教育研究等環境に配慮した施設・設備の整備を図ります。
2. 学生の修学及び学生生活の支援のためのスペースと施設・設備を確保し、安心安全な教育等環境の整備を図ります。
 - (ア) 施設・設備
学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、校地、校舎、施設及び設備の維持管理ならびに安全性、利便性及び衛生面を考慮し、効果的な環境整備に努めます。
 - (イ) 図書館
教育、研究及び学修の支援のために、専門書、学術雑誌等の図書資料を広範囲に取り揃えます。最新の学術情報を効率よく提供するために、データベース、電子ジャーナル、電子ブックの充実、利用者への情報提供サービス、学術情報の公開、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備を行います。
 - (ウ) 情報環境整備

- ① ICT を活用した授業の支援及び情報基礎教育の実施のために、情報環境の整備を行い、管理運用します。
 - ② 教育、研究、学修及び事務業務のために、ネットワーク等の環境基盤整備及び運用体制を整備します。
 - ③ 「学校法人聖隷学園情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報の保全及び管理、本学の教職員・学生への情報倫理の周知・徹底に努めます。
3. 学術研究活動の一層の推進を図るために、研究室の配備と研究費確保のための学内研究費制度を設けるとともに研究推進委員会及び調査研究における倫理審査を行う倫理委員会を置きます。
 4. 研究活動の活性化と研究における不正防止に努め、それに関連する各種研修会等を実施し、教員及び全ての研究者が保健医療福祉・教育分野の独創的かつ学際的な研究を進めることができるように研究等環境の整備を図ります。

この点検は、本学の内部質保証年間計画表に基づき、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式 1）」を用いて総務部、情報化推進委員会、図書館運営会議、教務運営会議が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている（資料 2-4、2-11）。その際に改善すべき点には大学としての助言等として学長からの意見が付される。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の校地・校舎面積は、設置基準上必要校地面積14,050㎡に対し校地面積53,132㎡、設置基準上必要校舎面積12,891㎡に対して校舎面積27,829㎡を有しており、基準を満たしている。運動場として校舎敷地から徒歩5分程度の場所にテニスコート、総合運動場、サッカー場を有している。

1992（平成4）年に大学を開学し看護学部を開設、2002（平成14）年に社会福祉学部を開設、2004（平成16）年にリハビリテーション学部を開設し、その設置に伴い、それぞれ1号

館（9,067.93㎡）、2号館（4,025.87㎡）、3号館（4,726.95㎡）を建設した。さらに、2012年に5号館（5,134.18㎡）を建設し、教室・演習室、研究室などを増やし現在に至っている。

教育施設は、講義室として小教室（100名まで）、中教室（101名以上150名まで）、大教室（151名以上237名まで）を合計28室、演習室を41室、実験・実習室として、看護学部実習室、介護実習室、入浴実習室、こども教育福祉学科実習室、保育実習室、理学療法学多目的実習室、機能訓練室、運動解析室、基礎医学実習室、治療室、作業療法学多目的実習室、作業技術学実習室、行動分析室、音声室、観察室、成人聴力検査室、人工内耳室、小児聴力検査室、成人用訓練室、小児用訓練室、調理実習室等を合計39室設けている（大学基礎データ表1）。また、大学院生の教育支援として、大学院研究室や遠方に住む大学院生がインターネットを介して学内で行われる講義をリアルタイムに受講できるように遠隔授業システムを導入し遠隔授業用教室設けている。

学生の自主学修及び憩いの場として、学生ホール（2号館1階、2階）、学生ラウンジ（5号館2階）を設け、さらにグループ学習のための施設として図書館にラーニングコモンズ、グループ学習室2室を設けている。2号館1階の学生ホールは食堂と機能を共有しており464席を確保している（資料8-1【ウェブ】）。

2020年度の学部の入学生から全学的に学生個人のパソコン・タブレットの必携化を進めており、授業・自主学修で活用できるように館内の無線LANの整備・増強を図りICT環境を整えている。また、各教室にはAV設備を整備しており、映像・動画等の教材を用いた授業を実施できるようにしている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の一環で、校舎の使用方法について、看護学部は1号館、社会福祉学部は2号館と5号館、リハビリテーション学部は3号館を主な使用エリアとするゾーニングの考え方を取り入れ、学部間の接触を減らし感染拡大防止を図っている。また、教室と教室の間の壁を可動式のパーテーション構造に改修して、受講する学生数に応じて教室の空間を広くし密を避ける対策を行っている。共用部分である学生ホールは、昼食時に大変混雑し過密になるため、座席数を減らし黙食の徹底を呼び掛けている。教室、廊下には手指消毒用のアルコールを設置するとともに、教室の机、イスを毎日清掃業者により清拭してもらっている。

ネットワーク環境、情報通信技術（ICT）等機器、備品等は、情報化推進委員会（資料8-2）及びICTセンターが中心となり整備している。具体的には、コンピュータ及びネットワークの持続可能な整備・運用計画に関する事、全学の情報システムの一元化・集中化に関する事、情報倫理や情報セキュリティの確保に関する事、教育の情報化に関する事（e-learningの推進、教育用コンテンツの充実等）を検討し、ICTの効果的な整備や教育研究への活用促進に取り組んでいる。

学内ネットワークは、大学内全校舎にLANを整備し、各校舎間の幹線が10Gbps、各階ごとのLANは1Gbpsに対応した速度を有し、Wi-Fiは、全教室、実習室、演習室（一部を除く）、図書館、学生ホールなどで、学生が自分のパソコンを接続して利用することができる。教職員は、上記に加えて、研究室、事務室、会議室などの場所で有線LAN及びWi-Fiを利用することができる。

インターネット回線は、最大1Gbpsの商用回線を契約しており、有線LAN用の接続と、

Wi-Fi 用の接続とを分け、それぞれの回線にセキュリティ対策機器（UTM）を備えており、各教室の教卓には、教員が授業時に資料やメディアを提示するためのノートパソコンを設置、教室備え付けのプロジェクター、映像・音響機器と接続している。各研究室、事務室には、教職員各1台以上の専用のパソコンを割り当てている。

全体的な機器・備品整備の特徴として、学生のパソコン必携化により、いわゆる「パソコン室」に代表される設置・固定型の整備から、Wi-Fi を中心としたネットワーク環境整備や、Wi-Fi 経由で学内各所のプリンタに印刷データを送ることができる「オンデマンドプリントシステム」など、学生の必携パソコンを授業や自学・自修で有効活用できるようにするための整備に重心を移している。今後も拡大する大容量、高速、高品質の通信確保を特に重要な課題として位置づけ、整備、増強を計画している。

施設、設備の維持・管理について、日々の清掃や夜間警備を行う業者の管理、日常的な点検・修理や整備・更新、緊急時の対応などの施設設備の維持・管理は法人事務局財務部施設担当が行っている。キャンパス内、校舎内の施設・設備に不具合、破損や危険個所が見つかれば、施設担当に連絡され対応が図られる。

校舎について、障がい者等に配慮したバリアフリーの考え方を取り入れた施設・設備を整備している。具体的には、1号館、2号館、3号館、5号館、学生ホールの入り口には自動扉を設置し、各館には多機能トイレ、エレベーターを、4号館には障がい者用リフトを設置している。また、各館は回廊でつながっており、雨天時に傘を使わなくても濡れずに校舎間を移動できる。車いす使用者の通学時の送迎車両の構内への乗入れを許可し、校舎入り口近くまで車両を寄せることができる。障がい者等がより利用しやすい環境を整えている。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、近年では、各実習室を中心に電子黒板や大型モニタ、動画撮影用の機材など、多様なメディアを活用し、学生の自主的な学習を促進するための ICT 機器の導入が進んでいる。

一例として、リハビリテーション学部理学療法学科が使用する3号館1階多目的実習室には、グループごとにプレゼンテーションや反転授業を行いやすいように、パソコンが接続できるモニタ、可動式の机、シミュレーション演習・実技撮影用カメラ等を2019年度に導入した。同様に、リハビリテーション学部作業療法学科が使用する3号館2階多目的実習室も、2人掛け机から1人用の折りたたみ可動式机への変更、モニタの追加、パソコンをはじめとする ICT 機器使用に対応して床コンセント増設等により、グループワークをしやすい環境を充実させている。その後、1号館の1教室、2号館の5教室にも1人用折りたたみ可動式机を導入している。

ICT 環境を整備し発展させていく中、教職員の情報倫理の確立に関する取り組みとして、情報化推進委員会が主催する情報セキュリティ講習会を実施している。2017年度までは講義形式、2018年度から e-Learning 形式で毎年実施し、任意の時間に教材と小テストを受講するコースを設定し、3ヶ月の実施期間内に全員が受講している。質問や意見については事後アンケートを実施し、フィードバックを掲載している。

学生には、情報倫理、ソーシャルメディア利用上の注意点について、年度はじめのオリエンテーション・ガイダンスで説明をし、各学部特有の注意点については、基礎演習や、

実習前のオリエンテーションにて説明をしている。

以上のように、教育研究等環境に関する方針を定め、その方針に基づき、開学以来、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。また、教育施設において新型コロナウイルス感染拡大防止のための様々の対策を講じコロナ禍の中であっても教育活動に支障が生じないよう工夫している。

この点検は、本学の内部質保証年間計画表に基づき、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を用いて総務部、情報化推進委員会が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。その際に改善すべき点には大学としての助言等として学長からの意見が付される。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

2021年3月現在の図書数は120,961冊（そのうち開架図書は89,991冊）、学術雑誌などの定期刊行物は内国書2,103種、外国書291種を収蔵、電子ジャーナルは2種と52誌を購読している（資料8-3）。その他、視聴覚資料としてビデオ・CD・DVD等を4,069点所蔵している。

図書館資料の整備（選書）については「聖隷クリストファー大学図書館予算配分・予算執行基準」「図書館資料の選定方針について」に沿って、看護学、社会福祉学、リハビリテーション学、教育学等の専門分野の和図書、和雑誌を最優先で購入している（資料8-4、8-5）。年間予算は和洋図書・和洋雑誌を合わせて2,000万円で、2021年度は図書2,370冊を新規購入、和洋雑誌1,870種類を継続して定期購読している（表8-1）。

表8-1 過去3年間の受け入れ図書冊数等

	2019年度	2020年度	2021年度
過去3年間の受け入れ図書冊数（冊）	2,821	2,423	2,370

過去3年間の受け入れ雑誌の種類（種）	1,797	1,834	1,870
--------------------	-------	-------	-------

この中には授業等で教員が指定する学習用参考図書も含まれている。洋書についても専門分野を優先し、看護学の訳書の原著は原則的に購入することになっている。図書館資料の構成については、専門分野と教養・基礎分野、学生と教員から募る希望図書も含めて、選定リストを図書館事務センターが作成し、図書館運営会議に諮り決定している。学生の希望図書は、専門分野以外の小説や教養書などの一般図書も購入している。

また、看護分野の資料は1969年に開学した聖隷学園浜松衛生短期大学から、社会福祉分野の資料は1988年に開設した聖隷介護福祉専門学校からの資料を移管し、大学図書館で所蔵しているため、50年ほど前から現在までの図書や雑誌は創刊から揃い貴重な資料となっている。

メディカルオンライン、JournalWeb、Ovid Nursing Full Textなどの電子ジャーナルが、研究室からのオンライン利用も含めて利用できる。オンラインで利用できる電子データベースとして、医中誌Web、最新看護索引Web、CiNii Research、CINAHLなどを導入している（資料8-6【ウェブ】）。

・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

図書館情報システムは、NACSIS-CAT/ILL対応のLIMEDIO（リコー）を導入している。本学では、機関リポジトリとして、オープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)と国立情報学研究所(NII)の共同運営JAIRO Cloudを利用して、学術情報リポジトリの学外公開をしている。そのコンテンツとして、専任教員の学術論文、紀要掲載論文、本学博士論文、共同研究費配分採択研究成果報告書、地域連携推進センター年報、図書館報などを掲載している。

他の図書館への文献複写要請は、NACSIS-ILLを介してオンラインで行っている。他大学図書館とは、NACSIS-ILL参加館として、相互利用や文献複写の料金相殺が可能となっている。

・学術情報へのアクセスに関する対応

図書館内では、7台の検索用パソコンと貸出用パソコン9台、学生個人が持参するパソコンから、メディカルオンライン、JournalWeb、Ovid Nursing Full Textなどの電子ジャーナルや、医中誌Web、最新看護索引Web、CiNii Research、CINAHLなどの電子データベースへアクセスすることができる。学部生のパソコン必携化も進み学内のWi-Fi環境から同様にアクセスできる。

また、メディカルオンラインと医中誌Webは、学外からリモートアクセス（無制限）の利用ができる。

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館システムLIMEDIOにより、Web版OPACを介して、図書館内だけでなく学内・学外に蔵書目録所在情報が公開できるようになり、必要な図書の検索を図書館以外からも

行うことができる。学生はLIMEDIOシステム上でマイライブラリの機能を利用でき、図書の予約、借用図書の確認とその貸出延長、蔵書検索結果の保存、図書のリクエスト、借用図書の履歴の確認を行うことができる。

また、学外からリモートアクセス（無制限）で利用できるように、2016年度からメディカルオンライン、2018年度から医中誌Webを導入し、多くの利用がされている（表8-2）。

表8-2 過去3年間のWebによる文献等利用状況

		2019年度	2020年度	2021年度
過去3年間の医中誌Webの利用状況（回）	学内利用	12,867	8,633	8,916
	リモートアクセス	5,811	13,823	10,759
過去3年間のメディカルオンラインの文献利用状況（回）	学内利用	28,968	20,181	18,591
	リモートアクセス	16,610	31,412	23,292
過去3年間のメディカルオンラインの電子書籍利用状況	書籍数	678	1,317	1,170
	ユニークユーザー数	973	1,490	1,415

図書館は、5号館の2階及び3階にあり、座席数は2階88席・3階156席、面積は1310.61㎡、蔵書可能数は115,075冊で、2021年度の開館日数は年間286日であり、開館時間は月～金が8：30～21：00（長期休業中は17：30まで）、土曜日は9：00～18：00となっている。なお、大学院生は上記の時間以外に夜間でも図書館に暗証番号で入ることができ、図書を借りることやコピーすることが可能となっている。2021年度は延べ99人の大学院生が閉館時間帯での利用を行っている。また、コロナ禍において、大学自体の登校禁止期間以外は、時々の感染防止対策を施しながら開館した。

2階には、複数のグループ学習を同時に行うためのラーニングコモンズを設置し、学生達が館内の図書資料とネットワークを通して検索できるWeb資料を用いて自主学習を行える場を確保している。その際、図書館として9台の貸出パソコンを準備すると同時に、学生が持参するPCを使うことができる。これらのPCは全てWi-Fiに繋いで利用することができる。また、少人数でディスカッションやカンファレンス、数名でのDVD視聴などを行うことができる独立したグループ学習室が2部屋あり、予約のうえ学生も教職員も利用できるようになっており、空き状況は、学生・教職員はネットを介して確認する事ができる。ホワイトボードやモニター、ワイヤレスプレゼンテーションなどの設備は、自由に利用できる。

図書館の利用を促進するため、新入生(大学院生を含む)には図書館利用のためのオリエンテーション、専門的な論文検索などのデータベース、レファレンス活用のためのオリエンテーションを行っている。利用に当たっての各種情報や注意点は、「キャンパスライフ」、ウェブサイト、年に一度発行する図書館報(学術情報リポジトリにも掲載)などにより、いつでも参照できるようにしている。図書館職員は計画的に図書館職員研修会に出席すると同時に、学外の利用者のために講習会を定期的で開催している。

2013年度より大学院生による図書館サポーターを導入している。大学院生が、ラーニン

グコモンズ内で2時間程度、学部生に対して、図書館の案内、文献検索方法の説明、卒論やレポートの文献検索等のアドバイス、パソコンやプリンターの操作説明などの支援を行っている。

図書館の利用者学生数、図書の貸出冊数はコロナ禍において減少した（表8-3）。

表8-3 過去3年間の図書館利用状況

	2019年度	2020年度	2021年度
過去3年間の図書館利用学生数（人）	32,466	16,289	21,830
過去3年間の学生への図書貸出し冊数（冊）	12,652	7,244	7,199

・図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館事務センターには常勤職員3名、非常勤スタッフ2名がおり、うち司書の資格を有する者は常勤職員に2名、非常勤職員に1名がいる。非常勤職員のもう1名は、図書館勤務歴が17年の経験がある。

以上のように、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、それらは適切に機能していると判断できる。

この点検は、本学の内部質保証年間計画表に基づき、「評価基準に基づく自己点検・評価（様式1）」を用いて図書館運営会議が自己点検・評価を行い、自己点検・評価運営委員会に報告を行っている。その際に改善すべき点には大学としての助言等として学長からの意見が付される。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

中長期事業計画「未来創造躍進プラン」において長期的な視点で、保健医療福祉分野の独創的かつ学際的な研究を推進するとともに、国内及びアジアの中核となる研究・教育拠点を形成し、新たな学問体系を創造することを目標に掲げている。また、中期目標におい

て、研究活動を発展させ、その成果を国内外に還元して、保健医療福祉・教育の学術の発展に寄与することを目標にしている。この目標達成に向けて学術研究活動の一層の推進を図るために研究推進委員会を設置している（資料 8-7）。研究推進委員会では、研究を推進するための活動として、研究活動の活性化に関すること、外部資金獲得の推進に関すること、学内研究助成制度の運用に関すること、共同研究費の配分に関すること、研究費の不正使用防止に関することなどを所掌している。

教員の研究活動を経費の面から支援するための制度として、研究費取り扱い規程において、以下のような研究費を設定している（資料8-8）。

研究費の区分及び額

(1)個人研究費（基礎的研究費）

教授、准教授400,000円

講師・助教、助手300,000円

ただし、年度途中の採用・退職、休職の場合は、月割計算をする。

(2)国際学会参加費の補助

研究成果の国際的な発信を促進することを目的として、本学教員が国外で開催される国際的な学会・会議において、研究発表者（講演・パネラーを含む）、または司会者や座長として参加する場合に、参加費用に対する補助を行う。

補助額は、所要経費の2/3以内、1人年間1件までとする。

(3)国際的学術雑誌への投稿費用の補助

研究成果の国際的な発信を促進することを目的として、本学教員が国内外で刊行される国際的に評価の高い学術雑誌へ投稿する場合に、投稿料・掲載料等の補助を行う。また、学術雑誌へ外国語論文を投稿する場合の翻訳料、校閲料等の補助を行う。補助額は実費の1/2以内、1件の論文につき対象経費合計金額の上限を10万円とする。

(4)共同研究費

本学の教育研究の水準に貢献すると認められるもので、個人研究費の範囲では行うことのできない研究を専任教員が一人若しくは共同(学外の研究者をも含む)で行う研究計画に対して研究費を配分する。

(5)科学研究費補助金採択者への研究費加算

科学研究費補助金の採択を受けた教員に対し、採択された年度に年間30万円を個人研究費に加算する。

(6)大学院研究指導教員への研究費加算

研究科委員会において研究指導教員(主)に決定した教員に対して、個人研究費に以下の金額をそれぞれ加算する。

博士後期課程研究指導教員100,000円

博士前期課程研究指導教員50,000円

上記の経費の支援に加えて、外部資金獲得のための支援として科研費公募に関する学内

説明会を実施し、応募に際して支援を行っている。また、研費攻略シンポジウムを隔年で実施している。支援部署としては総務部が担っており専任の職員3名が研究費の獲得支援、研究費の使用に関すること、研究費の管理などを行っている。

研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保証の面では、教員の研究室として、1号館、2号館、3号館、5号館に合計109室を整備し、教授、准教授は1人1室、助教・講師、助手は2～3人で1室を共用している（大学基礎データ表1）。本学は実習等の教育支援に費やす時間が多いことから、研究に専念する時間の確保が難しい教員もいるが、2021年度からフレックスタイム制の勤務時間制度が導入され、その中で時間を有効に使って研究活動が行われている。また、専任教員の研究水準の向上と研究の推進を図るとともに本学の教育・研究の更なる充実に資することを目的として、一定期間学務を免除し研究に専念できる機会を与える制度を設けている（資料8-9）。

教育活動を支える人的支援として、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）、リサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）、準教員の配置が挙げられる（資料8-10、8-11、8-12）。TAは、本学学部生に対する教育効果を高め、かつ、本学大学院生に対し教育指導に関する実務の機会を与えることを目的とし、演習科目などにおいて採用の実績がある。RAは、本学における研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び本学大学院博士後期課程に在籍する学生の研究遂行能力を高めることを目的としているが、近年の採用の実績はない。

TAの採用に際しては学部長から部長会へ申請を行い、研究科長が推薦した大学院生を部長会の議を経て学長が決定し採用している。TAとしての業務は学業に支障をきたさない範囲において行うこととし、目安は年間400時間としている。

RAの採用に際しては、採用を希望する研究プロジェクトの研究代表者が研究科長に博士後期課程の大学院生の推薦を依頼し、部長会の議を経て、学長が決定し採用する。RAの業務は学業に支障をきたさない範囲とし、週20時間以内、年間200時間を標準としている。

準教員は、主に臨地実習の指導において効果的な実習とするために非常勤補助者が必要な場合に準職員として雇用する者を指す。雇用に際しては、非常勤補助者勤務申請書を作成し、実習等において必要な人員であることを承認したうえで、聖隷学園準職員規則に基づき、雇用契約を締結している。雇用実績は、看護学部をはじめ年間延べ20～30名程度である。

学内のICT環境の充実と学生のPC必携化に伴い、オンライン教育を実施する教員からの相談や技術的な相談が増えてきている。本学は対人援助職の人材を養成しているため講義・演習・実習は原則対面で実施しているが全国的な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一時的にオンラインでの授業を実施せざるを得なかったことがあった。オンラインによる遠隔授業等の教員からの相談や技術的な支援は、教務事務センター及びICTセンターの専任の職員によって行われている。また、非常勤職員による技術的な支援も行われている。

以上のように教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについて、本学では、高等教育機関に所属する研究者として守るべき行動規範として、「研究活動の行動規範」を定め、研究費の不正使用、利益相反行為、ねつ造・改ざん・盗用などの研究活動の不正行為を排除、防止することに努めている（資料 8-13）。「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月26日文科科学大臣決定）と「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）」を受け、研究機関として責任ある体制で不正行為の防止・対応に臨むため「研究活動の行動規範」「研究活動の不正行為防止に関する規程」「研究活動の不正調査に関する規程」「研究費の不正防止計画」をそれぞれガイドラインに従って整備している（資料 8-14、8-15、8-16）。規程を含めた本学の研究活動における不正行為への対応に係る責任体系を本学ウェブサイト上で公表し、社会に対しての説明責任を果たしている（資料 8-17【ウェブ】）。また、学内においては、研究費ガイドブックに概要を掲載し教員及び担当職員に周知している（資料 8-18）。

研究に関するコンプライアンス教育として、表 8-4 に対象者別のコンプライアンス教育の内容と実施時期、実施方法を示す。研究費に関わる教職員及び大学院生に対して、研究推進委員会主催の研究費使用に関するコンプライアンス研修会を年に 1 回開催している。倫理委員会主催の研修会に参加すること、e-ラーニングプログラム（eL CoRE）の受講、『科学の健全な発展のために』（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）の通読、誓約書の提出など義務付け（事務職員・大学院生は一部任意）、研究費の使用に関わる全ての構成員に研究費の不正使用の防止に努めている。

表 8-4 研究に関するコンプライアンス教育（○は必須、△は任意）

内容	時期／回数・時間等／実施方法	対象者		
		研究者	事務職員	大学院生
講義(コンプライアンス研修会)の履修	5月／30分程度／オンライン他	○	○	△
倫理委員会主催の研修会への出席	5月／30分程度／オンライン他	○	—	△
eラーニングプログラム(eL CoRE)の履修	4月末までに履修／3年に1回	○	—	○

「科学の健全な発展のために」の通読	4月末までに通読／年1回	○	△	○
誓約書の提出	年度当初／年1回	○	○	—

研究倫理に関する学内審査機関について、本学の研究者（大学院生を含む。）が人間を直接対象とする調査・研究を行うに際し、倫理的配慮が図られているか審査することを目的に倫理委員会を設置している（資料 8-19）。委員会の構成員を各学部・研究科の教員、宗教主任、学外の学識経験者、その他学長が必要と認める者と規定し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」に定められた倫理委員会の構成に必要な自然科学の有識者、人文・社会科学の有識者、一般の立場から意見を述べることができる者、所属機関外の者などを配置している。委員会はおよそ2ヵ月に一度開催している。

倫理申請に際しての注意点や最新の事情を提供するため、倫理審査申請ガイドを作成、毎年専任教員及び大学院生に配布している（資料 8-20）。また、コンプライアンス教育の一環である倫理委員会主催の研修会を年に1度開催し、研究倫理に関する情報を提供し理解の向上に努めている。

以上のことから、本学において研究倫理を遵守するために、規程・組織を整備するとともに、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みを実施しており、適切に対応しているといえる。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究環境の適切性については、第2章で説明した点検・評価ツール③評価基準の自己点検・評価（様式1）を使用して、総務部、情報化推進委員会、図書館運営会議、教務運営会議が点検・評価したのち、毎年6月の自己点検・評価運営委員会において点検・評価を実施している。7月の部長会において点検・評価結果を確認し、課題がある場合は、改善方針を決定している。改善が必要と判断された事項については、毎年2月の自己点検・評価運営委員会及び3月の部長会において進捗確認を行っている。

2019年6月25日の自己点検・評価運営委員会において、教育研究環境や条件を整備するための方針を含む各種方針が未整備であることが課題となり、2019年7月9日の部長会において課題の改善に向けて着手することが決定した。その後、2019年10月29日及び2020年3月5日の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020年3月10日の部長会において教育研究環境や条件を整備するための方針を含む各種方針を策定するに至った。

教育研究環境の改善に向けて、自己点検・評価運営委員会が実施する自己点検・評価に加え、法人事務局企画部が実施する「卒業・修了年次生満足度調査」及び「在学生満足度調査」、大学総務部が実施する「父母等保証人を対象とした満足度調査」の結果を活用している（資料 4-27、4-28、4-54、7-27）。内部質保証の推進の責任を担う部長会において各種満足度調査の結果が確認され、学長から学部・学科、研究科及び全学的な観点で施設・設備に関することは総務部、図書館に関することは図書館運営会議、情報環境の整備に関することは情報化推進委員会、研究活動の支援に関することは研究推進委員会に改善の必要性と対応について検討することが指示される。教育研究環境の改善計画は翌年度の事業計画に掲げられ対応が図られる。

自己点検・評価運営委員会における自己点検・評価及び満足度調査の結果への対応による改善事例を以下に示す。

2020 年度、2021 年度は、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことにより、本学では感染防止の対策として、教室が密にならないよう教室の拡張のための改修を行った。具体的には、1410 小教室と 1411 小教室を連結して使用できるように壁を可動式のパーティション構造に改修し、受講する人数に応じて教室のスペースを確保できるようにした。また、2 号館の中教室 3 室について、固定の長机と固定の椅子が設置されていたが、密を避けるためと授業内容に応じ小グループでの話し合い時に使い勝手を良くするために可動式の机と椅子に置き換える改修を行った。

2021 年度の「在学生満足度調査」では、Wi-Fi がつながりにくいことについての不満足意見が多く寄せられ、特に一斉アクセス時の不具合を ICT センターにおいても確認しており、Wi-Fi 設備及び WebClass サーバの増強による対策を実施した。

図書館では、3 階の「静かエリア」でパソコンを使用したいとの意見があったため学生に意見を聞いたところ、賛成 279 名、反対 39 名であった。図書館運営会議で検討し、反対が一定数あったため反対意見を尊重し今回は見送った。

以上のように、教育研究等環境の適切性について定期的な点検・評価を実施し、その結果を改善につなげているといえる。

8.2. 長所・特色

- キャンパス周辺には20以上の医療・福祉施設があり、これらの近隣施設の協力のもと、多くの実践的な演習・実習が行われており、恵まれた立地と学修環境となっている。
- 1つのキャンパス内で学部・学科の教育から大学院博士後期課程までの教育・研究が展開されていることで、施設・設備の共用だけでなく、情報を集約し、大学全体に共有しやすいことが特色としてあげられる。例えば、大学院では2020年度以前より、県外からの通学に時間がかかる学生向けに一部遠隔授業での対応をしており、実施時の注意点や必要な機材についての情報、Web会議システムについてのノウハウがあった。これをもとに、2020年度当初、新型コロナウイルス感染症への対応・

対策として全学的に遠隔授業を実施する際に、教職員が情報を共有し、短期間に準備を整えることができた。同様の特色は、学部・学科の枠を超えて全学部の学生が対人援助における多職種間の連携と協働について共に学ぶ、専門職連携演習（地域ケア連携教育）等の場面においても活かされている。

- 図書館の看護分野の資料は1969年に開学した聖隷学園浜松衛生短期大学から、社会福祉分野の資料は1988年に開設した聖隷介護福祉専門学校からの資料を移管し、大学図書館で所蔵しているため、50年ほど前から現在までの図書や雑誌は創刊から揃い貴重な資料となっている。
- 喫煙習慣のない保健医療福祉・教育の専門職者の育成をする観点から、2007年に禁煙宣言を掲げ、キャンパス内の全面禁煙に止まらず、喫煙習慣のない専門職者として活躍するよう入学にあたり喫煙しないことの誓約を求めている。保健医療福祉・教育の専門職者を目指す学生にとって良好な学修環境である。

8.3. 問題点

- 教室ごとに機器の導入時期が異なることで操作方法の違いがあり、教員が機器操作に戸惑う（難しく感じる）ことがある。機器の統一及びデジタル化を進め、使い勝手を向上させる必要があるが、短期間に全ての教室設備を揃えることは予算上難しいため、年度ごとの更新で段階的に改善を進めている。
- ネットワーク環境では、急増する通信量に対応した設備更新が急務となっている。
- 築30年を経過する1号館について、建物等の経年劣化に対応する教育環境整備を計画的に進めることが課題である。

8.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学では、大学の理念・目的を実現するために教育研究等環境の整備に関する方針を明示し、必要となる校地・校舎・附属図書館・運動場等の設備を整えている。教育研究活動に必要な基本的な設備として、ICTを取り巻く最近の状況の変化にも対応できるよう組織的な対応を図っており、情報化推進委員会、ICTセンターを中心に、ICTの効果的な利用に関する情報の集約、蓄積、教員の活用スキル向上、機器やシステムの計画的な更新、充実に努めている。図書館は、看護学、社会福祉学、リハビリテーション学、教育学等の専門分野の図書、雑誌を最優先で集積し、あわせて電子ジャーナル、電子データベースも整備している。学生の学習、教員の教育研究活動等に十分に活用されており、さらに充実に努める。

施設・設備の整備については、毎年の予算編成時期に問題点を明確にしたうえで、法人との企画調整会議や各学部・研究科と総務部及び財務部とのヒアリングを経て、予算配分、補助金の活用等も含め検討されている。また、大学事務部門と法人事務局財務部施設担当の連携により、大学施設利用者に対する安全性に配慮した教育研究環境の提供、維持管理を行っている。

研究においては、研究活動を推進するための研究推進委員会が設置されており、学

内外の研究費の獲得を促進し研究活動の活発化を図っている。また、研究不正防止の観点において、研究費使用に関するコンプライアンス研修や研究倫理に関する研修など大学全体で取り組んでいる。

大学の理念・目的を実現するために教育研究等の環境整備を継続し、保健医療福祉と教育の専門職者を養成する上で恵まれた環境に加え、課題である教育改革に対応する先進的な設備・機器の導入、校舎の経年劣化への対応及びネットワーク環境の拡充などを計画的に進めていく。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示
--

本学の人材養成目的は、保健医療福祉・教育分野の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉及び教育の発展に寄与することであり、質の高い専門職者を送り出すことが第一の社会貢献である。その上で、社会連携・社会貢献に関する方針を定め、本学ウェブサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。

社会連携・社会貢献に関する方針は、2020年3月5日の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020年3月10日の部長会で決定し、2020年3月18日の教授会に報告され（資料6-3）、学内イントラネット総務部HPに掲載し周知されている。

社会連携・社会貢献に関する方針

<p>社会に開かれた大学として、地域社会における保健医療福祉・教育に関する教育・研究・実践の拠点を形成し、共生社会の実現への使命を果たすために、以下のとおり社会連携・社会貢献に関する方針を定めます。</p>

<p>建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、保健医療福祉・教育分野の専門職を養成する大学として、その特色を生かした社会貢献、知の活用、地域との連携・協働による課題解決を積極的に行います。</p>
--

<p>社会連携・社会貢献活動を推進するために、地域連携推進センターを設置し、「地域と歩む」をキーワードに積極的に地域との連携・協働を推進し以下の主な事業に取り組みます。</p>
--

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 共同事業・研究② 専門職への研修③ 一般市民への学習機会の提供④ 政策形成への貢献（浜松市との連携事業）⑤ 静岡県内の大学間プラットフォーム形成推進事業⑥ 地域に開かれた相談窓口 |
|--|

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

本学の社会連携、地域貢献事業に関する取り組みは主に地域連携推進センターが担っている（資料 9-1）。地域連携推進センター構成員は(1)センター長、(2)副センター長、(3)看護学部専任教員から看護学部長が指名した委員 2 名、(4)社会福祉学部専任教員から社会福祉学部長が指名した委員 2 名、(5)リハビリテーション学部専任教員からリハビリテーション学部長が指名した委員 2 名、(6)その他必要な教職員から構成されることとなっており、現在はセンター長を含む 7 名により運営されている（センター長及び副センター長は各学部の委員を兼ねることができる）。

地域連携推進センターの具体的な活動は以下①から④のとおりである。

① 地域連携事業費の配分

「保健医療福祉・教育分野に係る全ての人たちとの共同事業・研究」を推進するために、本学教員が代表者となり、本学周辺地域での連携を活かして保健医療福祉・教育分野に貢献する事業に対して地域連携事業費を配分している（名称は2017年度までは地域貢献事業研究費、2018～2019年度は地域連携事業研究費、2020～2021年度は地域連携プロジェクト費）。過去5年間の実績は表 9-1 の通りである。

表 9-1 地域連携事業費の配分状況

年度	申請件数	採択件数	配分金額	学外共同研究者所属先 連携機関種別
2018	5 件	5 件	1,299,389 円	地方自治体、ICT サービス事業者、大学、介護老人福祉施設など
2019	6 件	6 件	1,293,120 円	NPO、病院、地方自治体、相談支援事業所、教育委員会など
2020	2 件	2 件	312,710 円	教育委員会、ドラッグストア
2021	2 件	2 件	478,746 円	教育委員会、ドラッグストア
2022	10 件	10 件	1,297,727 円	病院、地方自治体、小学校、こども園、NPO、任意団体、ドラッグストアなど

代表者となる本学教員は、事業終了後に成果報告書の提出及び報告会での発表を義務付けられ、2021年度に採択された事業の報告は、2022年6月8日、9日に行われた合同研究発表会において、ポスター展示及びプレゼンテーション方式で行われた。2014年度以降の成果報告書及びポスターについてはウェブサイトを通じて社会に公表・還元している（資

料 9-2【ウェブ】）。

② 専門職への研修・一般市民への学習機会の提供

地域のニーズに応じた大学の情報・知識・技術の共有化の推進のため、専門職を対象としたリカレント教育、一般市民を対象とした公開講座を実施している。学内の様々な部門が企画している講座を聖隷クリストファー大学オープンカレッジとして一元化し、学外者が目当ての講座を探しやすいように工夫している（資料 9-3、9-4【ウェブ】）。

③ 研修会への講師派遣・研究支援

地域の保健医療福祉・教育関係の施設や団体からの依頼に応じ、研修会等への講師派遣を行っている。申し込みはウェブサイトには設置しているフォームから行うことができる。毎年度の派遣実績はウェブサイトでは公表している（資料 9-5【ウェブ】）。

④ 浜松市との連携協定に基づく事業

地域の保健医療福祉の発展に資する大学として、その役割を果たしていくビジョンのもと、本学の所在地である浜松市との連携協力が一層強化・推進されるよう、2017 年度に浜松市と包括連携に関する協定を締結した（資料 9-6）。協定書に定める連携協力事項は以下の通りである。

- (1)地域の保健医療福祉の振興に関すること
- (2)教育及び人材育成に関すること
- (3)保健医療福祉分野の学術研究に関すること
- (4)共生社会実現に向けた、地域社会の推進に関すること
- (5)前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な活動、調査研究、報告等に関すること

浜松市との連携協定に基づき実施している事業として「浜松市と大学との連携事業～大学生による講座」が挙げられる。当事業は、大学生が学びの成果を地域に還元すると同時に、市民の生涯学習を推進し、地域づくりにつなげていくことを目的としている。2018 年度以降に実施した講座の情報はウェブサイトでは公表している（資料 9-7【ウェブ】）。過去 5 年間の実績は表 9-2 の通りである。

表 9-2 浜松市と大学との連携事業～大学生による講座の実施回数と参加者数

年度	講座実施回数	延べ参加者数
2017	12 回	298 名
2018	22 回	586 名
2019	22 回	513 名
2020	15 回	374 名
2021	14 回	181 名

⑤ 行政・各種団体への委員等の派遣

市町村や各種団体からの委員の依頼等を受ける窓口となり、本学教員の専門的知識の提供の観点から各種委員会・協議会等への委員としての派遣を積極的に行っている。実務的なことに関わる委員やアドバイザーが主であるが、審議会の委員としての派遣により政策形成に関与する働きもしている（資料9-8【ウェブ】）。

以上の活動内容は毎年発行する地域連携推進センター年報にまとめ、関係各所に本学の地域貢献活動の状況を報告している（資料9-9）。

国際交流の推進に関しては、国際交流を推進する組織としてグローバル教育推進センターを設置し、海外の大学との交流、学生の海外研修及び国際実習の実施、学生の留学支援、海外からの研修生及び留学生の受け入れなどを実施している。また、各学部教員、英語科目担当専任教員、グローバル教育推進センター職員で構成されるグローバル教育推進センター運営会議を開催し、大学の国際交流方針の立案に関する事、海外の大学との交流に関する事、学生の海外研修及び国際実習の実施に関する事、学生の留学支援に関する事、海外からの研修生及び留学生の受け入れに関する事などの役割を担い国際交流を推進している（資料9-10）。

現在、本学は表9-3の10の教育機関と学生・教員の交流、継続教育機会の提供、臨床実習や見学実習の実施、専門知識の共有、共同研究、学術プログラムの推進などを含んだ交流協定を交わしている。

表9-3 海外の高等教育機関との交流協定締結状況

No.	協定校名	国名	締結日
1	陸軍軍医大学	中国	2004年9月21日
2	ナンヤン理工学院	シンガポール	2006年4月25日
3	サミュエルメリット大学	アメリカ	2013年11月5日
4	シンガポール工科大学	シンガポール	2017年9月26日
5	イーデス・コーワン大学	オーストラリア	2018年1月17日
6	シアトルパシフィック大学	アメリカ	2019年3月14日
7	ハワイ大学マノア校医学部	アメリカ	2019年5月2日
8	中山大学附属第一病院	中国	2019年9月23日
9	マリアノ・マルコス州立大学	フィリピン	2021年5月27日
10	チェンマイ大学	タイ	2022年11月1日

また、中長期事業計画の行動指針の一つに、国際的な保健医療福祉・教育の課題解決に向けて、本学の人的・知的・技術的・教育環境の資源（聖隷ブランド）を活かした国際支援及び人材育成により国際貢献に資することを掲げており、2019年度から国際交流事業として、将来の国際共同研究・国際共同活動を推進することを目的として本学主催の「聖隷国際研究コンファレンス（Seirei International Research Conference）」を開催しており、

本学の交流協定校やその他の大学等が研究成果や臨床活動を発表する場を提供している。国内外の保健医療福祉及び教育・保育分野において活動している臨床家と学生が互いの知識・知見・活動を共有し、意見交換を行う場となっている。また、同時に交流協定校等の管理職や担当者同士が顔を合わせる機会として「グローバルパートナーズサミット (Global Partners Summit)」を開催している。このような取り組みを通して交流協定校等の連携を強め、今後の国際交流活動を発展させるため契機としている。

聖隷国際研究コンファレンスの発表者数を表 9-4 に示す。

表 9-4 聖隷国際研究コンファレンスの発表者数

年度	発表者数		参加国・地域数	備考
	口頭	ポスター		
2018 年度	13 件	23 件	4 ヶ国	集合開催
2019 年度	17 件	34 件	4 ヶ国	抄録公開
2020 年度	16 件	11 件	5 ヶ国	ハイブリッド開催
2021 年度	20 件	27 件	5 ヶ国	オンライン開催

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、その成果を適切に社会に還元しているといえる。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性については、第 2 章で説明した点検・評価ツール③評価基準の自己点検・評価（様式 1）を使用して、地域連携推進センターが点検・評価したのち、毎年 6 月の自己点検・評価運営委員会において点検・評価を実施している。7 月の部長会において点検・評価結果を確認し、課題がある場合は、改善方針を決定している。改善が必要と判断された事項については、毎年 2 月の自己点検・評価運営委員会及び 3 月の部長会において進捗確認を行っている。

2019 年 6 月 25 日の自己点検・評価運営委員会において、前述の点検・評価ツールを用いて点検・評価を実施したところ、社会連携・社会貢献に関する方針を含む各種方針が整備されていないことが課題となり、2019 年 7 月 9 日の部長会において課題の改善に向けて着手することが決定した。その後、2019 年 10 月 29 日及び 2020 年 3 月 5 日の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020 年 3 月 10 日の部長会において社会連携・社会貢献に関する方針を含む各種方針を策定するに至った。

9.2. 長所・特色

- 地域連携推進センターにおいて地域連携事業費を設け、地域の実践現場と共同で行う事業・研究を学内から募り、事業費を配分している。このことを通じて地域の保健医療福祉及び教育・保育分野の質向上に寄与しており、本学の理念の実現に資する事業である。

9.3. 問題点

なし

9.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を定め、その方針に基づき、地域連携推進センターを中心に地域連携事業費の配分、専門職への研修・一般市民への学習機会の提供、研修会への講師派遣・研究支援、浜松市との連携協定に基づく事業（浜松市と大学との連携事業～大学生による講座等）等の各種事業を実施し、地域の保健医療福祉及び教育・保育分野の質の向上に寄与している。社会連携・社会貢献の適切性について、地域連携推進センターが点検・評価したのち、自己点検・評価運営委員会が点検・評価を行い、課題事項を明らかにし、改善を行っている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10.1.1. 現状説明

10.1.1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を定めウェブサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。

大学運営に関する方針は、2020年3月5日の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020年3月10日の部長会で決定し、2020年3月18日の教授会に報告され（資料6-3）、学内イントラネット総務部HPに掲載し周知されている。

大学運営に関する大学としての方針

本学の理念・目的・中長期事業計画を実現するために、以下のとおり管理運営方針を定めます。

1. 大学運営は、学長のリーダーシップのもと、明確な意思決定プロセスを経て組織的に行います。
2. 大学運営に必要な事項を企画立案し、責任を持って遂行する機関として部長会を置きます。
3. 大学の中長期事業計画「未来創造躍進プラン」に基づいて学部・大学院・各部門の年間行動計画を立案し実行します。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているといえる。

10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示

- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

適切な大学運営のために、学長をはじめ学部長、研究科長その他の所要の部長、センター長などを置き、部長会、教授会、各種委員会等を組織し適切な大学運営を行っている。

学長の選任方法は、聖隷クリストファー大学学長候補者選考規程に則り行われている（資料 10-1-1）。学長の任期の満了前 1 年に達したときや学長が在任期間中に辞意を申し出て部長会及び理事会が承認したとき、あるいは学長が欠員となったときに、学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が設置され、選考委員会が選考母体となり学長候補者 1 名を選考する。理事長は、選考された学長候補者を理事会に諮り、理事による信任投票により学長が決定される。なお、選考委員会は、理事長、学園理事・評議員の中から執行役員会において選出した者 3 人及び各学部教授会において教授会構成員の過半数が代表として選出した者の合計 7 人で構成される。

学長の職務は、聖隷学園組織規程第 47 条に明示されており、学長は学校を代表し校務全般を掌理し、次に挙げることを職務とする（資料 3-2）。

- 1) 建学の精神・理念に基づいて大学の意思の統一を図ること
- 2) 大学の教育研究目標・計画を中心となって策定し、学内外に公表すること
- 3) 自己点検・評価を推進し、その結果を学内外に公表すること
- 4) 学部長会を主宰して大学運営におけるリーダーシップを発揮し、大学改革を推進すること。
- 5) 学園理事として、大学の将来計画、事業計画を中心となって策定し、推進すること
- 6) 事業目的達成のために必要な組織、人事、予算を検討し把握すること
- 7) 対外的に大学を代表し、私立大学団体その他の組織との交流を図ること
- 8) 前各号の他、大学運営に係ること

学長以外の役職者として、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、就職部長、図書館長を選任している。学部長は学部運営の責任者として学部を統括するとともに、学長を補佐して大学の事業計画を推進する責任を負っている。研究科長は研究科の責任者として研究科を統括している。学部長の職務と権限については聖隷学園組織規程第 48 条に、研究科長の職務と権限については同第 53 条に明記している（資料 3-2）。また、2006 年 3 月に「役職者の役割」として、教務部長、学生部長、就職部長、図書館長等の役割を定め、責任の所在と責任者の所掌事項について明確にしている（資料 10-1-2）。

役職者の選任方法と職務は、役職者の選考規程及び組織規程等に明示されている。

学部長の選考は、聖隷クリストファー大学学部長選考規程（資料 10-1-3）に則り行われる。学部長の職務は、聖隷学園組織規程第 48 条に明示されており、1) 学部の理念、教育目的・目標に基づく将来計画を策定し、それに沿った事業計画及び予算を立案すること、

2) 学長を補佐して大学の事業計画を推進すること、3) 法人の執行役員として法人の意思決定に参加すること、4) 学長と協議して学部運営の組織を組み立て、学部教員の人事(採用、昇任)について人事委員会に諮ること、5) 教授会を主宰し、教授会附属委員会の活動について把握しつつ大学各部及びセンターと連携して学部の教育研究活動全般の運営を図ること、6) 学部の研究活動を把握し、その活性化を図ること、7) 学部間における要検討事項、要調整事項を取りまとめて大学部長会に提案すること、8) 大学部長会の方針を学部内で実行、実現することとされている。

研究科長の選考は、聖隷クリストファー大学大学院研究科長選考規程(資料 10-1-4)に則り行われる。権限と職務は、聖隷学園組織規程第 48 条に明示されており、研究科長は学長の命を受け、研究科委員会を主宰して研究科の教育研究運営にあたることを職務とする。

教務部長の選考は、聖隷クリストファー大学教務部長選考規程(資料10-1-5)に則り行われる。教務部長は、教務運営会議を主宰し、各学部委員により構成する教務部及び教務事務センターと共に、1) 共通科目及びそれに関連する各学部教育課程及び学年暦の管理、調整、2) 実習使用施設の調整等に関する基本方針の提案、3) 各学部の実習計画に基づく使用施設のとりまとめ、4) 非常勤講師(共通科目)の人事検討、5) 教室使用方針の提案及び方針に基づく教室使用調整、6) 教務に関する諸規程の制定・改廃案の起案、7) 入学式及び卒業式・修了式の実施計画・日程案の作成及び実施、8) 教育環境改善を目的とする全学FD委員会との連携、9) その他教務に関する全学的事項を所掌する。また、全学共通の一般基礎教育及び専門基礎教育に関する企画及び調整、一般教養教育及び専門基礎教育の教員配置に関する検討、大学審議会答申や大学設置基準等に則った学則及び教務関連規程の整備、大学教務に関する代表者として対外的な会合や研修会等への参加などを行う。

学生部長の選考は、聖隷クリストファー大学学生部長選考規程(資料 10-1-6)に則り行われる。学生部長は、各学部委員により構成する学生部の責任者として、学生相談連絡会を主宰して学生の精神面の支援体制を整備、指揮し、学生相談室の運営にあたる。また、アドバイザー制度の推進責任者として制度及び必要な機能を整備し、大学の学生生活支援に関する代表者として対外的な会合へ出席する。

就職部長の選考は、聖隷クリストファー大学就職部長選考規程(資料10-1-7)に則り行われる。就職部長は、各学部委員により構成する就職部の責任者として、学生の就職及び進学支援に関して、1) 就職・進学の基本方針の策定、2) 就職・進学支援意識向上についての教員に対する啓蒙活動、3) 就職・進学支援活動に関する教員への助言、4) 就職先開拓の支援と情報の収集などを所掌する。また、就職センター長・就職副部長と共に就職支援協議会を形成し、相互に関連する事項について協議・連携し充実した就職支援を行い、大学の就職支援に関する代表者として対外的な会合や研修会等に参加する。

図書館長の選考は、聖隷クリストファー大学図書館長選考規程(資料 10-1-8)に則り行われる。図書館長は、大学の研究・教育において果たすべき図書館の役割の重要性を深く理解し、図書館の機能の高度化、情報資源の整備、利用者支援の改善に努め、図書館事務センター長と共に図書館運営会議を形成し、1) 図書館の運営上必要な基準や規程の制定・改廃案の起案、2) 大学図書館予算配分・予算執行基準に基づく図書館資料の選定、3) 利用者支援業務を充実・発展のための図書館運営に関する学内外の意見聴取などを行う。

また、大学図書館の代表者として対外的な会合や研修会等に参加する。

大学運営の方針の策定や必要な事項を企画立案し、責任を持って執行する機関として学長が主宰する部長会が置かれている。部長会の構成員は、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、就職部長、大学総務部長、統括センター長、入試・広報センター長、教務事務センター長、学生サービスセンター長及びキャリア支援センター長とし、教員と事務職員の役職者からなる。また、議案に応じて、宗教主任、図書館長、学科長、地域連携推進センター長、ICTセンター長、図書館事務センター長、健康管理センター長、グローバル教育推進センター長、その他学長が必要と認めたものが陪席できる。

部長会は、学長が主宰し理事会の方針に基づき次の事項を取り扱う。

- 1) 大学及び各学部並びに大学院の事業計画・予算原案の作成及び事業計画・予算の執行に関する事項
- 2) 大学の人事政策及び各学部教員人事の基本方針に関する事項
- 3) 大学の運営組織及び大学並びに学部運営の基本方針に関する事項
- 4) 教育課程編成の基本方針に関する事項
- 5) 大学改革推進の基本方針に関する事項
- 6) 大学の内部質保証の基本方針に関する事項
- 7) 大学の内部質保証の推進に関する事項
- 8) その他大学運営に関する重要事項

部長会の決定事項は、教授会、学部運営会議、学科会議、領域長会議、研究科委員会において報告され、学部・学科、研究科の構成員に周知される。

上記に加え、学長のもとに全学の委員会である人事委員会、自己点検・評価運営委員会、倫理委員会、研究推進委員会、全学FD委員会を置き、それら委員会のうち人事委員会、自己点検・評価運営委員会、研究推進委員会の委員長は学長が担っている。

教授会の役割は、教授会規程に明示されており、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議して意見を述べるものとして明確化している（資料6-4）。

- 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 教育課程の編成に関する事項
- 4) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

また、教授会は上記のほか、次の事項について審議する。

- 1) 教務及び学生生活に関する事項
- 2) 学籍に関する事項
- 3) その他学部の教育研究に関し、学長及び学部長が必要と認める事項

学長による意思決定は、教授会規程に明示されており、学長は次に掲げる事項について教授会の審議を考慮した上で最終決定を行うことを明確化している。

- 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 教育課程の編成に関する事項
- 4) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

学園全体の管理運営を行うため、体系的に規程を整えている。規程集として、第1章「基本」に寄附行為及び寄附行為細則、その他役員に関する規程をまとめ、第2章に「管理・運営」に組織規程、教職員任用規程、文書取扱規程など、第3章に「サービス・福利厚生・給与・旅費」に就業規則、給与規程、国内旅費規程など、第4章「財務」に経理規程など、第5章「学則・園則」に大学学則や教授会規程など大学運営に必要な規程を整理している（資料10-1-9）。これらの規程は全て学園のイントラネット上で教職員が閲覧可能な状態になっている。

管理運営に関する規程として、大学を始めとする学園組織を整理した「聖隷学園組織規程」、人事、組織、事業計画・予算、財務管理、施設設備管理、教学管理、学校法人の総合的企画・管理に関して、具体的な方針や実施における管理主体について明記した「業務管理規程」を設け、組織の役割等を明確にしている（資料3-2、10-1-10）。

教学組織の管理運営においては、学則の下に教授会規程、各種の運営会議・委員会規程、学位規程など大学の管理運営に必要な規程を設け、規程に沿った大学運営を行っている。

教学組織の権限と責任については、学校法人聖隷学園業務管理規程第27条に明示されており、教学管理をする上で大学は、(1)研究及び教育に関する事項、(2)学籍に関する事項、(3)教務及び学生生活に関する事項、(4)学長の諮問に関する事項、(5)その他学部長が必要と認める事項について決定する権限を有し責任を明確にしている。学長が学校を代表し校務全般を掌理する。

法人組織の権限と責任については、学校法人聖隷学園寄附行為施行細則第5条に明示されており、理事会は法人の業務について、(1)法人及び法人が設置する学校の組織及び管理・運営に関する基本方針、(2)理事会が行う役員、評議員及び理事長、専務理事の選任、(3)予算及び事業計画、(4)事業に関する中期的な計画、(5)借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項、(6)決算の承認、(7)収益事業に関する重要事項、(8)寄附行為の変更、(9)合併及び解散、(10)学則及び教授会規程の制定及び変更、(11)その他理事会の定める諸規程の制定及び変更、(12)寄附行為第13条に定める責任の免除、(13)理事の競業取引に関する承認、(14)理事の利益相反取引に関する承認、(15)重要又は異例にわたる事項について決定する権限を有し責任を明確にしている（資料10-1-11）。理事会には学長が理事として参画している。

評議員会は、法人の業務の決定に際し理事会に対し意見を述べるという諮問機関として位置付けられている。法人の業務が公正に行われるよう、また、学校法人の公共性を高められるよう、学園の運営を様々な視点から確認する。評議員会には学長が参画する。

理事会における決定事項の伝達及び周知、役員相互間の連絡・調整を図り学園の日常業務を決定し執行する執行役員会が置かれている（資料10-1-12）。執行役員会は、月に1回開催され、理事会の決定事項に関する原案の立案検討として(1)法人の事業計画案及び事業報告、(2)予算編成案及びその修正、決算のため必要な事項、(3)学園の組織編成、変更、

廃止、(4)その他理事長が必要と認める事項、執行役員会が決定する事項として(5)常任役員、兼任役員及び執行役員を除く教職員の雇用、任免、給与等、(6)学園の危機管理、危機対応に関する事項、(7)理事会から特に委任された事項、(8)その他本学園の業務に関し、理事長が必要と認める事項について立案検討、決定の権限を有し責任を明確にしている。執行役員会には学長、学部長及び研究科長の代表者が参画している。

以上のように教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任を明確化にして、大学の教学上の管理運営と学園全体の管理運営がなされている。

学生からの意見を吸い上げ、大学運営の改善を図るための仕組みとして、学生 FD スタッフ会議と学生満足度調査がある。

学生による授業評価の結果を分析・検討したうえで、授業の改善を図るための制度的取り組みとして、学生の代表者が参画する全学学生 FD スタッフ会議を実施している（資料 6-27）。「授業評価の目的、目標」「授業評価結果」を説明し、学生から意見を直接聴取している。聴取した意見は、全学 FD 委員会と教務運営会議において共有され、授業改善に向けて検討される。

また、全学生に対して、学生満足度調査を毎年 1 回実施し、「教育目的・目標」「進路（就職・進学）」「授業全般」「教員」「職員」「施設・設備」「学生生活」「成長実感」などについて満足度と意見・要望を収集している（資料 4-27、4-28）。収集されたデータは、学部・研究科と全学部門において共有、課題が抽出され、部長会において対応策について検討が図られる。

教職員からの意見については、各学部・学科、研究科の会議において出された意見を学部長、学科長、領域長が共有し、内容によっては学長に報告または各学部の教授会、部長会で協議検討され、教育研究活動に反映させている。

危機管理対策として「学校法人聖隷学園危機管理規程」を整備している（資料10-1-13）。また、本学の学生及び教職員に被害が及ぶ恐れがある様々な危機を未然に防止し、発生した場合に被害を最小限に抑えることを目的として、危機管理マニュアルを整備している（資料10-1-14）。マニュアルの中では、事件・事故、感染症、風水害、火災不審者、盗難・破損、犯罪発生時、個人情報漏えい発生時などの対応について掲載している。

また、本学は東海・東南海地震の影響を受ける静岡県西部に所在しているため、耐震に向けた施設設備の整備を優先的に進めてきた。既に、1号館、2号館、3号館、4号館、5号館は十分な耐震性能をもつものとなっている。また、地震防災対策マニュアル、地震時エレベーター対応マニュアル、水洗トイレ稼働マニュアル、災害時学内滞留マニュアルを整備し、大規模な地震災害発生時の対応について準備している（資料10-1-15）。年に2回（4月、9月）災害対策委員会が中心となり大地震が発生したことを想定した防防災訓練を実施している。

以上のことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を行っているといえる。

10.1.1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成について、学園の中長期経営計画の実現に向けた資金を継続して確保することを前提として、予算は事業計画を計数的に表したものと捉え、事業計画と連動した予算が編成される。学部・学科、研究科、事務部門から予算が申請され、申請した予算単位責任者に対して、申請書類を集約する大学総務部と学園全体の予算を集約する法人事務局財務部がヒアリングを行い、申請内容が精査され事業計画との整合、優先事業等について確認がされる。その後、財務部において大学の予算を含めた学園全体の予算について集計・調整が図られ、事業計画と共に執行役員会に上程され、審議を経て理事会に諮り予算が成立する。

予算の執行については、執行額に応じた決裁者または会議を定めている（資料10-1-16）。

予算執行額	30万円未満	・・・	部長
	30万円以上100万円未満	・・・	事務局長
	100万円以上300万円未満	・・・	専務理事
	300万円以上1000万円未満	・・・	理事長
	1000万円以上5000万円未満	・・・	執行役員会
	5000万円以上	・・・	理事会

法人事務局財務部から学園全体の四半期ごとに収支及び予算執行状況が7月、10月、1月開催の執行役員会において報告されることにより予算の執行状況を把握でき、大学の予算執行率（人件費執行率、教育研究費執行率、管理経費執行率）と事業計画の進捗状況を踏まえて、適切に予算が執行されている。事業計画と連動させた予算が編成されていることから、決算と当該年度の事業計画の達成状況の確認をもって予算執行に伴う効果を確認している。決算は法人事務局財務部がとりまとめ、大学の事業計画の達成状況については、各学部・研究科及び全学組織が当該年度の事業計画の到達目標に対する評価を行う（資料1-17）。決算と事業計画の達成状況について理事会に上程し確定する。

内部監査について、監査の実施を円滑かつ効率的に推進することを目的に聖隷学園内部監査規程が整備され、監査は内部監査室が担当し、業務監査、財務監査、教学監査が行われる。業務監査では業務の管理運営、適法性及び有効性並びに制度、組織、規程等の妥当性に関する監査、財務監査では予算執行手続、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適法性に関する監査、教学監査では教育・研究活動状況に関する監査が行われる。

以上のことから、予算編成及び予算執行は適切に行われていると言える。

10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づき、職員の適正な業務評価と処遇改善

業務内容な多様化に対応できるよう、大学の事務組織は、学生の課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導と援助等の厚生補導、教育研究に関する業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、人事、総務、財務、入試・広報、ICT 環境と施設及び設備の整備などの大学運営に必要な業務を行うための事務組織を整備している。具体的には、大学に学生サービスセンター、教務事務センター、グローバル教育推進センター、キャリア支援センター、健康管理センター、学生相談室、入試・広報センター、ICT センター、図書館事務センター及び総務部（総務課・学長室・IR 室）から構成され、各所に適正な人員を配置している。また、法人事務局に企画部（企画・管理担当、広報担当）、財務部（財務・経理担当、施設・固定資産担当）が置かれ、大学と法人が連携して大学運営に必要な業務を取り扱っている（資料3-2）。

職員の採用に当たっては、学園が新規事業の立ち上げなどによる事業拡大時や職員の退職に伴う後任者の補充が必要となった時に、法人事務局企画部が公募要項を学園のウェブサイト、新聞求人欄、求人情報サイト、ハローワークなどを通して公募する。

応募資格は、4年生大学卒業以上、年齢45歳程度までとし社会人経験を有することを推奨している。新規大学卒業者に限定せず、大学を卒業し社会人の経験がある者を積極的に採用しており、経験、スキル、人物を重視して採用している。採用試験は、書類審査、筆記試験が課され、事務部門の管理職による面接の結果と筆記試験の成績を総合的に判断し役員面接候補者を決定する。その後、役員面接を経て採用候補者が決まり、執行役員会において採用が決定する。

国際交流や情報化支援、図書館支援、健康に関する支援など特に専門的な知識・能力が必要とされる部門には、その業務を遂行するための技能や資格を持った人材や業務内容に精通した人材を配置している。

事務組織と教員組織間の連携を図るための機関として、教務部の教員と教務事務センターの職員が構成員となり運営されている教務運営会議、学生部の教員と学生サービスセンターの職員が構成員となり運営されている学生支援協議会、就職部の教員とキャリア支援センターの職員が構成員となり運営されている就職支援協議会がある。これらの会議・協議会は毎月定例で開催されている。これらに加えて、入試・広報センター、ICT センター、グローバル教育推進センター、図書館事務センターにおいても教員と職員によって構成さ

れる会議を定例で開催しており、全学的に教員と職員の連携がとれている。また、事務組織内での意思疎通のための各センターと総務部との打ち合わせ、学園内の意思疎通を図るための事務部課長会（資料 10-1-17）が行なわれ、円滑に業務が遂行できるようにしている。

事務職員の人事考課は「事務職員人事評価規程」「事務職員昇任・昇格規程」に基づいて行われている（資料 10-1-18、10-1-19）。人事評価は、担当業務の自己申告書、個別面接結果、日常業務への取り組みの姿勢と実績、知識・業務経験、教育・研修への取り組み、人物などの面から総合的に行われる。評価結果は、勤勉手当、昇給、昇任・昇格等に反映させることにより職員の士気の向上に資するものとし、併せて人材育成や業務改善に役立てるものとなっている。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能しているといえる。

10.1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

聖隷学園が企画・実施する事務職員のための研修及び大学の各種委員会において企画・実施するスタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されている。聖隷学園が企画・実施する事務職員を対象とした研修は、建学の精神の理解の向上を目的とした研修、課題別研修、業務別研修などで構成されており事務職員の研修体系が整えられている（資料10-1-20）。

建学の精神の理解の向上を目的とした研修には、「毎朝の礼拝」「事務職員夏期研修」「キリスト教学校教育同盟事務職員研修会」などがあり、キリスト教や聖書の教えに触れ、建学の精神を理解する上での一助となっている。

課題別研修では、教育研究活動を適切に運営するために必要な知識を習得し資質向上を図ることを目的に、「研究に関するコンプライアンス研修会」「情報セキュリティ講習」「ハラスメント防止のための研修会」「学生相談研修会」などが企画・実施されている（資料10-1-21）。これらの研修は事務職員だけではなく専任教員も参加する。

業務別研修は、業務上の課題解決のために事務部門が横断的に取り組む研修である。2022年度の研修テーマは、「聖隷の歴史」「広報」「ハラスメント対応」「施設管理」「防災・安全管理」「ICT化」の6テーマで研修が行われ、実務に直結する研修となっている。

2022年度に実施した教育研究活動を適切に運営するために必要な知識を習得し資質向上を図ることを目的とした研修の概要、参加率等を表10-2に示す。

表10-2 2022年度に実施した研修の参加状況

研修名（開催日）	実施担当 組織	研修内容	受講対象者	参加率
研究に関するコンプライアンス研修会 （2022年5月18日）	研究推進 委員会	研究費の不正使用防止の意識の浸透を図る	全教員 関係する職員 学外の研究者	100%
教職員情報セキュリティ講習 （2022年6月～8月）	情報化推進委員会	個人情報や機密情報の漏洩事故防止、情報セキュリティ意識向上を目的としたe-learning	全教職員	100%
ハラスメント防止のための研修会 （2022年8月～9月）	ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止のための知識獲得、ハラスメント相談事例検討	全教職員	100%
学生相談研修会 （2022年8月26日）	学生支援協議会	ピアサポーター制度を本学に導入する上での現状の共有	全教員 希望する職員	※

※参加必須としているが、オンラインでの開催のため集計不可

以上のとおり、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。

10.1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、第2章で説明した点検・評価ツール③評価基準の自己点検・評価（様式1）を使用して、毎年6月の自己点検・評価運営委員会において点検・評価を実施している。7月の部長会において点検・評価結果を確認し、課題がある場合は、改善方針を決定している。点検・評価に用いる根拠資料等として、IR室が学内の様々な数値データを取りまとめたアニュアルレポートや学部・研究科がそれぞれ共通の項目に対して目標値と目標達成のための具体的行動計画を設定した教育研究活動年間計画表（様式2）及び事業計画の達成度評価など客観的な数値を踏まえて点検・評価を行っている（資料2-11、2-12、1-17）。点検・評価の結果、改善が必要と判断された事項については、毎年2

月の自己点検・評価運営委員会及び3月の部長会において進捗確認を行っている。

2019年6月25日の自己点検・評価運営委員会において、前述の点検・評価ツールを用いて点検・評価を実施したところ、大学運営に関する大学としての方針を含む各種方針が整備されていないことが課題となり、2019年7月9日の部長会において課題の改善に向けて着手することが決定した。その後、2019年10月29日及び2020年3月5日の自己点検・評価運営委員会での検討を経て、2020年3月10日の部長会において大学運営に関する大学としての方針を含む各種方針を策定するに至った。

内部監査は、聖隷学園組織規程に基づき設置される内部監査室において行われている。内部監査室の行う監査には、業務監査（業務の管理運営、適法性及び有効性並びに制度、組織、規程等の妥当性に関する監査）、財務監査（予算執行手続、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適法性に関する監査）、教学監査（教育・研究活動状況に関する監査）の3種類があり、監査計画に基づき定期的な監査が行われている（資料10-1-22）。

2021年度の教学監査において、点検・評価ツールが多種にわたり資料の量が膨大であることから、各種資料の位置づけ、役割を整理し、点検・評価時には各資料のどこに焦点を当てて検証するのかを明確にすることが望ましい点の指摘があり課題である。

法人の業務全般については、新日本有限責任監査法人公認会計士による監査を受けている。法人役員としての監事は、本学を含む法人の各部門について、年間監査計画に基づき業務監査を定常的に実施するほか、内部監査室による教学マネジメントの監査、公的研究費の監査の報告を受け、その改善策の提示を求める体制となっている（資料10-1-23）。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

10.1.2. 長所・特色

- 学園全体の事務職員を対象とした研修体系が整えられており、年間を通して職位・経験年数を考慮した研修や全体で取り組む研修などが進められ、学園や本学の沿革、建学の精神、組織や役割等への理解を深める機会が設けられている。

10.1.3. 問題点

- 事務職員の資質向上のための研修体系は確立しているが、専門性の高い業務やある程度経験が必要な業務について対応できる者が限られており、担当者を固定せざるを得ない状況となっているため、人事異動の際に混乱が生じることがある。各部署においてOJTにより業務の属人化を解消し、業務のマニュアル化、システム化を進める。

10.1.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示し教職員に周知している。方針に基づき学長のリーダーシップが発揮できる体制を整備し、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任を明確化にして、大学の教学上の管理運営と学園全体の管理運営がなされている。

予算編成については、学園の中長期経営計画の実現に向けた資金を継続して確保することを前提として、予算は事業計画を計数的に表したものと捉え、事業計画と連動した予算が編成される。学部・学科、研究科、事務部門からの予算申請内容が精査され事業計画との整合、優先事業等について確認がされた後、予算案を決定している。

事務組織は、業務内容の多様化に対応できるよう総務部及び各センターから構成され、事務組織と教員組織間の連携を図るための機関として、各種運営会議等が置かれている。

職員の建学の精神の理解の向上のための研修として「毎朝の礼拝」「教職員夏期研修」「事務職員夏期研修」「キリスト教学校教育同盟事務職員研修会」「新任者オリエンテーション」が行われている。その他、教職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修を実施している。

大学運営の適切性については、自己点検・評価運営委員会、部長会及び内部監査室、公認会計士による監査により定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

第2節 財務

10.2.1. 現状説明

10.2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学園は、保健・医療・福祉・保育・教育を担う大学、大学院、介護福祉専門学校、中・高等学校、小学校、こども園を設置する学校法人である。学園では、中期長期経営計画を策定し、その実現に向けて中・長期財務計画に基づいて安定した財政基盤を構築するとともに、健全な大学運営を目指している。中・長期財務計画として、学園全体と大学単位の数値目標をそれぞれ設定している（資料10-2-1、10-2-2）。

学園では、2019年度に英語イマージョン教育を行う小学校の校舎建築、2020年度に小学校開校、2021年度に大学4号館耐震工事を実施してきた。今後中・高等学校では、2022～2024年度にかけて小学校の卒業生が進学するグローバルスクール中・高等学校の校舎建築、大学では2023年度に社会福祉学部こども教育福祉学科を国際教育学部こども教育学科に改組という中・長期経営計画を立てている。さらに、大学及び中・高等学校の設備関係の減価償却が終了してきているため、空調設備や教育設備等の更新も並行して計画的に行っている。これらにより、今後数年間は高額な設備投資が続くため、財政悪化を招くことがないように、資金を留保し、中・長期的に安定した財政基盤を確保しながら計画を進める必要がある。

学園の財務比率を使用した中・長期の目標は、事業活動収支差額比率5～7%、人件費比率60～65%、教育研究費比率20～25%、管理経費比率5～7%としている。事業活動収支差額比率については本学園の過去5年間の平均が8.0%となっており、経常的な収支は5.6%～10.2%の間で推移している（大学基礎データ表9）。

大学における中・長期財務計画は、定員確保を基本とし、事業活動収支差額比率10%以上、人件費比率60～65%、教育研究費比率25%以内、管理経費比率7%以内を目標としている。本学の過去5年間の事業活動収支差額比率の平均は15.0%であるが、社会福祉学部が支出超過となっている。財政の安定には、収入の大部分を占める学生生徒等納付金の安定的な確保が不可欠であり、今後も学生の確保に向けた努力を継続する。また、学生生徒等納付金以外の資金源として、補助金や外部競争的資金の獲得にも積極的に取り組むことで収入の増加を見込み、経費の効率的執行によるさらに強固な財政基盤の確立を目指す（大学基礎データ表10）。

以上のことから、大学では2021年度までは、財務比率の各数値が予算時から決算時には好転し、結果的に全国平均を上回っていた。ただ、2022年から2027年度までの学園は、大学の国際教育学部の完成年度までの支出超過への対応など、大学及び中・高等学校の定員を確保し、財政悪化を招くことのないように、より精度に高い中・長期財務計画の策定が

必要になる。

10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学と学園の財務状況について、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度の事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の主な項目の平均値を同年度の私立大学の全国平均（日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度版 今日の私学財政」）と比較分析した結果を示す（大学基礎データ表9、表10、表11）。

【事業活動収支計算書関係比率】

(1) 事業活動収支差額比率（基本金組入前当年度収支差額/事業活動収入）

事業活動収入に対する基本金組入前の当年度収支差額が占める割合で、経営的に高い方が望ましい比率である。5ヵ年平均は大学 15.0%（全国平均：7.7%）、学園 8.0%（全国平均：4.9%）と非常に良好な経営状態を維持している。

(2) 学生生徒等納付金比率（学生生徒納付金/経常収入）

学生生徒等納付金は、事業活動収入の中で最大の比重を占めており、この比率の推移が経営の安定に大きく影響する。5ヵ年平均は 83.7%（全国平均：81.0%）と高い水準で安定推移している。

(3) 経常収支差額比率（経常収支差額/経常収入）

事業活動収支計算書において、臨時的な要素を除いた経常的な活動の収支状況を見るための比率で、プラスが大きいほど経常的な収支が安定していることを示している。5ヵ年平均は大学 15.35%（全国平均：7.5%）、学園 8.1%（全国平均：4.3%）であり、経常的な収支は高い水準で安定していることが分かる。

(4) 教育活動収支差額比率（教育活動収支差額/教育活動収入計）

学校法人の本業である教育活動の収支状況を見る比率で、プラスが大きいほど教育活動に係る収支が安定していることを示している。5ヵ年平均は大学 15.5%（全国平均：6.4%）、学園 8.8%（全国平均：2.7%）であり、本業部分の収支は良好である。

【貸借対照表関係比率】

(1) 純資産構成比率（純資産/総負債+純資産）

純資産の「総負債及び純資産の合計額」に占める構成割合で、この比率が高いほど自己財源が充実していることを示し、財政的に安定している。5ヵ年平均は 71.9%（全国

平均：87.8%)となっており、安定した財政基盤が維持できている。

(2) 流動比率（流動資産/流動負債）

この比率は、1年以内に支払わなければならない流動負債に対して、流動資産がどの程度用意されているかという、学校法人の短期的な支払い能力を判断する指標の1つである。一般的に流動比率は200%以上が財務的に優良とみなされているが、5ヵ年平均は249.6%(全国平均：251.1%)となっており、十分な支払い能力を確保している。

大学の理念・目的や将来計画等を実現するために必要な財政基盤については、前述のとおり各年度の経営状況を判断する事業活動収支差額比率が直近の5年間において12.4～18.0%、経常収支差額比率13.1～18.3%、教育活動収支差額比率13.4%～18.5%の間で推移し、良好であり高い健全性を維持してきた。

また、教育研究活動の遂行と財務確保を両立させるため、中長期財務計画を学校別、学部学科別に精査し、それぞれの教育研究経費と固定資産の必要性・バランスを審査した上で、大学の教育活動が実践できるよう予算編成を行っている。大学では、安定した収入の確保に向けて学生の定員充足率の向上に務め、事業活動収支差額比率10%以上、人件費比率60～65%、教育研究費比率25%以上、管理経費比率7%以内を目標にしている。財務比率をみると同時に、教育活動資金収支差額比率の推移を毎年注視している。

特に2023年度の国際教育学部の改組を実現し、計画的に空調設備や教育設備などの高額な設備投資を行えるよう法人部門が法人全体の収支状況を加味した上で、中・長期財務計画や自己資金・借入金による資金計画を立てる必要がある。

外部資金の獲得状況については、数年前から科学研究費獲得に関する研修会を年に複数回開催していることもあり、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度の過去5年間における科学研究費助成事業の採択件数は40～60の間で推移している（大学データ集参24）。

以上のことから、本学では教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

10.2.2. 長所・特色

- 大学の収支状況を見る上で、その均衡を判断する重要な指標となる事業活動収支差額比率と経常収支差額比率について、本学の過去5年間の比率が前述したように全国平均と比べて高い水準である。

10.2.3. 問題点

- 大学においては社会福祉学部の事業活動収支差額比率が2020年度決算で△7.4%、2021年度決算△10.1%であった。社会福祉学部の定員確保が課題であり、社会福祉学部子ども教育福祉学科を2023年度から国際教育学部に改組する計画である。

10.2.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、教育研究活動を安定して遂行するために中・長期の財政計画を策定し、教育研究活動が行われている。また、大学が中・長期財政計画の指針としている事業活動収支差額比率は、過去5年間の数値は高い水準の財務基盤を確立している。

今後は、中・長期の資金計画の検証を毎年度継続的に行い、今後設置する学校がすべて完成年度を迎える2031年度に財政的に安定できるよう中・長期財務計画を立案するとともに、教育研究環境の維持・向上に対応する。

終章

本学はキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神とし、一貫して保健医療福祉及び教育・保育の分野において専門職者の養成を続け、人々の健康と福祉と教育・保育に寄与してきた。社会が必要としていることに対して真摯に応えてきた結果が現在の本学の姿であり、不断に努力を重ねてきた証でもある。2023（令和5）年4月には、新たな学部を開設し、4学部6学科、大学院3研究科、助産学専攻科の組織となり、内部質保証、教学マネジメントの重要性が増してくる中において今回の認証評価を受審することは、本学の将来を展望する上で格好の機会となったと考える。

2017年度から実行してきた中長期事業計画「未来創造躍進プラン」は、今年度で6年が経過する。計画を推進しビジョンに掲げる「保健医療福祉・教育の未来を創造する 教育・研究・実践のフロンティア大学」に発展すべく着実に歩を進めている。教育においては建学の精神と教育理念のもと聖隷グループと連携し、保健医療福祉及び教育・保育の先進的かつ独創的な教育環境と教育課程と教育方法による「聖隷教育モデル」を創出するよう努め、研究においては、大学院を中心に保健医療福祉分野の実践研究を展開し、基礎研究とは一線を画した高度実践者の育成に努めている。学生支援の面では、アドバイザー教員、学生相談室、学修支援室、カウンセラーの配置など学生に寄り添った支援を提供し、隣人愛の精神を涵養し安全安心な教育環境の創出を目指している。また、地域における大学としての役割を果たすべく、保健医療福祉及び教育・保育の基幹大学として地域の保健医療福祉及び教育・保育の発展に向けて地域との連携を推進している。さらに、大学の国際化においては、アジアを中心に複数の海外の大学との交流を図り、聖隷国際研究コンファレンスやグローバルパートナーズサミットの開催、学部での研修や実習における学生及び教員の海外派遣と海外の大学からの受け入れを推進し、アジアの保健医療福祉及び教育の分野の教育・研究・実践のハブ（Hub）大学へと発展を目指している。基盤整備の面においては、質の高い教育・研究を支える人事・組織・施設設備の充実を図るとともに、主体的かつ不断に自己点検・評価によるPDCAサイクルを運用して、大学運営及び教育研究の質の向上を促し、建学の精神と教育理念を遵守・維持し継続的発展を担う幹部教職員の人材育成を進めている。

内部質保証においては、学則に掲げる目的を実現するために教育研究活動等の点検・評価を行い、その評価と認証評価の結果を踏まえて継続的に大学教育の改善・向上に取り組む、社会に説明していくことを内部質保証の基本的な考え方とし体制を整えてきた。内部質保証のための方針と責任体制及び役割について、「聖隷クリストファー大学 各種方針」「聖隷クリストファー大学内部質保証に関する規程」「聖隷クリストファー大学部長会規程」及び「聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程」を制改定することにより、それまで実施されてきた内部質保証のための活動が、内部質保証システムとして明確に可視化されることとなった。これらの制度等の整備に加え、内部質保証システムを有効に機能させるためのサイクルと方法を明確にして全学的に取り組んできた結果、改善効果が得られるようになってきた。内部質保証システムの整備と運用においてその本質を見失わないよう、教育活動の改善・向上が学生の学修成果の向上に通じるということを教職員全員が理解し内部質保証のための活動に取り組んでいきたい。

国内の18歳人口が今後も減少し続ける中、本学のような小規模な地方私立大学にとって定員を充足させることが一層厳しくなる。2023年度に開設する新学部も含め全ての学部学科の学生の受入れに関して、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在学学生数を適正に管理していくことが大きな課題である。課題解決に向けて、教職協働による学生募集活動、高大連携の推進、不断の自己点検・評価と教育改革、改善及び組織体系の見直し、社会のニーズと人材育成のマッチング及び質の向上、大学院における有資格者や社会人の学び直し、リスクリングなど様々な方策を講じていく。

環境の変化に伴って入学者の多様化が進むと考えられるが、提供する教育プログラムの適切性や学修において本学が意図する効果の有無を3つの方針に照らして検証し、質の高い教育を提供していくことが本学の責務と考える。内部質保証システムを機能させることにより教育研究活動等の質を向上させ、保健医療福祉及び教育・保育の分野の高度な専門的知識と技術、建学の精神の涵養による豊かな人間性を身に付けた専門職者の育成を続けていきたい。